

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について

岡山県包括外部監査人

公認会計士 井上 信二

《 目 次 》

第 1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 監査の対象	1
4 包括外部監査の対象期間	1
5 事件（テーマ）を選定した理由	1
6 包括外部監査の方法	2
7 包括外部監査の実施期間	3
8 包括外部監査従事者の資格等	3
9 利害関係	3
第 2 包括外部監査対象の概要	4
1 保健福祉部及び県民局健康福祉部の組織体制	4
2 岡山県の計画	10
3 岡山県新行政評価	15
4 事業再点検	17
5 予算執行	17
6 監査対象項目	21
第 3 保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見	24
1 補助金等及び委託料に関する監査結果の概要	24
2 補助金、負担金及び交付金に関する事項	25
(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項	29
(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項	57
(3) 対象経費に対する検査確認の手法	60
(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方	71
(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方	76
(6) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項	84
3 委託料に関する事項	94
(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項	95
(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項	96
(3) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項	106
4 貸付金及び未収金に関する事項	121

5	基金に関する事項.....	129
(1)	基金の有効活用に関する事項.....	130
(2)	基金事業の効果に関する事項.....	134
6	保健福祉部が所管する公の施設の指定管理者に係る事項.....	141
第4	県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見....	151
1	扶助費-生活保護費に関する事項.....	151
2	未収金に関する事項.....	181
第5	総括.....	185
	【参考資料】 監査対象一覧.....	187
1	補助金.....	187
2	負担金.....	194
3	交付金.....	196
4	委託料.....	196
5	貸付金及び未収金.....	202
6	基金.....	203

(注1) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。このため、報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

(注2) 報告書のタイトル中に括弧書きで記載している番号は、巻末の「【参考資料】 監査対象一覧」の「No」欄に記載している番号に対応している。

(注3) 報告書に記載している法人名称は、特に断りのない限り、平成26年2月時点のものとしている。

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について

3 監査の対象

岡山県保健福祉部

なお、岡山県保健福祉部が行う事業に係る組織等も必要に応じて監査の対象とする。

4 包括外部監査の対象期間

平成24年度における執行事務（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても監査対象としている。

5 事件（テーマ）を選定した理由

国税から地方税への税源移譲、補助金の廃止・削減、地方交付税の見直しを一体として改革し、国と地方の財政関係を分権的に改めた「三位一体改革」（平成18年度を最終年度とし、3年間かけて実施された）において、総務省が示した地方財政計画により地方交付税が大幅に削減された。

その後も地方交付税の抑制傾向が続く状況下において、岡山県では毎年400億円規模の多額の収支不足が見込まれたことから、地方分権改革の推進に向けて、県民の視点に立った簡素で効率的な行政運営を行うため、「岡山県行財政構造改革大綱2008」（以下、「行革大綱2008」という。）を策定した。

行革大綱2008は、①持続可能な財政構造の確立、②おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中、③スリムな精鋭集団の県庁に変革を視点とし、平成21年度から平成24年度までを取組の推進期間

として実施し、平成 25 年度においてはその総括を行った上で、今後の岡山県が進むべき方向性が示される予定である。

行革大綱 2008 では「事務事業」については、平成 24 年度までに 107 億円の削減（対平成 20 年度当初予算比）を掲げており、各部局で重点的に取り組む事業への予算配分及びその適切な執行に努めている。

このような緊縮的な予算にあつて、一般会計予算全体に占める保健福祉部の予算は約 18%と高い割合となっている。また、保健福祉部が行う事業は県民生活に密着した事業が多く、行革大綱 2008 の取組状況について県民の視点から確認し検討を行うことは、今後の保健福祉部の事業を行うに当たり有意義なものと考えらる。

更に、岡山県における保健医療圏別人口構成（平成 22 年 10 月 1 現在）をみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の構成比は 60.6%（全国 63.8%）、高齢人口（65 歳以上）の構成比は 24.9%（全国 23.0%）と全国的な傾向である高齢化が顕著であり、子育て世帯に対する施策も含め、保健福祉行政における効果的な事業の実施が期待される場所である。

これらを踏まえ、保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について監査することは意義が大きいと判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ア 保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って実施されているか
- イ 保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているか

(2) 主な監査手続

保健福祉部が所管している事業に対して実施した監査手続は、次のとおりである。

- ア 所管課への調査前に、所管課から事業概要、年度予算の策定状況及び決算状況を把握するための関連資料を入手した。
- イ 上記アの資料に基づき、所管課に対して質問書を作成・送付し、回答書を入手した。
- ウ 上記イの回答書をもとに、所管課に対してヒアリングを行い、必要に応じて関連資料を入手

した。

エ 上記ウにおけるヒアリングの結果、更に追加の調査が必要と認めた事項について、追加ヒアリングや現場視察等を行い、契約書、証憑等の関係書類により回答書の記載事項を検証した。

7 包括外部監査の実施期間

自平成 25 年 5 月 28 日 至平成 26 年 3 月 31 日

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	井上 信二
包括外部監査人補助者	公認会計士	許 容妃
	公認会計士	蒲生 武志
	公認会計士	黄 壽容
	公認会計士	黒田 篤史
	公認会計士	川端 謙太
	公認会計士	大下 俊樹

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

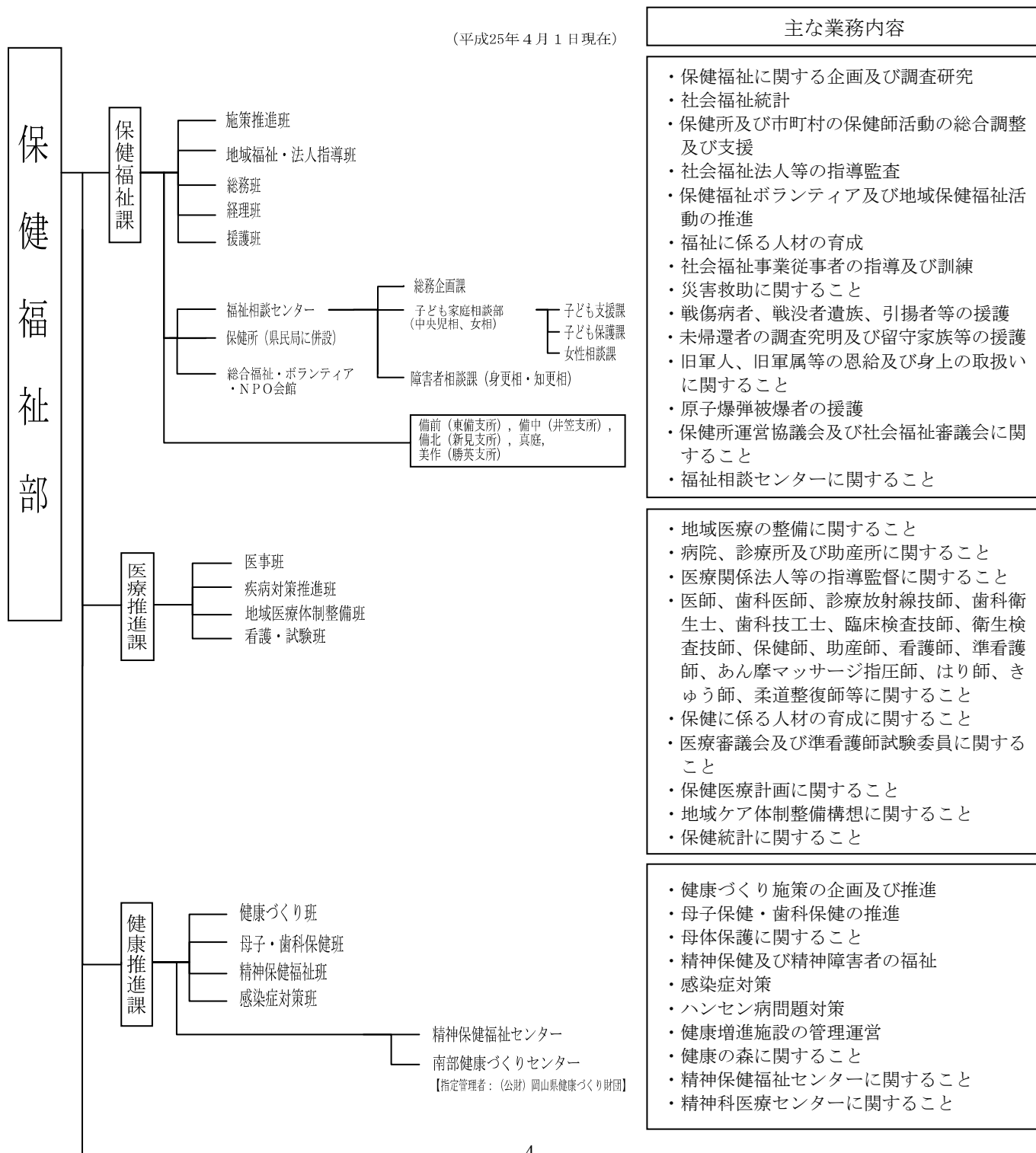
第2 包括外部監査対象の概要

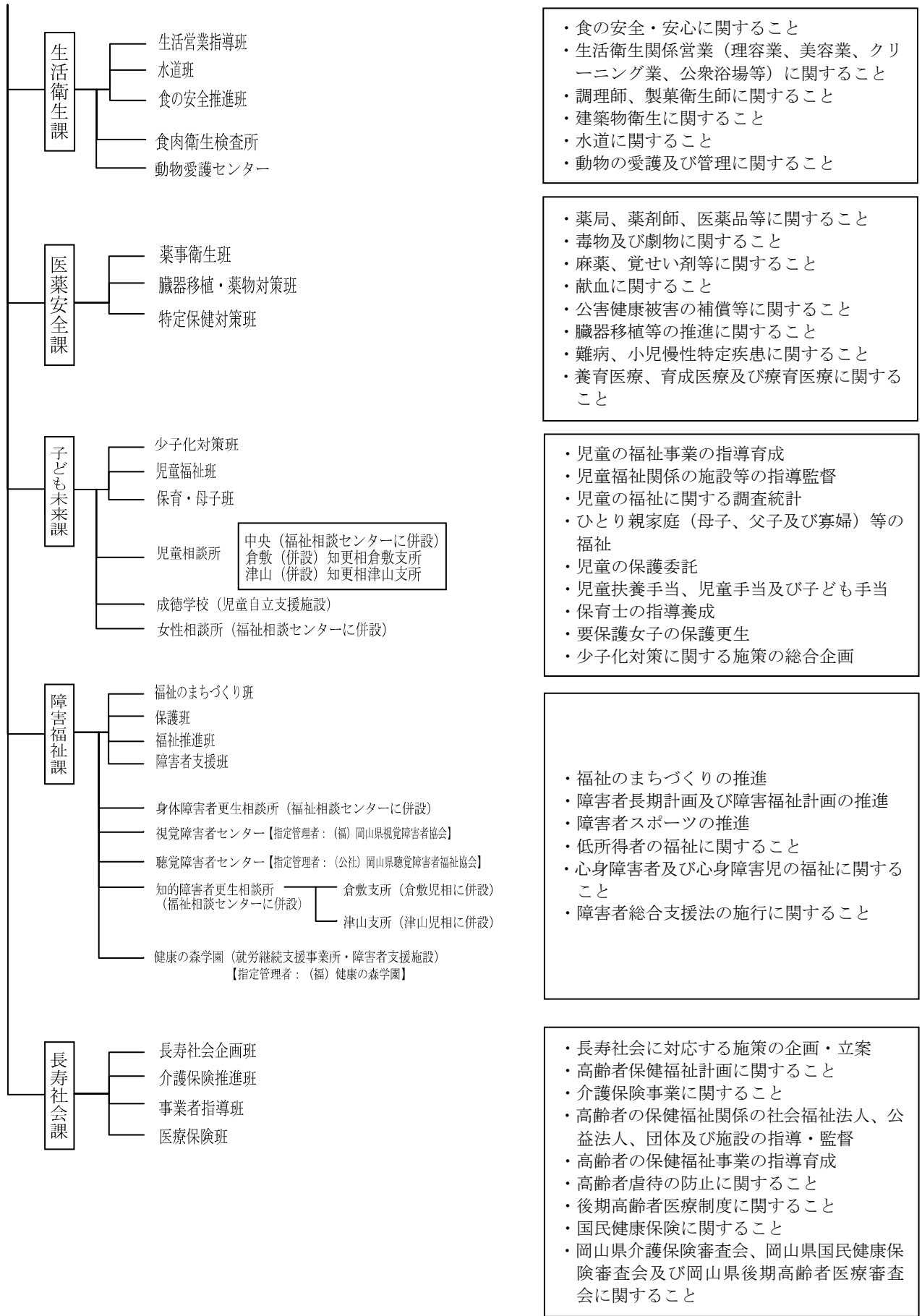
1 保健福祉部及び県民局健康福祉部の組織体制

(1) 各課の業務内容、分掌

岡山県保健福祉部の組織体制及び各課の業務内容は、次のとおりである。

(平成25年4月1日現在)

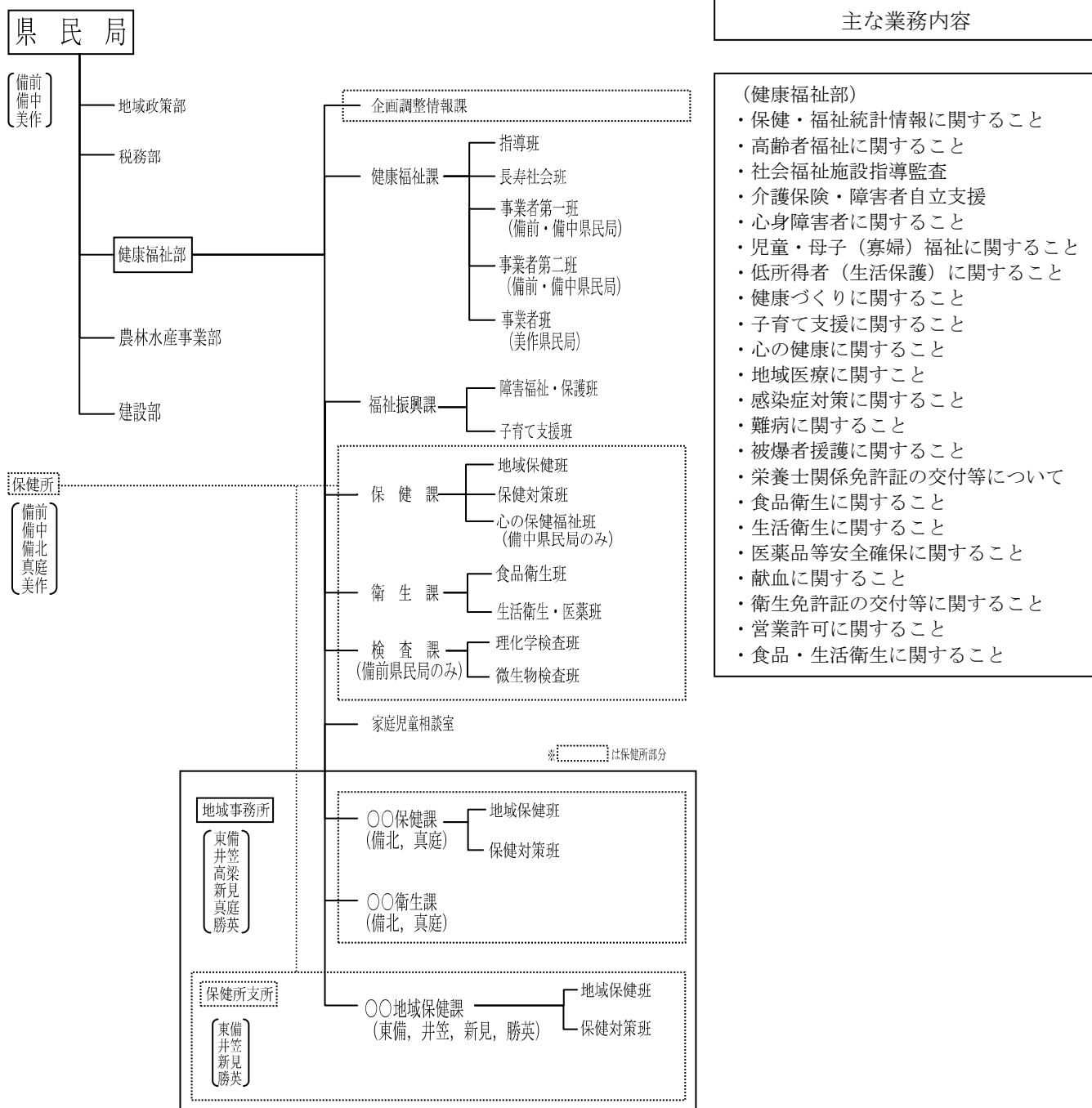




(2) 県民局の組織体制

県民局の組織体制は次のとおりである。なお、保健福祉部の監査に当たり、県民局健康福祉部の業務の一部を監査の対象とするため、その主な業務内容も記載している。また、県民局健康福祉部と関連している保健所の組織体制も合わせて記載している。

(平成25年4月1日現在)



※地域事務所は、県民局の現地事務所
※保健所は、県民局の統括出先機関

(3) 保健福祉部予算及び実績

ア 岡山県の財政状況

岡山県（以下、「県」という。）の過去 5 年間の財政状況の推移（一般会計のみ）は、次のとおりである。

（単位：百万円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳入決算額	681,098	719,833	693,380	677,950	666,405
県税	253,204	202,637	192,255	191,399	192,851
地方交付税	149,140	157,708	165,429	171,397	169,460
国庫支出金	82,853	131,133	88,366	80,616	75,918
県債	97,710	116,099	122,079	102,661	106,728
その他	98,190	112,254	125,249	131,876	121,446
歳出決算額	679,742	716,108	686,373	668,801	659,824
民生費	81,561	103,659	91,331	92,018	100,005
衛生費	13,237	21,572	16,445	21,788	16,673
教育費	176,248	167,893	169,970	167,460	169,705
公債費	102,850	104,390	104,182	102,519	101,915
その他	305,845	318,591	304,444	285,014	271,524

歳入は、税収の落ち込みにより減少傾向となっている。歳入の構成割合を見ると、税収の割合が低くなっているのに対し、県債の発行による歳入の割合が高くなる傾向にある。

各年度の歳入の状況を見つると平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、主に国庫支出金、県債発行の増加により 38,735 百万円増加、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、主に国庫支出金の減少により 26,453 百万円減少、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、主に臨時財政対策債等の発行の減少により 15,430 百万円減少している。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、主に繰入金の減少により 11,545 百万円減少している。

歳出は、教育費、公債費に次いで民生費が総歳出額に占める割合が高くなっている。平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、主に総務費、民生費、衛生費の増加により 36,366 百万円増加、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、主に民生費、土木費、衛生費の減少により 29,735 百万円減少、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、主に総務費、土木費の減少により 17,572 百万円減少している。平成 23

年度から平成 24 年度にかけて、主に総務費の減少により 8,977 百万円減少している。

なお、県の過去 5 年間の県債残高（一般会計のみ）及び各財務比率の推移は、次のとおりである。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県債残高（百万円）	1,241,376	1,274,720	1,315,474	1,335,952	1,360,999
経常収支比率（％）	97.9	95.7	89.4	92.0	93.4
将来負担比率（％）	253.8	256.7	237.7	230.7	222.1
実質公債費比率（％）	14.8	14.9	14.8	14.6	14.0

（出典：各年度決算額）

臨時財政対策債等の発行により、県債残高は増加の傾向となっている。

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である「経常収支比率」（当該比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す）は、平成 22 年度を除き、90%を超えている状況である。平成 20 年度から平成 21 年度にかけては、定数削減等により職員給が減少したことにより 2.2%減少、平成 21 年度から平成 22 年度にかけては、期末勤勉手当等により職員給が減少したことなどにより義務的経費が減少したことに加え、地方交付税、臨時財政対策債が増加したことにより 6.3%減少しており、平成 22 年度から平成 23 年度にかけては臨時財政対策債の発行が減少したことにより 2.6%増加している。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率である将来負担比率及び実質公債費比率はそれぞれ早期健全化基準である 400%、25%をともに下回っている。将来負担比率は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけては臨時財政対策債を除く地方債残高の減少に伴い 19.0%減少している。また、実質公債費比率は每期ほぼ一定水準で推移している。

イ 保健福祉部の予算及び決算の状況

保健福祉部の予算の内、一般会計の歳出に係る当初予算、補正予算及びその決算額の内容は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	予算	補正	補正後 予算	前年度 繰越額	予備費 及び 流用額	計	決算額	翌年度	不用額
歳出	115,625	1,222	116,848	3,896	13	120,758	116,773	1,478	2,507
総務費	140	171	311			311	310		0
総務管理費	140	171	311			311	310		0
民生費	95,347	2,819	98,166	3,896	13	102,077	99,789	1,394	893
社会福祉費	81,970	811	82,782	3,185	13	85,981	84,286	1,107	588
児童福祉費	11,907	2,118	14,025	711		14,736	14,167	286	282
生活保護費	1,462	△ 111	1,350			1,350	1,329		20
災害扶助費	7	1	8			8	6		3
衛生費	20,138	△ 1,768	18,370			18,370	16,673	83	1,612
公衆衛生費	7,738	261	8,000			8,000	7,480	83	435
環境衛生費	1,442	△ 55	1,387			1,387	1,366		20
保健所費	1,832	△ 7	1,825			1,825	1,789		35
医薬費	9,125	△ 1,967	7,158			7,158	6,036		1,121

平成 24 年度において、保健福祉部の民生費は 99,789 百万円（県全体の 99.8%）、衛生費は 16,673 百万円（県全体の 100.0%）であり、県の民生費、衛生費は概ね保健福祉部の歳出となっている。

2 岡山県の計画

(1) おかやま夢づくりプラン

平成 24 年 4 月、「第 3 次おかやま夢づくりプラン～持続的に発展し、安心して暮らせる岡山を目指して～」(以下、「夢づくりプラン」という。)がスタートした。夢づくりプランは、県政において最上位に位置づけられる総合的な計画であり、2020 年頃の目指すべき岡山の将来像である長期構想とその実現に向けて重点的に取り組む基本戦略や施策を盛り込んだ中期的なプランである行動計画という二つの性格を併せ持つものである。

行動計画の計画期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 ヶ年間とされており「暮らしやすき日本一」の岡山の実現に向け、「安全・安心な地域づくり」、「将来を担う人づくり」、「発展につながる産業づくり」、「豊かで潤いのある暮らしづくり」の 4 つの基本戦略等を掲げ、施策を効率的かつ効果的に実施することとしている。当該計画における基本戦略の推進の方向性は次のとおりである。

基本戦略	推進方向
安全・安心な地域づくり	「安全・安心」は人々の生活の基本であり、全ての県民の願いです。災害から命を守り、犯罪や事故がなく、安心して生活ができる地域づくりを進めます。
将来を担う人づくり	将来の岡山の発展を担うのは「人」です。人づくりに積極的に取り組み、地域社会を担い、これからの岡山を支えていく人材を育てます。
発展につながる産業づくり	岡山の持続的な発展の原動力は、「産業」の活性化です。アジア経済の成長等の時代の潮流を踏まえ、活発な経済活動の促進や競争力の強化など、力強い産業の育成を進めます。
豊かで潤いのある暮らしづくり	価値観が変化する中、「潤い」のあるライフスタイルへの転換が求められています。文化・スポーツなどを楽しむ環境づくりをはじめ、県民の生活の質を高める取組を進めます。

また、当該計画を含む平成 24 年度の保健福祉行政に係る予算は次のとおりである。

(普通会計、単位：千円)

基本戦略	戦略プログラム	平成 24 年度 当初予算額	平成 23 年度 当初予算額
安全・安心な地域づくり	1 県民の命を守る防災・減災	1,579,130	1,601,436
	2 犯罪や事故のない社会実現	1,831	1,837
	3 誰もが安心！子育て応援	3,370,092	3,577,053
	4 良質で先進的な保健・医療・福祉サービス提供	21,085,115	25,374,321
	5 安全で安心な県民生活確保	135,219	161,879
	小計	26,171,387	30,716,526
将来を担う人づくり	1 学校・家庭・地域の連携による教育推進	該当なし	該当なし
	2 世界にはばたけ！グローバル人材育成・誘致	該当なし	該当なし
	3 支え合いの心あふれる社会実現	14,276	17,588
	4 地域を支えリードする担い手育成	134,832	132,515
	小計	149,108	150,103
発展につながる産業づくり	1～6 略	該当なし	該当なし
豊かで潤いのあ る暮らしづくり	1 文化・スポーツ・学びを楽しむ暮らし創造	36,104	36,478
	2 地球と人にやさしい岡山流スマートライフ発信	該当なし	該当なし
	3 未来につなぐ！自然と景観の保全	該当なし	該当なし
	4 誰もがいきいき働き活躍できる社会実現	該当なし	該当なし
	小計	36,104	36,478
基本戦略横断プロジェクト及び中四国州構想推進プロジェクト		該当なし	該当なし
その他（※）		89,362,217	86,810,646
合計		115,718,816	117,713,753

※ 夢づくりプラン以外のプロジェクト

※2 再掲分については主な戦略プログラムに含まれているため計上していない

保健福祉部の戦略プログラム等を遂行するための予算のうち、5 億円を超えるものは次のとおりであり、前年度の予算と対比し、増減が著しいものはその理由を記載している。

【基本戦略Ⅰ 安全・安心な地域づくり】

戦略プログラム：県民の命を守る防災・減災プログラム

事項名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	増減	備考
社会福祉施設等耐震化等整備事業費	872,215	860,468	11,747	
救急医療体制整備費	697,842	734,680	△ 36,838	

戦略プログラム：誰もが安心！子育て応援プログラム

事項名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	増減	備考
小児医療対策費	662,006	781,450	△ 119,444	※1
安心こども基金事業費	868,359	880,106	△ 11,747	

(主な増減理由)

※1 政令市の補助率変更(1/20→0)及び医療費見込の減

戦略プログラム：良質で先進的な保健・医療・福祉サービス提供プログラム

事項名	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	増減	備考
地域医療再生事業費	4,374,215	2,962,225	1,411,990	※1
医療施設等施設整備費	2,423,150	3,875,274	△ 1,452,124	※2
子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費	827,239	1,373,006	△ 545,767	※3
特定疾患対策費	2,336,797	2,266,836	69,961	
心身障害者医療費特別措置費	638,928	730,705	△ 91,777	
障害者自立支援対策臨時特例事業費	541,482	1,270,927	△ 729,445	※4
軽費老人ホーム運営費補助金	606,234	616,498	△ 10,264	
岡山県介護保険財政安定化基金交付金	4,000,501	0	4,000,501	※5
介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	1,809,468	8,590,471	△ 6,781,003	※6

(主な増減理由)

※1 第2次地域医療再生基金事業の実施による増

※2 施設整備事業見込の減

- ※3 ワクチン接種対象者の減少による減
- ※4 事業者の新体系移行に伴う運営安定化事業の減
- ※5 岡山県地域介護活動支援等基金の創設
- ※6 制度改正に伴う交付金事業の終了及び施設整備事業見込の減

【その他】(夢づくりプラン以外のプロジェクトに係る予算)

事項名	平成 24 年度 当初予算額	平成 23 年度 当初予算額	増減	備考
原爆障害者対策費	881,088	952,995	△ 71,907	
岡山県精神科医療センター運営負担金	664,316	654,379	9,937	
精神障害者自立支援給付費	1,528,655	1,226,521	302,134	※1
広域水道整備促進費	654,509	655,010	△ 501	
児童手当費	4,861,027	4,283,056	577,971	※2
児童保育費	1,136,066	1,112,257	23,809	
児童保護費	2,608,244	3,912,437	△ 1,304,193	※3
自立支援給付費	6,393,854	5,009,435	1,384,419	※4
生活保護費	1,324,599	1,286,801	37,798	
後期高齢者医療費	23,093,582	22,067,412	1,026,170	※5
岡山県後期高齢者医療安定化基金積立金	513,211	480,225	32,986	
介護給付費負担金	22,597,263	21,329,407	1,267,856	※6
国民健康保険費	14,548,657	13,250,941	1,297,716	※7
保健福祉部職員費	5,255,349	5,246,177	9,172	

(主な増減理由)

- ※1 支払対象見込件数の増
- ※2 制度改正による増
- ※3 制度改正による減
- ※4 制度拡充等による見込の増
- ※5 対象見込者数の増
- ※6 給付見込額の増
- ※7 対象医療費見込の増

(2) 岡山県の個別事業計画

夢づくりプランにおける戦略プログラムを実行するに当たっては、すでに策定された個別の事業計画の推進が不可欠であり、各戦略プログラムに対応する個別の事業計画を夢づくりプランの資料としてあわせて公表している。

(例) 良質で先進的な保健・医療・福祉サービス提供プログラムの個別事業計画

事業計画等の名称	計画期間等
第6次岡山県保健医療計画 ※	平成23～27年度
岡山県地域医痕再生計画 ※	平成22～25年度
第2次岡山県地域医療再生計画 ※	平成23～25年度
健康おかやま21	平成13～24年度
岡山県自殺対策基本計画	平成23～27年度
岡山県歯科保健推進計画	平成24～28年度
岡山県がん対策推進計画	平成21～24年度
岡山県感染症予防計画	平成11年度～
岡山県結核予防計画	平成22～26年度
岡山県肝炎対策計画	平成23～27年度
岡山県食育推進計画	平成19～24年度
第2期岡山県障害者計画 ※	平成23～27年度
第3期岡山県障害福祉計画	平成24～26年度
第5期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 ※	平成24～26年度
岡山県地域福祉支援計画(改訂版)	平成20～24年度
岡山県医療費適正化計画	平成20～24年度
岡山県周産期医療体制整備計画 ※	平成23～27年度
岡山県新型インフルエンザ対策行動計画 ※	平成17年度～

※は複数のプログラムに関連する事業計画等

3 岡山県新行政評価

県では平成 25 年度から「新行政評価」を実施しており、平成 24 年度の政策・施策・事務事業を対象にした評価結果が平成 25 年 8 月に公表されている。当該評価については、行革大綱 2008 及び夢づくりプランにおいて、成果重視の効果的な県政推進のため、政策から事務事業レベルまでに体系化した行政評価システムを構築するとされており、これに基づいて新たに構築した評価システムを活用し、夢づくりプランにより推進した平成 24 年度の政策等について、実績の評価を行っている。

具体的には政策から施策、事務事業までを体系化し、指標の達成度を重視して、数値により客観的に評価を行うこととしている。

区分	内容
(1) 政策評価	夢づくりプランに掲げる 23 の戦略プログラム等の政策達成レベルを算出するもので、「暮らしやすさ指標」をもとに施策評価を参考にしながら評価を行う。
(2) 施策評価	夢づくりプランに掲げる 207 のメッセージ施策と基本施策の達成レベルを算出するもので、関係課室で設定した「成果指標」をもとに、事務事業評価を参考にしながら評価を行う。
(3) 事務事業評価	夢づくりプランに関係する事務事業（1148 事業）について、達成度や施策への貢献度、事業実施に当たっての効率性等を勘案して総合的に評価を行う。

保健福祉部では、夢づくりプランに基本戦略「安全・安心な地域づくり」として位置づけられている 5 つの戦略プログラムのうち、主として「誰もが安心！子育て応援」、「良質で先進的な保健・医療・福祉サービス提供」及び「安全で安心な県民生活確保」について評価している（次表の太斜字）。各評価は数値目標が掲げられており、その達成度合いに応じて 5 段階評価している。

基本戦略	政策コード	戦略プログラム等&政策名'	政策達成レベル
基本戦略Ⅰ 安全・安心な地域づくり	11	県民の命を守る防災・減災	3.8
	12	犯罪や事故のない社会実現	3.6
	13	誰もが安心！子育て応援	3.0
	14	良質で先進的な保健・医療・福祉サービス提供	3.5
	15	安全で安心な県民生活確保	3.8
		平均	3.5
基本戦略Ⅱ 将来を担う人づくり	21	学校・家庭・地域の連携による教育推進	2.6
	22	世界にはばたけ！グローバル人材育成・誘致	2.6
	23	支え合いの心あふれる社会実現	3.4
	24	地域を支えリードする担い手育成	4.0
		平均	3.2
基本戦略Ⅲ 発展につながる産業づくり	31	アジアへ！世界へ！産業グローバル戦略推進	3.1
	32	ものづくり産業イノベーション推進	2.7
	33	成長につながる企業の誘致・集積	1.6
	34	地域産業パワーアップ・新ビジネス育成	4.5
	35	「おもてなし岡山」魅力発信・誘客	1.9
	36	儲かる産業に！攻めの農林水産業育成	3.8
		平均	2.9
基本戦略Ⅳ 豊かで潤いのある暮らしづくり	41	文化・スポーツ・学びを楽しむ暮らし創造	4.1
	42	地球と人にやさしい岡山流スマートライフ発信	3.4
	43	未来につなぐ！自然と景観の保全	4.8
	44	誰もがいきいき働き活躍できる社会実現	3.0
		平均	3.8
基本戦略横断プロジェクト	51	元気！輝く中山間地域活性化	4.0
	52	「晴れの国」発！新エネルギー拡大	3.4
	53	胸を張ってPR！岡山まるごと情報発信	2.3
中四国州構想推進プロジェクト	60	中四国州構想推進	3.3
		平均	3.3
		全体平均	3.3

(出典：岡山県ホームページ)

4 事業再点検

平成 25 年度にはいり、「有識者による事業再点検結果報告書」（平成 25 年 9 月 11 日 事業再点検に関する有識者会議）が公表されており、県が実施する事業について今後のあり方等について言及されている。

前述の戦略プログラムは保健福祉部及び県民局健康福祉部が直接行うもの、補助等を通じて市町村が実施するもの、社会福祉法人や医療機関、関連民間団体等が実施するものなどがあり、県の福祉の充実のために官民一体となって事業が実施されている。

監査に際しても、当該報告書における課題を踏まえて関係書類の確認を行った。

5 予算執行

(1) 予算執行方針等

県では毎年度当初、「予算の執行方針について（依命通達）」が総務部長から各部局長宛て通知されている。それは、県の現状を踏まえた上で「平成 24 年度予算の執行に当たっては、夢づくりプランの政策目標の達成に向けた取組を積極的に推進するとともに、行革大綱に基づく改革に着実に取り組みつつ、地域経済・雇用対策に対する確にに対応する観点から、次の事項に留意のうえ、計画的かつ効率的な執行に格段の配慮をされたく、命により通知する。」との趣旨である。具体的には、予算執行に関する全般的事項、歳入・歳出に関する事項、企業会計の執行、基金の運用・管理などについて留意すべき事項が通知されている。

歳出に関する事項は 7 項目（「1 経費の節減について」、「2 適正な予算執行について」、「3 予算の配当について」、「4 補助金等の適正な執行について」、「5 繰出金の執行について」、「6 入札残金の執行について」及び「7 時間外勤務の縮減について」）にわたって記載されている。

そのうち、「1 経費の節減について」、「2 適正な予算執行について」及び「4 補助金等の適正な執行について」は、それぞれ次のように記載されている。

1 経費の節減について

行革大綱に基づき着実に改革に取り組んでいく趣旨を踏まえ、事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努めるとともに、事務能率の向上、事務処理の合理化を図るよう努力すること。同時に、エコ製品の活用も含め、

一層の環境負荷低減に取り組むこと。

物件費（旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料）については、予算でも節減を図ったところであるが、現下の厳しい財政状況から、予算枠にかかわらず、真に必要な経費に限って効率的な執行を行い、極力節減に努めること。

なお、各種イベントの開催に当たっては、費用対効果等を勘案しながら、できるだけ効率的・効果的な実施に努めること。

また、経費節減については、日常業務における職員のコスト意識や自発的取組が肝要であることから、予算の使い切りの発想を払拭するなど、職員意識の徹底について格段の配慮を行うこと。

2 適正な予算執行について（一部抜粋）

予算執行に当たっては、「予算の適正な執行について」（平成 22 年 3 月 30 日総第 897 号、会第 357 号）を踏まえ、各職員が法令その他財務規則等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し、内部チェック機能の強化等を通じて、適正な事務処理に努めるとともに、安易に従前の例を踏襲することなく、真に適正かつ妥当な経費となるよう留意すること。

特に、契約の締結に当たっては、「岡山県入札制度等改革推進計画」（平成 19 年 3 月策定）を踏まえ、一般競争入札を基本とすること。また、随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等、競争性のある契約方式を導入するとともに、随意契約の根拠を明確にし、契約金額の妥当性についても厳しく検証するよう留意すること。

4 補助金等の適正な執行について

補助金、委託料、出資金、貸付金については、厳正な事前審査を通じ事業内容、事業体制等事業対象としての適格性を十分検討のうえ事業を執行し、執行後も指導、監督を強化し、事業効果を必ず確認すること。また、事業執行の時期については、資金管理面からも有効、適切な執行を図るよう配慮すること。

(2) 補助金等の意義

県の「会計事務必携」（以下、「事務必携」という。）によれば、(節)「負担金、補助金及び交付金」とは、県が県以外の者の行う事務、事業に対し、その助成又は財政上の援助を与えるために支出する経費である。

地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又

は補助をすることができる。」とし、公益上の必要性について定めている。

(補助金)

補助金とは、特定の事業研究等を育成助長するために、県が公益上必要があると認めた場合に補助するもので、国庫財源によるものを含む。県では補助金の交付に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年8月17日、岡山県規則第56号）に基づき執行している。

区分	内容
直接補助金	県が、市町村、組合又は個人に対し、直接に交付する補助金
間接補助金	県が、市町村等を通じて組合又は個人に対し間接的に交付する補助金

補助金交付の要件として、憲法第89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めている。

(負担金)

負担金とは、法令上特定の事業等について、県が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの、又は、県が任意に構成、加入している各種団体の会費的なものである。

内容	例示（一部抜粋）
法令に具体的に明記されている負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費負担金（生活保護法73） ・生活保護施設事務費負担金（生活保護法73） ・児童福祉施設整備費負担金（児童福祉法50） <p style="text-align: right;">等</p>
要綱等による負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税申告書発送事務負担金（自治省依命通達） <p style="text-align: right;">等</p>
法令上支出義務を負わない任意負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会負担金 ・各種団体、協議会等の会費的負担金 ・大会、会議、研修等の経費負担金 ・調査等の経費負担金 <p style="text-align: right;">等</p>

事務必携には、補助金と負担金の区分に関して、「補助金は、元来地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決められるものであるが、負担金は、建前としては自己の意思に基づかずして義

務的経費である点において、その性質を異にしている。(地方財務実務辞典)」と記載されているが、上表の任意負担金に関しては、県の判断に委ねられるものと思われる。

(交付金)

交付金とは、一般的には法令、条例等で市町村あるいは組合等に対して県の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として支払うものである。

(3) 委託料の意義

事務必携によれば、(節)「委託料」とは、法令の根拠に基づいてなされる委託及び地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的なもの、主として特殊な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とする試験、研究、調査等の委託に要する経費である。

また、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する(地方自治法第234条第1項)。

なお、保健福祉部の委託料には、保健福祉部所管の公の施設の管理を行う指定管理者に対する指定管理料が含まれている。ただし、指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、「契約」ではないため、地方自治法第234条に定める契約に関する規定の適用はなく、同条に定める「入札」の対象とはならない。管理業務の実施に当たっての細目的事項については、県と指定管理者との間の協議により定めることになるため、両者間で協定書を締結している。

(4) 支出の法的根拠

地方財政法は予算の編成及びその執行について、次のように定めている。

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

また、地方自治法では、支出の方法として次のように定めている。

(支出の方法)

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

6 監査対象項目

保健福祉部における費目別歳出額の推移及び貸付金等現在高は、次のとおりである。

【保健福祉部の歳出推移】

(単位：百万円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度		備考欄
			金額	構成比	
負担金, 補助及び交付金	84,890	90,653	95,073	81.4%	○
扶助費	7,804	8,075	6,857	5.9%	○
積立金	5,773	5,660	4,234	3.6%	
償還金, 利子及び割引料	433	447	1,643	1.4%	
委託料	1,603	1,448	1,542	1.3%	○
貸付金	335	366	386	0.3%	
人件費等(※1)	5,504	5,472	5,243	4.5%	
その他	1,670	1,937	1,792	1.5%	
合計	108,016	114,062	116,773	100.0%	

※1 給料、職員手当等、共済費、報酬、賃金の合計。

※2 各費目の金額は、県民局への令達額、他課分任受渡額を含む。

※3 上表備考欄に○印を付している項目は監査対象としたことを示している。

【保健福祉部の貸付金等現在高】

(単位：百万円)

項目	平成 24 年度末 現在高	備考欄
貸付金	5,401	○
未収金	153	○
基金	24,660	○

※ 上表備考欄に○印を付している項目は監査対象としたことを示している。

平成 24 年度の保健福祉部の歳出額の 81.4%を占める「負担金、補助及び交付金」に加え、「扶助費」及び「委託料」を対象とした。扶助費は特に生活保護に関する事項を対象とした。

更に、「貸付金」、「未収金」及び「基金」については、債権管理及び基金の有効活用の観点から重要と考えられるため、監査の対象とした。

保健福祉部の予算には、県民局に対して「予算令達」(予算割当て)されるものが含まれている。監査の対象とした項目のうち、「負担金、補助及び交付金」及び「委託料」は、ほとんどが保健福祉部(本庁)で執行されることから、県民局への予算令達分は、監査の対象から除外した。

一方、生活保護に関する事務は、主に各県民局(健康福祉部)で行われるため、生活保護費及び関連する未収金に係る事務については、県民局健康福祉部を対象とした。

監査の指摘事項及び意見は、「第 3 保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見」と「第 4 県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見」に記載している。

本報告書における指摘事項及び意見の件数は、次のとおりである。

【指摘事項及び意見の件数一覧】

項目		指摘 事項	意見	計
保健福祉部に 対する監査の 指摘事項及び 意見	補助金、負担金及び交付金に関する事項			
	(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項	0	11	11
	(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項	2	0	2
	(3) 対象経費に対する検査確認の手法	0	1	1
	(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方	0	1	1
	(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方	0	1	1
	(6) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項	0	2	2
	委託料に関する事項			
	(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項	1	0	1
	(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項	0	1	1
	(3) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項	0	7	7
	貸付金及び未収金に関する事項	0	4	4
	基金に関する事項			
	(1) 基金の有効活用に関する事項	0	1	1
	(2) 基金事業の効果に関する事項	0	1	1
	保健福祉部が所管する公の施設の指定管理者に係る事項	0	0	0
県民局健康福 祉部に対する 監査の指摘事 項及び意見	扶助費-生活保護費に関する事項	2	9	11
	未収金に関する事項	1	2	3
計		6	41	47

なお、指摘事項及び意見には該当しないが、監査人が報告書に記載すべきと判断した事項については、本文中に「監査の結果」として記載している。

第3 保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見

1 補助金等及び委託料に関する監査結果の概要

保健福祉部について、補助金等に関する監査結果は次のとおりである。その属性によって、次の6項目に分類している。

- | | | |
|------------------------------|---|------------|
| (1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項 | } | 事務手続に関する事項 |
| (2) 補助金に係る事務手続に関する指摘事項 | | |
| (3) 対象経費に対する検査確認の手法 | | |
| (4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方 | | |
| (5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方 | | |
| (6) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項 | | |

また、委託料に関する監査結果は次のとおりである。その属性によって、次の3項目に分類している。

- | |
|------------------------------|
| (1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項 |
| (2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項 |
| (3) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項 |

2 補助金、負担金及び交付金に関する事項

保健福祉部の補助金、負担金及び交付金のうち、金額的重要性に応じて監査の対象とすべき案件を選定し、質問書の送付、所管課へのヒアリング及び決裁文書等の関連資料の閲覧を実施した。

【抽出基準】

10 百万円以上の予算執行案件	全件
10 百万円未満の予算執行案件	3 年間の金額がほぼ同額の案件等の中から任意抽出

抽出した案件の件数及び金額の内訳は、次のとおりである。

区分	歳出額	平成 24 年度歳出額のうち、監査の対象とした額		
		10 百万円以上	10 百万円未満※	合計
補助金	268 件 93,130,254 千円	80 件 14,743,749 千円	20 件 39,500 千円	100 件 14,783,250 千円
負担金		16 件 61,719,207 千円	4 件 3,569 千円	20 件 61,722,776 千円
交付金		9 件 16,345,234 千円	1 件 —	9 件 16,345,234 千円
合計	268 件 93,130,254 千円	105 件 92,808,192 千円	24 件 43,069 千円	129 件 92,851,262 千円

※ 10 百万円未満の案件については、3 年間の金額がほぼ同額の案件等の中から任意抽出した。

監査の対象とした案件について、支出の根拠が法令に基づくもの、県の補助要綱に基づくもの及び伺定め¹の3つに分類して集計した。また、それぞれの交付開始年度が相当経過しているもの（平成 15 年度以前から交付されているか（※）を基準とした）についてもあわせて集計した。

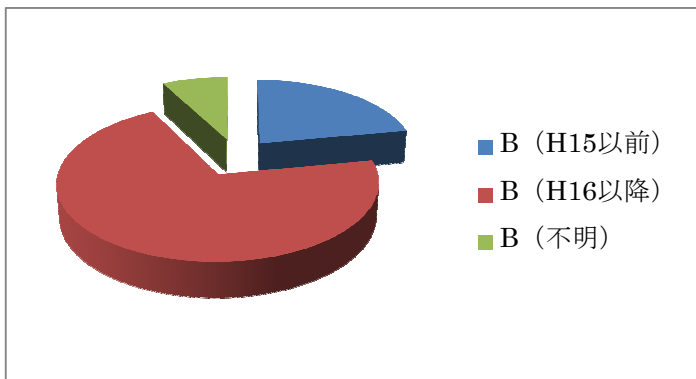
その結果は、次のとおりである。表中 A 法令に基づくもの、B 要綱等（協定書含む）に基づくもの、C 伺定めによるものである。

※ 開始時期は不明であるが、平成 15 年以前から交付されていることが明らかなものを含む。

(補助金)

(単位：千円)

根拠	開始年度	件数	割合	H24 年度執行額	割合
要綱等	B (H15 以前)	38	38.0%	3,263,401	22.1%
	B (H16 以降)	55	55.0%	10,392,313	70.3%
	B (不明)	7	7.0%	1,127,535	7.6%
総計		100	100.0%	14,783,250	100.0%



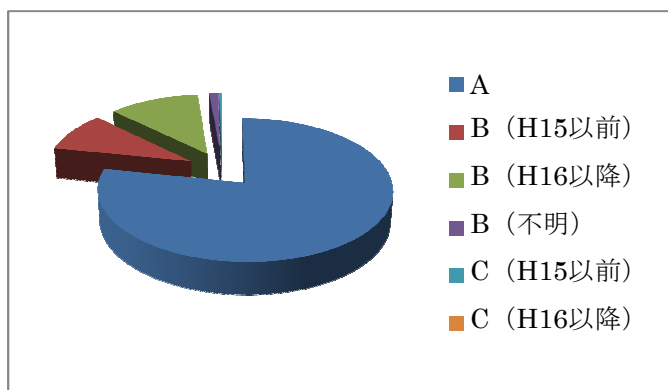
平成 15 年度以前から交付されている補助金 38 件、3,263 百万円のうち、10 百万円未満の補助金は 14 件、23 百万円であった。

交付開始時期が現時点で不明である案件が 7 件、1,127 百万円となっている。

(負担金)

(単位：千円)

根拠	開始年度	件数	割合	H24 年度執行額	割合
法令	H15 以前	4	20.0%	25,653,110	41.6%
	H16 以降	3	15.0%	22,608,888	36.6%
	A 合計	7	35.0%	48,261,998	78.2%
要綱等	B (H15 以前)	3	15.0%	5,630,420	9.1%
	B (H16 以降)	3	15.0%	6,982,793	11.3%
	B (不明)	1	5.0%	688,296	1.1%
伺定め	C (H15 以前)	5	25.0%	158,789	0.3%
	C (H16 以降)	1	5.0%	480	0.0%
総計		20	100.0%	61,722,776	100.0%



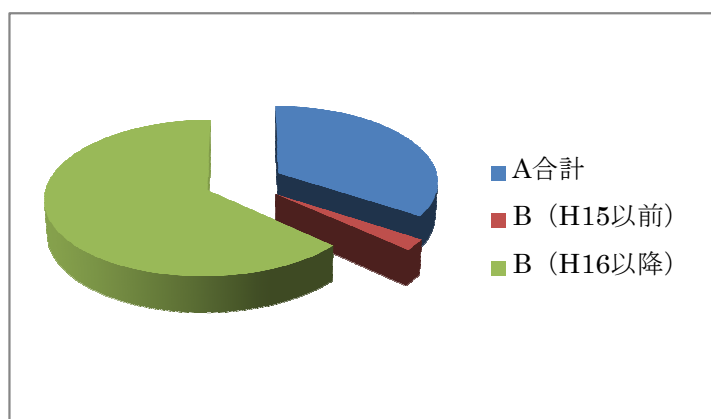
負担金は、法令に基づく案件が全体の78.2% (7件) を占めている (左のグラフのA合計)。

負担金の内、法令に基づくもの以外の案件は、全体の21.8%である。これには、伺定めにより決裁を受け、交付されるもの (左のグラフのC、6件、159百万円) も含まれている。

(交付金)

(単位：千円)

根拠	開始年度	件数	割合	H24年度執行額	割合
法令	H15以前	1	11.1%	4,984,793	30.5%
	H16以降	1	11.1%	614,181	3.8%
	A合計	2	22.2%	5,598,974	34.3%
要綱等	B (H15以前)	3	33.3%	390,397	2.4%
	B (H16以降)	4	44.4%	10,355,862	63.4%
総計		9	100.0%	16,345,234	100.0%



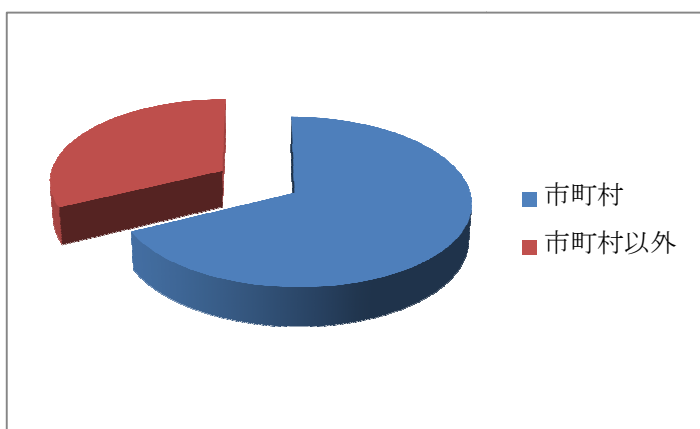
交付金は、法令及び交付要綱に基づいて交付されている。

平成15年度以前から交付されている案件は、全体の32.9% (金額比) となっている。

また、監査対象とした補助金等の交付先の構成については次のとおりである。市町村に対する交付については監査対象全体に対する件数及び金額の割合は、それぞれ 36.4%及び 67.8%となっている。

(単位：千円)

相手先	件数	割合	H24 年度執行額	割合
市町村	47	36.4%	62,928,404	67.8%
市町村以外	82	63.6%	29,922,857	32.2%
総計	129	100.0%	92,851,262	100.0%



(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認し、事業の内容について聴取した結果、福祉行政上、これまで必要な補助金等と位置付けられてきたものとするが、金額の多寡にかかわらず、「本当に必要なのか」という観点から、そのあり方や算定方法に関して検討を要する事案は次のとおりであった。

補助金等の交付が長期にわたっているものであり、その必要性について議論するためにも、終期を定め、効果の有無を検証していく必要がある。

ア 岡山県福祉事業団育成強化費補助金 (①-9)

(7) 概要

所管課	保健福祉課
交付先	公益財団法人岡山県福祉事業団
平成 24 年度予算執行額	11,575,448 円

公益財団法人岡山県福祉事業団（以下、「事業団」という。）は昭和 37 年に県と一体となって県民福祉の振興に寄与するために設立され、障害児（者）支援のための助成金交付事業、岡山県総合福祉会館（以下、「総合福祉会館」という。）の管理運営事業及び社会福祉施設への貸付事業等を行っている。

当該補助金は、事業団を管理、運営及び育成強化するために必要な事業に対し、県が予算の範囲内で交付するものであり、事業団が実施する事業のうち総合福祉会館の管理運営事業に対する経費の一部を補助するものとなっている。

総合福祉会館の概要及び使用状況は、次のとおりである。

(概要)

- ・開館年月日：昭和 51 年 2 月 1 日
- ・設置主体：県、事業団
- ・建物の構造：RC（鉄筋コンクリート）造地上 9 階、地下 1 階（建設費 912,386 千円）

(使用状況等)

総合福祉会館の使用状況は、次表のとおりである。土地は県が全体の 8 割を超える面積を所有している。建物については、地下 1 階から地上 4 階までは、一部個人が所有している面積を除き、県

が所有している。また、5階から9階までは事業団が所有している。

県が所有している建物部分については、県事務所として岡山教育事務所が使用している以外は、事業団に無償貸与し、事業団の管理事務所を設置しているほか、大ホールや会議室を貸会議場として一般に賃貸している。また、事業団が所有している建物部分については、福祉関係団体等の事務所として無償貸与しているほか、会議室を貸会議場として一般に賃貸している。

なお、個人所有の土地及び建物については、県所有及び事業団所有部分とは出入口や共用部分が別となっており、完全に区分されている。

	所有者	面積	内容等
土地	県	1,118.5 m ²	岡山県社会福祉協議会からの寄付 1,052.7 m ² 、個人からの買収 65.8 m ²
	個人	257.0 m ²	
	合計	1,375.5 m ²	
建物	県	1,093.5 m ²	事業団等へ無償貸与： 地階・1階・4階（事務所、倉庫、大ホール、会議室、大研修室）
		562.2 m ²	岡山教育事務所使用：地階・2～4階（事務所、倉庫）
		710.3 m ²	共用部分：地階～4階
	県合計	2,366.0 m ²	
	事業団	2,182.3 m ²	5～9階（事務所、倉庫、会議室）、福祉関係団体等に事務所を無償貸与
	個人	825.6 m ²	1～3階
	合計	5,373.9 m ²	

現在、事業団が無償貸与している福祉関係団体等の状況は以下のとおりである。

(平成25年4月1日現在)

	階数	入居団体等	面積	入居年月
福祉事業	5階	公益財団法人岡山県愛染会	111.82 m ²	平成18年8月
		子ども未来課作業室	52.16 m ²	平成18年4月
		一般社団法人岡山県介護福祉士会	75.63 m ²	平成19年2月
		会議室	81.77 m ²	—

団 所 有 部 分	6階	岡山県ボウリング連盟	25.29 m ²	平成24年8月
		一般社団法人岡山県社会福祉士会	56.48 m ²	平成25年2月
		岡山県難病団体連絡協議会	31.05 m ²	平成23年3月
		会議室	44.58 m ²	—
		空室	201.25 m ²	—
	7階	公益財団法人岡山県郷土文化財団	140.75 m ²	平成17年11月
		公益財団法人岡山県私学振興財団	112.49 m ²	平成18年1月
		公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター	43.74 m ²	平成18年3月
		一般社団法人全国労働保険事務組合連合会岡山県支部	46.92 m ²	平成21年4月
	8階	岡山ユニセフ協会	24.00 m ²	平成17年10月
		公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会	137.48 m ²	平成20年7月
		会議室	188.20 m ²	—
	9階	退職公務員連盟	29.64 m ²	平成19年5月

事業団における総合福祉会館の管理・運営事業の平成24年度の収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	総合福祉会館管理運営事業		
	公益目的事業会計	収益事業等会計	合計
	公益的活動拠点の管理運営	会議室等貸与事業	
経常収益			
事業収益	21,885	22,437	44,322
飲食料	—	2,373	2,373
会議室使用料	—	18,377	18,377
駐車場使用料	1,412	720	2,132
共益費	20,473	—	20,473
手数料	—	967	967
受取補助金等	12,445	6,698	19,144
受取補助金（県）	7,176	4,398	11,575
受取補助金等振替額（※3）	5,269	2,300	7,569
雑収益	0	398	398

経常収益計	34,330	29,535	63,865
経常費用			
事業費	36,383	29,321	65,705
人件費（※1）	6,066	5,718	11,785
飲食材料費	-	2,136	2,136
賃借料	1,396	317	1,714
委託費	10,953	6,949	17,903
電力料等（※2）	8,006	5,758	13,764
修繕費	3,407	2,284	5,691
租税公課	24	3,114	3,138
減価償却費（※3）	5,762	2,443	8,206
その他	765	597	1,362
経常費用計	36,383	29,321	65,705
当期経常増減額	△ 2,053	214	△ 1,840

※1 給与手当、賃金、退職給付費用、賞与引当金繰入、福利厚生費

※2 電力料、水道料、燃料費

※3 受取補助金等振替額は、総合福祉会館建設のために受領した県補助金について当年度の減価償却相当分を振替計上したものである。

事業団では、総合福祉会館管理運営事業のうち、福祉関係団体等の事務所として無償貸与している事業を公益的活動拠点の管理運営事業としてその収支を「公益目的事業会計」に計上しており、その他の大ホールや会議室等の貸与事業を会議室等貸与事業としてその収支を「収益事業等会計」に計上している。

当該補助金の11,575千円については、福祉関係団体等の事務所は無償貸与している面積と大ホール及び会議室等の面積の比率により按分計算し、公益的活動拠点の管理運営事業に7,176千円、会議室等貸与事業に4,398千円が計上されており、各事業の平成24年度の経常収支（当期経常増減額）は、それぞれ2,053千円の赤字及び214千円の黒字となっている。

(イ)意見

a 補助金削減の取組と総合福祉会館の有効利用について

事業団では、総合福祉会館に入居している福祉関係団体等に対しては、無償で貸与し、共益費のみを徴収している。

同事業の収支は、概要に前記した事業団の総合福祉会館の管理運営事業の収支のうち、公益的活動拠点の管理運営の会計でみることができる。平成24年度の共益費の収入は20,473千円であり、県からの当該補助金7,176千円を受領するも2,053千円の赤字となっている。

徴収している共益費について、徴収している費用の範囲を確認するため、平成24年度の内訳を聴取したところ、次のとおりであった。

(単位：円)

共 益 費 内 訳	金 額
事務諸費（人件費、消耗品費等）	2,633,776
光熱水費（電力、水道費等）	8,006,822
委託費等（エレベーター、清掃、空調保守等）	9,244,097
修繕費等（小修繕）	588,733
合 計	20,473,428

これらは、総合福祉会館の共用部分（個人所有部分を含まない）に係る光熱水費（電力、水道費等）やエレベーターのメンテナンス費用などであり、共益費として入居団体より徴収することは適切であると考えられる。

次に、事業団の県からの平成24年度を受取補助金の対象経費の内訳を確認すると、次のとおりであった。

(単位：円)

補助対象経費の内訳	金 額
共通管理人件費	2,079,678
警備保障委託費	4,599,000
会館一般修繕	560,270
蓄熱槽修繕	2,047,500
冷温水フード弁取替修繕	2,289,000
合 計	11,575,448

※ 金額は、福祉関係団体等の事務所に無償貸与している面積と大ホール及び会議室等の面積の比率により公益的活動拠点の管理運営事業と会議室等貸与事業に按分する前の合計額を記載している。

共通管理人件費は、主に休日に実施する大ホールや会議室の貸出しの際に管理人を配置するための人件費の一部を補助しているものである。

警備保障委託費は、総合福祉会館に警備員を配置する警備保障費であり、その費用に対する便益は主に入居団体が享受していると考えられるため、共益費等の範囲に含め、入居団体に応分の費用負担を求めることも可能であると考えられる。

修繕関係については、個別の会議室の改修や小規模修繕は事業団の自主財源で行い、施設全体の管理に係る改修・修繕は県の補助金で行う方針とのことであるが、ランニングコストと考えられる修繕費は受益者である入居者に共益費等として負担を求めることも必要ではないかと考える。

また、事業団の平成 24 年度の収支は全体で 13 百万円の赤字であるが、そのうち総合福祉会館の管理運営事業は、県から総合福祉会館の県所有部分が無償で借受け、また、管理運営のための経費補助 11 百万円を受領している状況で 184 万円の赤字となっている。

事業団は、法人の目的である「福祉のこころあふれる地域社会及びゆとりと潤いのある県民生活の創造に寄与する」ことを実現しつつ、事業団の自立に向けて財政的基盤の強化を図っていく必要がある。

そのためには、前述したとおり、共益費として徴収すべきものは徴収することのほか、大ホール及び会議室等の積極的な利用促進が必要と考える。これにより、結果的に県財政が厳しい状況下において補助金の削減にも寄与するものとする。

なお、平成 23 年 3 月の岡山県社会福祉協議会の退去後、現在まで空室となっている 6 階の 201.25 m²については、県民の総合的な福祉を推進する総合福祉会館の設置目的を踏まえつつ、有効利用を考える必要がある。

イ 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金 (①-10)

(ア)概要

所管課	保健福祉課
交付先	一般財団法人岡山県遺族連盟
平成 24 年度予算執行額	11,000,000 円

戦争犠牲者等に対する援護業務は、主として旧軍人・軍属及び戦没者遺族、帰国者又は未帰還者などに対する施策であり、「恩給法」及び「戦傷病者戦没者遺族等援護法」などの基本法に基づき国家補償の見地から行われ、その改善充実が図られている。県においても、関係団体等との連携を図りながら対応している。

「戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金交付要綱」では、戦没者遺族団体の活性化の推進や戦没者遺族の処遇の向上を図るため、一般財団法人岡山県遺族連盟（以下、「遺族連盟」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。平成 24 年度においては、要綱上、補助限度額（合計額 11,500 千円）を次のように定めている。

（単位：千円）

事業名	事業内容	補助限度額	対象項目
慰霊戦跡巡拝事業	沖縄及び外国地域戦没慰霊巡拝を行うことにより、戦没者遺族に対する慰藉を行う。	4,000	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
戦没者遺族援護事業	杖等慰問品の配布、各種行事、研修会、大会等への参加の援助、遺族に対する指導、相談への対応を行い、戦没者遺族の福祉の向上を図る。	4,000	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
組織活動強化事業	普及・啓蒙のための各種行事、研修会の開催、支部の活動強化対策により組織の活性化を図る。	2,000	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金
調査・研究等事業	戦後 50 年以上が経過し、関係資料が失われつつある時に、戦没者の遺品等の調査、関係資料の収集、戦没者遺族の実態調査などを行う。関係資料の展示により、戦没者、遺族に対する住民の認識を深める。	1,000	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

情報化促進事業	情報化社会に対するため、インターネット等を活用した情報の収集・発信の促進を図る。	500	需用費、使用料及び賃借料、備品購入費
---------	--	-----	--------------------

これに対し、平成 24 年度の補助金交付額は 11,000 千円であり、対象経費の内容は次のとおりである。

(単位：千円、単位未満四捨五入)

	補助対象経費	収入	差引	補助限度額	補助所要額
慰霊戦跡巡拝事業					
1 沖縄及び南方諸地域戦没者慰霊戦跡巡拝事業	4,734	2,298	2,436		
2 外国地域戦没者慰霊戦跡巡拝事業	5,630	3,752	1,878		
小計	10,364	6,050	4,314	4,000	4,000
戦没者遺族援護事業					
1 戦没者遺族研修事業	4,384	2,340	2,045		
2 高齢者遺族援護事業	2,109	-	2,109		
小計	6,493	2,340	4,154	4,000	4,000
組織活動強化事業					
1 県役員・市郡事務担当者合同研修会の開催	188	-	188		
2 役員会議等の開催	682	-	682		
3 会議・研修会・大会への参加	2,608	710	1,898		
小計	3,477	710	2,767	2,000	※2,050
調査・研究等事業					
1 県女性部研修会の開催	709	226	483		
2 日遺女性部長会議への参加	40	-	40		
3 日遺女性部合同会議への参加	150	-	150		
小計	899	226	673	500	500
情報化促進事業	483	-	483	500	※450
合計	21,717	9,326	12,391	11,000	11,000

※ 要綱上定められている各事業の予算枠を流用している（情報化促進事業予算から組織活動強化事業へ 50 千円流用）。

(イ) 監査の結果

補助限度額は要綱上、事業ごとに定められているが、補助金の実績報告に当たり、「組織活動強化事業」の補助限度額が要綱上 2,000 千円と定められているにも関わらず、補助所要額がそれを超えていた。(上表※印)。

これについては、県は、岡山県補助金等交付規則（以下、「規則」という。）第 10 条（変更等の承認）及び要綱を踏まえ、限度額を移用（流用）しているとの認識であった。

規則第 10 条には、「補助事業者等は、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は当該補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽易な変更については、この限りではない。」と定められ、また、要綱第 9 条は、「規則第 10 条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、事業費の 20 パーセント以内の変更とする」と定められている。当該補助金の交付については、要綱に定められた補助総額の限度内ではあるものの、いずれの条項も事業実績に係る定めであり、要綱で当初より明記されている補助限度額の変更を許容するものではない。

当該補助金に係る要綱については、平成 25 年 4 月 1 日から改正され、それまで定められていた限度額が廃止され、県の予算の範囲内において補助金を交付することとなった。補助金の額の決定及びその交付については、よりいっそう適切な事務に努める必要がある。

(ウ) 意見

a 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金の今後の交付のあり方について

上記補助事業を実施する遺族連盟の事業目的は、「民族の悠久と国運の隆昌を念じて散華した英霊を顕彰し、戦没者遺族の福祉増進を図るとともに、道義の高揚、社会秩序の確保に努め、平和日本の進展に寄与すること」であり、次のような事業を実施している。

- 英霊の慰霊顕彰に関する事業
- 遺族処遇の改善に関する事業
- 遺族相互の修養、親睦、慰労に関する事業
- 遺族の身上相談に関する事業
- 幸町会館の運営に関する事業
- 機関誌の発行に関する事業
- 関係官庁団体との連絡折衝に関する事業

- その他前各号に関連する事業及び当法人の趣旨、目的達成に必要な事業

これらの事業の活動状況は遺族連盟が毎月発行している機関誌によって確認できる。遺族連盟が実施する事業への参加者の多くは戦争により肉親を亡くした遺族であり、高齢者となっている。慰霊戦跡巡拝や戦没者遺族に対する施策は国も実施しているが、地域を起点とした活動に対するよりきめ細やかな施策として、県は補助金を交付しており、その意義は認められると考える。

一方、遺族連盟が実施する事業への参加者の年齢は高齢化の傾向であり、参加者の戦争体験に関して後世への承継なども今後は検討されるべき課題と言える。

世界的にはいまだ戦火が絶えない国や地域がある状況を鑑みると、学校や地域活動の現場において、遺族連盟が持つネットワークを駆使し、「戦争と平和」についての議論が活発に行われるような仕組みづくりが急務と思われる。この点、遺族連盟の機関誌を確認したところ、遺族が学校現場で戦争を題材とした講義を実施しており、有益な取組である。

県は、遺族連盟が県内において唯一の遺族団体であること、遺族連盟は遺族の高齢化に伴う会員の減少と組織の弱体化が進んでいるという現状を踏まえた上で、戦没者遺族の福祉を向上し、かつ、前述のような活動をさらに促進していくための支援については行うとしても、遺族連盟の自助努力による法人運営上の財源の確保をした上で、補助対象経費の範囲については適切に定める必要がある。

よって、現在、補助金の交付対象となっている事業内容について、県として、要綱の改正も視野に入れ、今後も補助の対象とすべきかどうかを検討する必要があるものとする。

また、補助金が戦没者遺族団体の活性化の推進や戦没者遺族の処遇の向上を図るため交付される趣旨に鑑み、県と遺族連盟との協議により、事業の公益性や県の施策を踏まえて遺族連盟に対して期待する取組内容などを明確にし、補助金交付の効果が図られるよう留意されたい。

さらに、当該補助金は沖縄地域及び外国地域戦没者慰霊戦跡巡拝事業補助金交付要綱（昭和 56 年度適用）及びビルマ戦没者慰霊事業補助金交付要綱（昭和 63 年度適用）を廃止し、平成 9 年度から現補助要綱に基づき交付されているものであり、補助のあり方などについては、適宜議論されてきているものとするが、当該補助金の趣旨を達成しているかについて、適切な評価を行い、県民の理解が得られるよう、交付の継続について決定されたい。

ウ 救命救急センター運営費補助金 (①-58)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	日本赤十字社岡山県支部外 2 件
平成 24 年度予算執行額	309,008,000 円

当該補助金は、初期救急医療施設、第 2 次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保するため知事の要請を受けた病院（以下、「救命救急センターの指定病院」という。）の開設者が整備、運営する救命救急センターの運営事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、救命救急センターの指定病院の運営事業に必要な経費を補助対象とし、補助額の算定は、「岡山県救命救急センター運営費補助金交付要綱」に規定されている。

平成 25 年 4 月 16 日現在の県の救命救急センターの指定病院は次のとおりである。

<県の救命救急センターの指定病院>

病院名	種別	指定日
川崎医科大学附属病院	高度救命救急センター	S54 年 1 月 1 日
総合病院岡山赤十字病院	救命救急センター	S58 年 4 月 1 日
津山中央病院	〃	H11 年 12 月 19 日
岡山大学病院	高度救命救急センター	H24 年 4 月 1 日
倉敷中央病院	救命救急センター	H25 年 4 月 16 日

(イ) 意見

a 救命救急センター運営費補助金の交付について

岡山大学病院は平成 24 年度に救命救急センターの指定病院となっているが、補助金の交付申請がなされておらず、従来から補助金を交付している川崎医科大学附属病院、総合病院岡山赤十字病院及び津山中央病院の 3 病院を対象に交付されている。また、新たに救命救急センターの指定を受けた倉敷中央病院においても、補助金の交付申請をしないことになっている。

救命救急センターの指定を受けることによる病院側のメリットとしては、診療報酬加算が受けられる、国の救命救急センターを対象とした施設・設備整備補助金の申請をすることができるほか、救急病院として市民に対し信頼感を与えることができる等が挙げられる。

当該補助金は、対象経費について国が3分の1、県が3分の1の合計3分の2を負担するものである。救命救急センターの必要性は非常に高く、各病院における費用負担が多額であることについても十分理解できるところではあるが、国の補助金は削減傾向にあり、県の財政状況も厳しくなる中、岡山大学病院や倉敷中央病院は補助金の受領なしに救命救急センターの指定病院として運営しており、指定を受けることによる病院側のメリットも勘案し、現在補助金の申請をしている3病院についても、より自助努力を促し、当該補助金についてのより一層の削減について検討すべきであるとする。

エ ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金 (①-59)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	学校法人川崎学園
平成24年度予算執行額	211,765,000円

当該補助金は、川崎医科大学附属病院（以下、「川崎医大」という。）が高度救命救急センターにおいて実施するドクターヘリ導入促進事業に対して交付されるものである。

同事業は、厚生省において平成11年度から平成12年度にかけて「ドクターヘリ試行的事項」が実施され、また、平成12年6月には内閣内政審議室の「ドクターヘリ調査検討委員会報告書」で「人命尊重の理念に沿ったドクターヘリ事業が実施されることを強く期待する」との報告がなされたことを踏まえたものであり、事業運営経費のうち負担すべき額について国と県がそれぞれ2分の1を負担している。

平成24年度の事業内容及び対象経費は、次のとおりである。

【事業内容】

救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターに医師及び看護師等が同乗し、救急現場から早期に治療を開始することにより救命率の向上を図る。

a 運営方法

川崎医科大学附属病院高度救命救急センターに「ドクターヘリ運航調整委員会」を設置し、事業の実施、関係機関との調整、普及啓発に関する必要事項を定める。

b 運航時間

原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時（日没 30 分前）。

ただし、運航時間の開始及び終了前後のドクターヘリ出勤要請には、患者の緊急度や日没時間等を考慮して柔軟に対応する。なお、運航開始時間については平成 24 年度から 30 分前倒しされている。

【対象経費】

平成 24 年度の対象経費は「岡山県ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金交付要綱」に基づき交付されている。過去 3 年の補助金交付額等及び交付申請時の経費所要額明細は次のとおりであるが、川崎医大においても経費の一部を負担する結果となっている。

a 過去 3 年間の補助金交付額等

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補助金	209,830,000 円	211,765,000 円	211,765,000 円
フライト回数	429 回	408 回	424 回
うち、県外からの要請件数	23 回	14 回	38 回
当該年度におけるフライト 1 回当たりの補助金の額	489,114 円	519,032 円	499,446 円
経費負担割合	国 1/2 県 1/2		

b 交付申請時の経費所要額明細

経費内容	支出予定額	補助金額
ドクターヘリ運航費	239,305,500 円	188,886,000 円
搭乗医師・看護師確保経費	34,263,150 円	17,422,000 円
運航連絡調整員確保経費	3,612,000 円	1,942,000 円
ドクターヘリ運航調整委員会経費	4,032,088 円	3,515,000 円
その他（診療材料費、消耗品他）	1,272,460 円	
合計	282,485,198 円	211,765,000 円
（参考）診療報酬の見込（収入見込）	7,478,400 円	

(イ)意見

a 出動経費の応分負担について

川崎医大は、セントラルヘリコプターサービス株式会社を幹事会社とする朝日航洋株式会社及び中日本航空株式会社の3社に対してドクターヘリの運航を委託している。運航エリアは原則30分以内に救急患者の収容が可能な圏域としており、他県から要請があれば出動をしている。ドクターヘリの運航実績については、保健福祉部医療推進課が毎月川崎医大より事業実績(月別)の報告を受けている。他県からの要請について過去5年間の実績は、次のとおりである。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
a 他県からの要請件数	28件	17件	23件	14件	38件
b 全体の出動件数	425件	402件	429件	408件	424件
割合(a/b)	6.6%	4.2%	5.4%	3.4%	9.0%

平成25年1月には、中国5県で「中国地方5県ドクターヘリ基本協定」(以下、「協定書」という。)を締結し、今後の運航実績を踏まえて検討を行うこととした。

(参考) 協定書第6条 費用負担

この協定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、原則として出動する側の負担とする。ただし、運航開始後の実績を踏まえ負担ルールについて見直すこととする。

前記のように当該年度におけるフライト1回当たりの補助金の額は50万円前後であるが、これまで県は、他県からの要請に基づく出動に関して経費負担は求めておらず、また、協定書においても他県への出動の場合、出動する側の負担となっている。

現状、他県より県内に出動してもらうことはなく、県が他県から要請を受けるのみである。今後については他県からの要請件数の推移等の実態を踏まえ、応分の負担を求めることについても適宜検討する必要があるものと考えている。

オ コメディカル研修費補助金 (①-82a)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	下記参照
平成 24 年度予算執行額	800,000 円

当該補助金は、「岡山県コメディカル研修費補助金交付要綱」に基づき、コメディカル団体の行う研修会、講習会を通じて医療従事者の資質等の向上を図るため、当該要綱に定めた団体が実施する研修事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものである。

その対象経費は、研修事業に必要な経費であり、講師報償費、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及びこの事業実施について知事が必要と認める経費である。

いずれの団体に対しても 10 万円の定額補助となっている。実績確認は、事業実績報告書、歳入歳出決算書（見込書）抄本、その他知事が必要と認める書類により実施されている。交付先は次のとおりである。

(交付先) 公益社団法人岡山県診療放射線技師会	社団法人岡山県歯科技工士会
社団法人岡山県臨床検査技師会	社団法人岡山県鍼灸マッサージ師会
一般社団法人岡山県理学療法士会	社団法人岡山県鍼灸師会
社団法人岡山県歯科衛生士会	社団法人岡山県マッサージ師会

当該補助金の過去 3 年間の交付額は次のとおりである。

(単位：円)

名 称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
コメディカル研修費補助金	800,000	800,000	800,000

(イ) 監査の結果

a 補助実績の確認及び定額補助の必要性について

補助金の交付先である 8 団体については、医療従事者の資質及び技術の向上を図るため、コメディカル団体が実施する研修事業に対して、県はその予算の範囲内で各団体に対して少額かつ定額の補助金を交付している。

対象経費は講師に対する報償費及び旅費、会場使用料、研修資料印刷代などであり、県補助金の他、

各団体からの研修予算及び参加者からの参加費を充当している。

県での検査確認は書面審査によっている。実績報告書を確認した結果、県からの補助金の額とそれ以外の収入が合算されており、対象経費に係る財源が明らかになっていない場合や経費執行について確認が必要な事案（接待費の計上や当初予算に比べ実績が上回っている場合など）があり、県から交付先に対して適切に予算執行されているかの確認を行う方が望ましい事案があった。

また、現状、交付先が限定されており、このような少額かつ定額の補助を続けることの意義は薄らいでいると考える。なお、当該補助金は、平成 26 年度予算要求されておらず、平成 25 年度までで廃止される見込みである。

カ ともしび会運営費補助金 (①-82b)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	ともしび会
平成 24 年度予算執行額	100,000 円

当該補助金は、「岡山県ともしび会運営費補助金交付要綱」に基づき、ともしび会に対して交付された定額の補助金であり、遺体献体に関する普及活動を支援することにより、医学の発展と充実に寄与するものとして交付されたものである。その対象経費は、遺体献体に対する普及啓発事業の運営に必要な経費であり、機関誌印刷製本費、普及用印刷物購入費、郵送料、会議費、その他この事業実施について知事が必要と認める経費である。

実績確認は、事業実績報告書、歳入歳出決算書（見込書）抄本、その他知事が必要と認める書類により実施されている。

当該補助金の過去 3 年間の交付額は次のとおりである。

(単位：円)

名 称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ともしび会運営費補助金	100,000	100,000	100,000

(イ)意見

a 補助実績の確認及び定額補助の必要性について

当該補助金の実績報告を確認したところ、次の収支決算書が提出されていた。

(単位：円)

収支計算書	金額	内容
岡山県補助金	100,000	収入の部のうち、県、県内 12 市及び岡山大学からの補助金総額 177 万円を除くと、寄附金、賛助会費等の収入合計は 2,285,900 円である。
県内 12 市補助金	170,000	
岡山大学補助金	1,500,000	
助成金（同総会他）	330,000	
寄附金	1,159,000	
賛助会費	758,000	
広告代他	38,900	
当年度収入合計(a)	4,055,900	
事務委託負担金	2,000,000	「事務委託負担金」は岡山大学に対する支払である。
事務職員俸給	544,954	
役員旅費	69,000	
総会及び理事会	40,745	
篤志解剖全国連会会費	120,000	
印刷諸経費	634,869	
その他経費	442,176	
当年度支出合計(b)	3,851,744	
当年度収支差額(c=a-b)	204,156	
前年度繰越金(d)	170,372	
次年度繰越金(c+d)	374,528	

県は実績確認に当たっては、要綱に定められている対象経費に充当されているかの確認が必要であるが、収支計算書を検討しても、当該補助金の 10 万円がどの経費に充てられたのか判断できない状況になっていた。今後は、検査確認を適切に実施するため、県は当該補助金の使途が明確になる実績報告の提出を求め、十分な検査確認の手続を実施すべきである。

また、県のみならず、県内 12 市からも少額の補助金が交付されているが、このような少額かつ定額

の補助を続けることの意義は薄らいでいると考える。支給が既得権益化していないか十分検討の上、支給の継続の是非を検討する必要がある。

キ 公衆浴場経営安定補助金 (①-97)

(7) 概要

所管課	生活衛生課
交付先	倉敷市外 3 件
平成 24 年度予算執行額	3,300,000 円

当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に決められた作り湯に必要な経費として交付する補助金に対し、市町村に補助するものである。

補助割合は、浴場 1 件当たり年間 90 万円を基本額とし、県、市町村、設置者それぞれ 1/3 ずつの負担となっている。

(イ) 意見

a 補助金の見直しについて

当該補助金の目的が公衆浴場の経営安定であるならば、浴場 1 件当たりの補助基本額を 90 万円と一律に決めるのではなく、県の財政事情を踏まえ、浴場設置者の赤字部分の上限を決めてその一部を補填する等の補助額算定方法を検討し、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。

ク 公衆浴場設備改善補助金 (①-98)

(7) 概要

所管課	生活衛生課
交付先	倉敷市
平成 24 年度予算執行額	637,070 円

当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に対し設備の改善等に要する経費について交付する補助金について、市町村に補助するものである。

湯沸かし設備、衛生設備、省エネルギー設備、建物、コミュニティ室の経費を対象に、県、市町村、設置者それぞれ 1/3 ずつの負担となっている。

(イ)意見

a 補助金の見直しについて

「キ 公衆浴場経営安定補助金 (①-97)」と同様に、当該設備投資に関する補助についても、補助の上限額を見直すなどして、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。

ケ 医療費適正化推進事業補助金 (①-99)

(7)概要

所管課	長寿社会課
交付先	岡山県後期高齢者医療広域連合
平成 24 年度予算執行額	1,604,000 円

岡山県後期高齢者医療広域連合は、高齢者医療事務を処理するため県内の全市町村が加入している広域連合である。当該補助金は、岡山県後期高齢者医療広域連合において、診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）の点検の実施体制を充実することで、医療費の適正化を図ることを目的として、レセプト点検員にかかる報酬及び共済費を補助対象経費としている。

(イ)意見

a 補助金のあり方について

当該補助金は、レセプト点検員にかかる経費を補助対象経費としているが、レセプト点検は、岡山県後期高齢者医療連合が行う制度運営上の基本的業務である。

平成 24 年度を含む 3 年間の補助額は約 1,600 千円と同水準で推移しており、補助の趣旨、目的を明確にした上で、補助効果の測定を行うなどにより、補助事業の実施効果が確実に確保されるよう検討すべきである。

コ 県老人クラブ連合会事業費補助金 (①-100)

(7) 概要

所管課	長寿社会課
交付先	公益財団法人岡山県老人クラブ連合会
平成 24 年度予算執行額	750,000 円

公益財団法人岡山県老人クラブ連合会は、老人クラブの普及と正常なる発展を図り、県内に居住する全ての老人の生活を健全で豊かなものにし、老人・地域福祉の増進に寄与することを目的としている。当該補助金は、老人クラブ活動を活性化することによって、地域福祉の向上を図ることを目的として公益財団法人岡山県老人クラブ連合会に対する補助であり、補助対象経費は老人クラブ大会の開催経費や広報誌作成等の費用である。

(4) 監査の結果

a 補助金のあり方について

本来老人クラブは会員の会費で運営するのが望ましいと考えられるが、県が運営費補助を行うことの必要性については十分に検討すべき点である。過去 3 年間の補助額は同額で推移しており、このような補助金が既得権化されることがないように、その水準が適切なものであるかの評価をあわせて行うべきである。

なお、平成 26 年度当初予算要求において、補助対象事業や交付額について見直しが行われている。

サ 社会福祉協議会育成強化費 (②-1)

(7) 概要

所管課	保健福祉課
交付先	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
平成 24 年度予算執行額	27,000,000 円

社会福祉協議会育成強化費（以下、「育成強化費」という。）は、県が社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）に対する負担金として、昭和 49 年度から毎年度伺定めにより交付している。

その財源は、所要経費相当額が地方交付税措置されているものの、平成 9 年度までは地方交付税の

積算内訳に「社会福祉協議会負担金」として明示されていたが、平成 10 年からは「社会福祉単独費」（平成 16 年度から「社会福祉単独事業費」に名称変更）に合算して算定されている。

保健福祉部所管課の説明によれば、県は、平成 18 年度の「事務事業の総点検」により、岡山市が政令市移行することも考慮し、見直しの対象となった事業とその見直しの方向性や考え方を公表した上で、その必要性、妥当性、有効性、効率性の観点から徹底した見直しを行い、平成 19 年度からの 3 年間、毎年度 9 百万円ずつ削減し、当初交付額の半額（27 百万円）とし、現在に至っている。

当該見直しの結果については、点検シートとして公表するなど、県民に対する透明性を十分に配慮しながら実施したものであるとの説明があった。

(単位：千円)

年度	育成強化費の推移
平成 18 年度	54,000
平成 19 年度	45,000
平成 20 年度	36,000
平成 21 年度～	27,000

協議会の平成 24 年度の決算書入手し、その財務内容を確認したところ、次のような内容であった。当該収支見込に対応する額は、資金収支の状況における一般会計の経常活動による収支であり、収支差額は 53 百万円となっている。

a 資金収支の状況について

(単位：千円)

会計単位		一般会計	公益事業 特別会計	収益事業 特別会計	その他の 特別会計	合計
経常活動に よる収支	収入	366,529	296,024	17,217	188,971	868,741
	支出	312,795	334,896	17,217	143,030	807,938
	差額	53,734	△ 38,872	0	45,941	60,803
施設整備等 による収支	収入	0	0	0	0	0
	支出	2,717	0	0	0	2,717
	差額	△ 2,717	0	0	0	△ 2,717
財務活動に よる収支	収入	9,565	846,359	0	10,387	866,311
	支出	69,977	871,359	0	921	942,257
	差額	△ 60,411	△ 25,000	0	9,466	△ 75,945
当期資金収支差額		△ 9,394	△ 63,872	0	55,407	△ 17,858
前期末支払資金残高		14,218	210,930	489	2,523,864	2,749,503
当期末支払資金残高		4,824	147,058	489	2,579,272	2,731,644

合計欄の当期資金収支差額は17百万円のマイナスとなっている。これは、一般会計において将来の費用等に備え、その財源を確保するための積立金への積増しの結果、財務活動による収支差額が60百万のマイナスとなったこと、及び公益事業特別会計において過去受け取った補助金を含む前期末支払資金残高から介護福祉士等修学資金貸付事業に係る貸付け76百万円が支出されていることによる。

b 事業活動収支の状況について

(単位：千円)

	一般会計	公益事業 特別会計	収益事業 特別会計	生活福祉資金 特別会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金 特別会計	生活福祉資 金貸付事務 特別会計	臨時特例 つなぎ資金 特別会計	合計
事業活動収支の部								
a 事業活動収支差額	12,451	△ 4,437	1,998	39,854	0	△ 2,846	△ 4,338	42,682
b 事業活動外収支差額	38,039	20,510	△ 1,998	△ 3,957	0	8,846	5	61,445
経常収支差額(c=a+b)	50,490	16,072	0	35,896	0	5,999	△ 4,333	104,125
d 特別収支差額	△ 0	△ 0	0	0	0	0	0	△ 0
当期活動収支差額 (e=c+d)	50,490	16,072	0	35,896	0	5,999	△ 4,333	104,125
繰越活動収支差額の部								
f 前期繰越活動収支差額	6,932	460,418	489	△ 144,293	0	12,655	△ 25,975	310,227
当期末繰越活動収支差額 (g=e+f)	57,423	476,490	489	△ 108,396	0	18,655	△ 30,308	414,353
h その他の積立金取崩額	0	0	0	3,387	0	0	0	3,387
i その他の積立金積立額	59,128	9,588	0	921	0	0	0	69,637
次期繰越活動収支差額 (j=g+h-i)	△ 1,705	466,901	489	△ 105,930	0	18,655	△ 30,308	348,102

事業活動収支は、損益計算書に相当するものであり、施設整備等や財務活動に係る収支は含まれない。当期活動収支差額は104百万円の黒字となっている。また、繰越活動収支差額の部において、その他の積立金（純資産）として69百万円繰り入れている。

c 積立金について

事業活動収支上、繰越活動収支差額その他積立金（純資産）の内、56百万円は「運用資金積立金」であり、これに対応する資金が「運用資金積立特定預金」（以下、「特定預金」という。）として同額積立てられている。当該特定預金残高は次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	平成 24 年度末	平成 23 年度末	増減
運用資金積立特定預金	474, 116	417, 487	56, 628

特定預金の使途について、保健福祉部所管課へたずねたところ、協議会の運営上、不測の事態が生じた際に備えるための資金との回答を得た。

(イ)意見

a 岡山県社会福祉協議会に対する経費負担のあり方について

前記の「(ア)a 資金収支の状況について」、「(ア)b 事業活動収支の状況について」の内容を踏まえると、資金収支差額は法人全体としてはマイナスであるものの、その要因は当該特定預金への積立である。当該特定預金への積立をしていなかったとすれば、育成強化費の交付がなかったとしても、収支は12百万円の黒字となっていた。

(単位：百万円)

内容	金額
a 当期資金収支差額	△17
b 運用資金積立預金積立 (+)	56
c 育成強化費 (-)	27
修正後：当期資金収支差額(a+b-c)	12

補助や委託の対象となる事業経費はそれぞれの予算で措置されており（後述の「参考：協議会に対する財政的援助等の一覧」参照）、会費や寄付で賄いきれないコストについては、本来、協議会の自助努力により解消されるべきものであるが、県は協議会の事業運営の基盤を強化する必要があるとの判断で毎年度育成強化費を交付している。

そして、監査対象年度においても、育成強化費の額については、過去交付税措置されていた基準額を踏まえ、県の予算の範囲で決定され、伺定めにより交付されている。協議会が実施する事業の公益性や必要性を踏まえ、県として一定の負担をしているが、その原資は税金であり、県民への説明責任を負うものである。

平成 21 年度より現在まで、毎年同額の負担額となっており、協議会に対する経費負担のあり方につ

いて検討の上、交付金額の妥当性等について透明性を確保する必要があると考える。

(参考：協議会に対する財政的援助等の一覧)

【補助金等】合計 166,700,000 円

(単位：円)

名称	金額	補助根拠	所管課
社会福祉協議会育成強化費	27,000,000	伺定め	保健福祉課
社会福祉事業助成費補助金	10,692,000	岡山県社会福祉事業助成費補助金交付要綱	保健福祉課
福祉サービス苦情解決事業費補助金	8,530,000	〃	保健福祉課
ボランティア振興事業補助金	1,000,000	〃	保健福祉課
地域福祉等推進特別支援事業補助金	1,000,000	〃	保健福祉課
日常生活自立支援事業補助金	66,583,000	〃	保健福祉課
セーフティネット支援対策等事業費補助金	37,919,000	岡山県セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	障害福祉課
岡山県老人福祉費（在宅）補助金	13,976,000	岡山県老人福祉費（在宅）補助金交付要綱	長寿社会課

【委託料】合計 98,293,869 円

(単位：円)

事業名	金額	所管課
災害ボランティア研修委託	170,000	保健福祉課
福祉人材確保重点事業	32,379,000	保健福祉課
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	32,150,553	保健福祉課
地域生活定着促進事業	24,000,000	保健福祉課
障害者権利擁護センター	3,129,007	障害福祉課
認知症対応型サービス事業管理者等養成研修事業	868,393	健康推進課
介護支援専門員実務・更新(未経験者)・再研修事業	521,000	長寿社会課
全国健康福祉祭参加事業	5,075,916	長寿社会課

シ ダム管理費県負担金 (②-14)

(7) 概要

所管課	生活衛生課
交付先	岡山県広域水道企業団
平成 24 年度予算執行額	322,968,674 円

県では、岡山県広域水道企業団及び関係地方公共団体との協議書に基づき、岡山県広域水道企業団に対して、苫田ダムに係る事業費に関して、次の負担金を支出している。

(単位：千円)

負担金	金額	根拠法
ダム管理費負担金	39,072	特定多目的ダム法第 33 条
所在市町村交付金負担金	54,950	特定多目的ダム法第 35 条
ダム使用権減価償却費負担金	228,947	
計	322,969	

これらのうち、ダム使用権減価償却費負担金 228,947 千円については、未受水団体である県が、関係地方公共団体の水量比率に基づき算出した額を減価償却費負担金として、苫田ダム施設の更新費用確保のために支出している。

苫田ダム建設事業は、国が昭和 56 年 4 月に建設工事に着手し、平成 11 年 6 月に苫田ダム本体工事起工式が行われ、総事業費 2,035 億円をかけて平成 17 年 3 月に完成したものであり、ダム完成までには、地元住民や関係自治体の反対などにより長期間を費やした。

岡山県広域水道企業団が負担した苫田ダムの建設費は 46,159,077 千円であり、同企業団は、ダム使用権として、毎年 877,022 千円の減価償却費を計上している（耐用年数 55 年（償却率 0.019）として算定）。

苫田ダムの水道用水量は 400 千 m^3 /日であり、そのうち、市町村に供給が決まっているのは約 295 千 m^3 /日である。残りの約 105 千 m^3 /日は、県が将来的な水需要の増加に備え確保している水量（以下、「調整水量」という。）であり、計画水量に対する割合は 26.19%である。

同企業団におけるダム使用権の毎年の償却負担額は、受水団体からの利用料金の徴収により投資回収されるが、県が調整水量として確保する水量分に係る償却費相当額については、県が負担しており、その金額は 877,022 千円に 26.19%を乗じた 229,692 千円となっている。なお、実際には、過年度調整

に伴う減額があったため 228,947 千円となっている。

(イ) 意見

a 水道水源に係る企業団が確保すべき更新費用について

平成 14 年 8 月に公表された岡山県水道整備基本構想は、長期的な水需給の見通しのもとに、本県の将来の水道事業のあるべき姿をとらえ、各般の広域的施策の導入を図りながら、水道事業の今後の計画的な整備の推進を図るために策定されたものであり、平成 37 年度を目標としている。また、当面の中間目標年度を平成 27 年度としている。

当該基本構想公表当時における苫田ダムを水源とする開発水量は 400 千 m^3 /日となっている。このうち、県の調整水量約 105 千 m^3 /日は将来的な水需要の増加に備え県が確保しているものであり、今後の需要予測によっては、県及び受水団体の負担について検討が必要となってくる。

これについては当該基本構想を踏まえたものであるが、平成 23 年 3 月に公表されている岡山県広域水道企業団地域水道ビジョンによれば、平成 21 年度までの過去の状況から同企業団の構成団体における水需要はわずかな減少傾向にあると分析されている。しかし、同企業団から構成団体への水の供給は構成団体の老朽化した浄水場等を廃止して企業団からの受水に切り替えるなどによって徐々に増加している傾向にある。

岡山県水道整備基本構想の中間目標年度である平成 27 年度において、需要予測の確度を再点検するとともに、平成 29 年度予定の料金改定までに、従来のように県が調整水量分相当として負担すること続けるのか、あるいは、構成団体に対して応分の負担を求めるなどの検討も必要であると考え。

また、苫田ダム施設の更新費用確保という観点から、当該ダム使用权の減価償却費相当額について、県を含む同企業団の構成団体に対して負担を求めると考えるならば、将来の物価動向や更新投資計画に基づいて確保すべき更新費用について県及び構成団体がどのような負担方針とするのかについて、上記同様平成 29 年度予定の料金改定までに検討すべきと考える。

ス 戦跡慰霊巡拝参加負担金 (②-20)

(7) 概要

所管課	保健福祉課
交付先	一般財団法人岡山県遺族連盟
平成 24 年度予算執行額	480,000 円

当該負担金は、「慰霊戦跡巡拝事業」に県を代表して追悼するとともに、参加遺族に対して支援を行うとして県職員が同事業に同行するため、旅費負担金として遺族連盟に対し支払っているものである。これについては、戦没者遺族団体が行う行事に参加し、追悼及び支援をすることは県の責務であるとして今後も継続負担することを決めている。

前述の「イ 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金 (①-10)」と同一の交付先に対する負担金であり、補助事業と関連している。

過去 3 年間の慰霊巡拝先は次のとおりであり、いずれも県からの出張者に係る旅費相当額を負担金として県が支出している。

年度	地域	日程	県からの出張者	負担金の額
22	パラオ諸島	4 泊 5 日	2 名	455,200 円
23	東部ニューギニア	5 泊 6 日	2 名	532,000 円
24	ロシア極東地域	5 泊 6 日	2 名	480,000 円

(イ) 意見

a 戦跡慰霊巡拝参加負担金の継続の可否について

県が慰霊巡拝事業について予算措置することについては、公益性の観点から問題視するものではないが、県の責務であるとして、戦没者遺族団体が行う行事に県も参加し、参加に係る交通費を負担金として交付しているが、今後もそれを継続するかどうかについては、他県の状況についても調査し、検討すべきである。

なお、見直しの議論に当たっては、「イ 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金 (①-10)」に関する検討とあわせて実施されたい。

(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、指摘すべき事案は次のとおりであった。法令、規則等について改めて確認されたい。

ア へき地医療拠点病院運営費補助金 (①-60)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会外 5 件
平成 24 年度予算執行額	40,454,000 円

当該補助金は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療施設の運営事業に対する補助であり、支給対象となる経費は「岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱」において、次のように規定されている。

医療活動費	無医地区等への巡回診察、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要経費（報酬、給料、職員手当等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、公課費）
研究費	学会出席に必要な経費（学会出席旅費）
研修費	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な経費（講師謝費、旅費、需用費）
医療費	医療に必要な経費（需用費、備品購入費）
伝送装置経費	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料）

(イ) 指摘事項

a 事業実績報告書の提出の遅延について

平成 24 年度においては、へき地医療拠点病院のうちの 5 病院に補助金を交付しているが、そのうちの 1 病院について、補助事業実績報告書が平成 25 年 4 月 15 日付で提出されているものがあつた。

「岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱」第 7 条においては、「補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第 3 号様式）を、事業完了後 1 カ月以内又は翌年

度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない」と規定しており、当該事案は要綱が規定する締切に間に合っていないにもかかわらず、そのまま受領されており、今後より十分な検証が必要である。

なお、「(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方」において、本補助金に関連する意見を記載している（「イ へき地医療拠点病院運営費補助金（①-60）（再掲）」参照。）。

イ 産科医等育成確保支援事業補助金（①-62）

(7) 概要

所管課	医療推進課
交付先	医療法人社団明和会外 27 件
平成 24 年度予算執行額	26,298,000 円

当該補助金は、分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所並びに産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、急激に減少している産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、医療機関等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助の対象となる事業及び基準額等は、次のとおりである。

事業区分	基準額	対象経費	補助率
産科医等確保支援事業	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
産科医等育成支援事業	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1

(イ) 監査の結果

a 実績報告書の添付書類の不備について

補助金の検査確認を行う際、実績報告書の添付書類として、原本証明書付きの歳入歳出決算書及び手当等の支給調書の提出を受け、これらの書類をもとに実績報告書の審査を行っているが、これらに交付先の代表者印の押印がなされていない事例が見受けられた。

原本を証する書類であることが確認できるように、代表者印を押印した書類の提出を求めるべきである。また、実績報告書の審査の際に、このような提出書類の不備が看過されることのないよう、留意が必要である。

なお、今回の監査期間中に、交付先から代表者印を押印した書類を入手しており、当該不備は是正されている。

(ウ) 指摘事項

a 実績報告書と添付書類の不整合について

実績報告書に記載されている手当実績額と、添付書類である支給調書の金額が整合しない事例が見受けられた。

この点について、県へ内容を確認したところ、実績報告書の審査時に金額の不整合を認め、交付先に不整合となっている理由を確認した上で、理由書の提出を求めていたとのことであったが、理由書は入手されていない状況であった。また、交付先への問い合わせ等は電話（口頭）にて行われており、その事実及び内容が記録として残されていなかった。

その後、県担当者があらためて交付先及び前任者に問い合わせた結果、補助金交付初年度である平成 22 年度に交付先との申し合わせ事項として、当該不整合の内容については理由書の提出は不要としているとのことであったが、これら一連の経緯が記録として残されていなかった。

交付先に問い合わせ等を行った内容や過去の申し合わせ事項については、その事実関係を明確にするため、実施日や内容等を記録として残しておくべきである。

また、監査の結果に記載するような提出書類の不備については、交付先への十分な指導を行い、不備の無いよう留意が必要である。

(3) 対象経費に対する検査確認の手法

- ・検査確認に当たってのチェックリストの活用（意見）

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、検査確認の手続について検討を要する事案があった。

具体的な事例としては、次のものが挙げられる。その内容は、後述ア～エに記載している。

No	名称	平成 24 年度 予算執行額
ア	低侵襲治療センター整備事業補助金（①-69）	53,372,000 円
イ	新人看護職員研修事業費補助金（①-80）	20,132,000 円
ウ	地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金（①-7）	16,850,640 円
エ	セーフティネット支援対策等事業費補助金（①-24）	37,919,000 円

補助対象は、施設整備に必要な経費に対するものと事業実施に必要な経費に対するものに大別されるが、いずれの検査確認においても「補助事業完了確認書」などの要綱に定められた書類は整備されているものの、今回の外部監査において、どのような確認をされたのか具体的にわからなかったため、検査確認の手続が十分になされているか、という点について検討することができなかった案件が大半であった。

例えば、対象経費の大半が人件費の場合、現状、要綱により検査確認のために交付先から「人件費明細」などを提出させ、実績確認を行っているが、対象となる経費が適切に執行されたものであるかどうかを検討するには、実際の給与の支給状況や勤務実態を確認する必要がある。また、検査時期についても年度の途中で給与の支払状況を確認することによって、交付先における給与支払対象者の勤務実態や実際の支払の状況などもあわせて検討することも可能である。

事務手続の効率性は念頭に置きつつも、検査確認の形骸化や交付先に対するけん制効果などを勘案し、現在の検査確認の方法に加えて、実績額が適切かどうかについての手続について検討する必要があると考える。

具体的には、国から確認すべき資料について通知されている場合はそれを優先するにしても、全ての書類を確認することは不可能である。よって、確認作業を効率的かつ効果的に進めるためにも事業の内容によって確認すべき事項をあらかじめチェックリスト様式にしておき、「誰が、何を、どのように」確認するかを網羅しておく必要がある。

また、チェックリストを作成するに当たっては、検査確認の時期が年度末以降出納整理期間に集中することが想定されるため、必要最低限の確認項目を網羅しておくことと、チェックリストの検証のみが目的化しないように留意し、実質的な確認が可能となるよう配慮すべきと考える。

なお、検査確認の手法に関し、保健福祉部としてのルールはないが、各課の独自判断で検査に当たって詳細なチェックリストを作成の上、確認している案件は、監査対象とした中では1事業のみであった(①-30 障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金(障害者自立支援基盤整備事業) 373,581千円)。

次のチェックリストは、当該補助金の実績について県が内容を確認する際に使用していた様式である。検討に当たっては参考にされたい。

(実績報告提出書類チェックリスト)

実績報告提出書類チェックリスト			
1	補助金実績報告書(様式第4号)		
2	精算額調書		
3	平成24年度岡山県障害者自立支援基盤整備事業実績報告書		
4	添付書類 (改修又は増築の場合)		
	①入札契約関係書類		
	(指名競争入札)	(随意契約)	
	指名通知書		
	予定価格書	予定価格書	
	入札書	見積書	
	入札時議事録		
	契約書の写し	契約書(又は請書)等の写	
	工事費内訳書		
	②工事に係る請求書又は領収書の写し		
	③竣工図面(平面図及び立面図等)		
	④工事実施前の写真		
	⑤工事竣工後の写真		
	⑥建築検査済証の写し(該当する場合)		
	⑦消防用設備等検査済証の写し(該当する場合)		
	⑧歳入歳出決算書(見込書)抄本又は収支計算書(見込書)抄本		
	⑨法人定款の写し		
	(設備備品の場合)		
	①入札契約関係書類		
	(指名競争入札)	(随意契約)	
	指名通知書		
	予定価格書	予定価格書	
	入札書	見積書	
	入札時議事録		
	契約書の写し	契約書(又は請書)等の写	
	工事費内訳書		
	②設備備品購入に係る請求書又は領収書の写し		
	③購入設置した設備備品の写真		
	④車検証の写し(車両購入の場合)		
	⑤歳入歳出決算書(見込書)抄本又は収支計算書(見込書)抄本		
	⑥法人定款の写し		
5	その他		

(現地調査確認表)

現地調査確認表		
項目	確認事項	チェック
1 入札関係	<ul style="list-style-type: none"> ・総工事費250万円以上指名競争入札5者以上、250万円未満は見積合わせ3者以上で行っているか。 	
①指名通知	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の場合は指名通知、見積合わせの場合は見積依頼文書が作成されているか。 ・指名通知は交付決定後に送付されているか。 ・仕様書(切り抜き設計書)は作成されているか。 	
②予定価格決定書類	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者等に決裁により決定されているか。 ・入札前に決定されているか。 	
③設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書は作成されているか。(協議時の参考業者見積を設計書とみなすことも可) ・県の承諾なしに協議時又は交付申請時と設計内容が変更されているか。 	
④入札書	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の場合は委任状が添付されているか。 	
⑤入札議事録、入札結果表	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録又は入札結果表の内容から入札は適正に執行されているか。(議事録はなくても可) ・入札の立会人は複数人いるか。担当者のみで行っていないか。 	
2 請負契約書関係	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日、工期、契約額等は適正か。 	
3 施行関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施行に係る下記の関係書類が整備されているか。ただし、工事の内容や規模により下記の中で業者が作成していない場合もあるが可とする。 <p>設計図書、実施工程表、工事記録写真、監督日誌、材料検査簿、各種試験結果表(コンクリート配合表、試験表、鋼材のミルシート、圧着試験、杭打ち記録報告書等)、保証書(防水、機器類等)、工事の記録(打ち合わせ記録簿)、完成写真、完成図書等</p>	
4 施行場所確認	<ul style="list-style-type: none"> ・図面、仕様書どおり施行されているか。 	
(検査結果総括)		

※確認事項欄は例示であり、個々の状況に応じて確認事項は異なる。

ア 低侵襲治療センター整備事業補助金 (①-69)

所管課	医療推進課
交付先	国立大学法人岡山大学
平成 24 年度予算執行額	53,372,000 円

当該補助金は、地域医療再生計画に盛り込んだ事業であり、岡山大学病院の低侵襲治療の水準向上のためのものである。補助内訳としては、次のとおり設備補助より、運営費補助の方が多くなっているのが現状である。なお、運営費補助には、医師 4 名他 3 名の人件費相当分が含まれている。

(単位：千円)

項目	金額
設備補助	11,785
運営費補助	41,587
合計	53,372

a 人件費補助の検査確認について

当該補助事業は平成 23 年度に県の地域医療再生計画に盛り込まれ、平成 24 年 4 月に低侵襲治療センターが設置された。平成 24 年度の低侵襲治療センター整備事業補助の内容は、4 分の 3 を超える額が運営費補助となっている。

運営費補助の検査確認において、人件費が対象となっているが、勤務実態の確認や給与の支給状況などの確認を実施していないため、人件費の金額が適切なものかどうかについて検討できていない。

よって、前記の「チェックリスト」の活用による検査や、任意に抽出した給与実績について確認する方法を検討する必要があると考える。

イ 新人看護職員研修事業費補助金 (①-80)

所管課	医療推進課
交付先	医療法人仁風会倉敷仁風ホスピタル外 31 件
平成 24 年度予算執行額	20,132,000 円

当該補助金は、病院において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施し、必要な経費を補助することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的としてい

る。補助金の交付対象となる事業は、「看護職員確保対策事業等実施要綱」（平成 22 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 21 号厚生労働省医政局長通知）に基づく新人看護職員研修事業のうち次の事業としている。

<p>新人看護職員研修事業</p>	<p>病院が、新人看護職員研修ガイドライン（平成 21 年 12 月 24 日医政看発 1224 第 1 号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目（ア、イ、ウ）に沿って、新人看護職員に対する研修を実施した場合を対象とする。</p> <p>ア「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1 を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。</p> <p>イ「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2 を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお専任又は兼任のいずれも差し支えない。</p> <p>ウ「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また研修プログラムを作成し研修を実施すること。</p>
<p>医療機関受入研修事業</p>	<p>新人看護職員研修を行う病院が、当該病院内の新人看護職員研修を公開し、他の病院等の新人看護職員を公募により受け入れて実施すること。なお、受入研修は複数月で実施すること。</p>

交付額の算定方法は、「岡山県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱」に定められている基準額と補助対象経費の実支出金額のいずれか少ない方の額とされている。基準額の算定、補助対象経費は、次のとおりである。

基準額	対象経費
<p>次の 1 から 3 により算出された額の合計額とする。</p> <p>1 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が 1 名するとき 440 千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586 千円とする。）</p> <p>イ 新人看護職員等が 2 名以上のとき 630 千円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務</p>

<p>(ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776 千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922 千円とする。)</p>	<p>費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p>
<p>2 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員 5 名以上の場合に 5 名ごとに 215 千円</p> <p>(注)</p> <p>新人看護職員等の人数は、当該年度の 5 月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を 70 名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は 1 名として計上する。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p>
<p>3 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1 名～4 名を受け入れる場合</p> <p>1 施設当たり 113 千円</p> <p>イ 5 名～9 名を受け入れる場合</p> <p>1 施設当たり 226 千円</p> <p>ウ 10 名～14 名を受け入れる場合</p> <p>1 施設当たり 566 千円</p> <p>エ 15 名～19 名を受け入れる場合</p> <p>1 施設当たり 849 千円</p> <p>オ 20 名以上受け入れる場合</p> <p>1 施設当たり 1,132 千円</p> <p>カ 受け入れる新人看護職員数が 20 名を超える場合</p> <p>1 名増すごとに 45 千円</p>	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
<p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1 人当</p>	

たり年間 40 時間で 1 人とし、上限は 30 人とする。なお、1 人 40 時間に満たない場合は、複数人で 40 時間となれば 1 人とする。	
---	--

a 検査確認の手法について

補助対象経費等について、要綱上定められた「対象経費の実支出額算出内訳」を各申請団体から提出を受け、書類の確認を行っている。

しかし、書類の記載内容が適切かどうかについては、各申請団体の帳簿の閲覧や領収書のチェックによる補助対象経費の内容の検証作業が必要である。これについては、前記の「チェックリスト」の活用による検査や、必要に応じて、問題がある可能性のある申請団体等を抽出し、申請書と領収書のチェックを行う等、確認の方法を検討されたい。

b 補助対象経費（人件費）の算定について

補助対象経費の中に含まれる人件費は、要綱に記載のとおり、新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費又は新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費であるが、補助金の交付先である 1 医療法人では、研修責任者の総支給額全額を補助対象経費に含めている。また、研修責任者の総支給額の 80% を補助対象経費に含めている病院も見受けられた。人件費の計上金額については、専任の場合は全額が支給対象となり、兼任の場合は、新人看護職員研修への従事割合・業務時間等により按分して算定することになっている。

このため、補助対象経費を正確に算定するため、病院からの報告様式において、人件費の計上金額については、新人看護職員研修に要した時間に各研修責任者や各研修担当者の賃金単価を乗じたものとする等、従事割合の検証が可能となるような報告とすることを検討されたい。

c 基準額算定の検証について

医療機関受入研修事業を行う場合、要綱に規定された基準額を限度に補助金の交付を受けることができる。その基準額は当該研修の総時間数を基に算定される。しかし新人看護職員研修事業精算額調書記載の総時間数の妥当性についての検証は実施されていなかった。当該総時間数は補助金の交付基準額の算定に影響を与えるため、実績報告の際に徴収している研修時間や参加人数を記載した研修内容報告書との整合性を確認することにより、総時間数の妥当性の検証を行うことを検討されたい。

ウ 地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金 (①-7)

所管課	保健福祉課
交付先	岡山県民生委員児童委員協議会
平成 24 年度予算執行額	16,850,640 円

当該補助金は、地域福祉の増進を図るために岡山県民生委員児童委員協議会（以下、「県民児協」という。）が行う事業のうち、（１）専門知識習得研修事業及びケース検討会等研修事業を行うために必要な経費（諸謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料）、（２）地区民生委員協議会の指導等を行うために必要な経費（諸謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料）に対する補助金である。

a 検査確認の手法について

県民児協は、補助事業完了後、事業実績報告書を所定の書類と合わせて県へ提出し、その内容を県で審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、県民児協に通知を行っている。

当該補助金に関する事業実績報告書の具体的な審査方法は、提出された報告書の記載誤り、整合性の確認が主な検証内容であった。

当該補助金は概算払での支給となっているため、審査手続が集中する時期での詳細の書類の確認は実務上不可能であるにしても、前記の「チェックリスト」の活用による審査など、効率的に手続が実施できるよう検討すべきである。

エ セーフティネット支援対策等事業費補助金 (①-24)

所管課	障害福祉課
交付先	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
平成 24 年度予算執行額	37,919,000 円

当該補助金は、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的としたものである。県では、このうち低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするために必要な援助指導及び資金の貸付等を行う事業（生活福祉資金貸付

事業)について、協議会を補助事業者として認定し、業務を行うために必要な経費に対して補助金を支給している。

a 検査確認の手法について

協議会は、補助事業完了後、事業実績報告書を所定の書類と合わせて提出しており、県において、その内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、協議会に通知を行っている。

事業実績報告書の審査方法について確認したところ、提出された報告書の記載誤り、整合性の確認が主な検証内容であった。

当該補助金は概算払での支給となっているため、審査手続が集中する時期での詳細の書類の確認は実務上不可能であるにしても、前記の「チェックリスト」の活用による審査など、効率的に手続が実施できるよう検討すべきである。

・補助事業完了確認書等に記載すべき日付について（監査の結果）

今回の監査において、補助金の精算に当たって作成する「補助事業完了確認書」に記載すべき日付についての解釈が徹底されていないと思われる事例が見受けられた。

岡山県補助金等交付規則には次のような定めがある。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けた場合も含む。）は、補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき、精算額で交付決定を受けた補助金等については、前項の報告をすることを要しないものとする。

（補助金等の額の確定等）

第 14 条 知事は、前条の規定による補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金等の支払）

第 15 条 知事は、前条の規定による補助金等の額の確定後補助金等を支払うものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金等の概算払又は前金

払をすることがある。

また、地方自治法施行令第143条第1項には、「歳出の会計年度所属区分」として次のように明記されている。

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

1～3 略

4 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するのは、当該行為の履行があつた日の属する年度

5 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度

県の実務上のよりどころとなる事務必携では、当該条項第1項第4号について記載の「履行のあつた日」とは、「履行確認（検査）の日」としており、額の確定がなくても3月31日までに履行の確認が済んだ場合は、その確認の日の属する年度の歳出となる。さらに、「履行確認の日」とは補助事業者等が自ら行った確認（検査）の日でなく、県が確認（検査）を行った日であると明記されている。

補助事業完了確認書に記載すべき日付については、これらを踏まえる必要があるが、その例として次のような事案があつた。太枠が当該補助金の場合である。あわせて各事案に対する補助事業者から提出された「実績報告書」の提出日についても記載している。

<補助事業完了確認書の日付の記載事例>

	事案1	事案2	事案3	事案4
補助事業完了確認書の日付				
補助金額の確定の日	3月31日	3月31日	4月15日	7月6日
補助事業完了確認の日	3月31日	3月31日	3月31日	5月24日
補助事業完了確認書の日	記載なし	3月31日	4月15日	7月6日
実績報告書提出日	4月10日	3月31日	3月31日	6月14日

事案1のように補助事業者からの実績報告書の提出日が4月10日であるにも関わらず、補助金額確定の日が3月31日であることは、実務的に不可能である。

このほかにも事案 2 のように全ての日付が同一となっていることは、岡山県補助金等交付規則に明記されている内容の確認作業には相当の時間を要することを踏まえると不自然と言わざるを得ないが、保健福祉部における補助金等の事業完了確認書の多くがこのような記載になっていた。

事案 3 は事業年度末時点で履行確認ができた事業であり、その後、補助金の額が確定している適切な記載であった。また、事案 4 は年度途中において施設の整備が完了した事案であり、補助事業完了確認の日とは、県が実際に現場確認をした日であった。その後、事業者からの実績報告書が提出され、金額が確定している。これについても適切な記載であった。

事案 1 及び事案 2 については、保健福祉部でみられた傾向であるが、県として全庁的に確認をし、適切な記載について周知徹底すべきである。

(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方

・施設整備に係る補助金の検査のあり方（意見）

民間企業における施設の建設や大規模修繕などについての完了確認は、会計上、減価償却計算の前提となる「事業の用に供した時期」を確定する意味でも重要な行為である。そのため、工事業者からの工事完了に係る書類の確認に加え、現場確認を必ず実施し、業者に対し、工事代金の精算を行う。

一方、地方公共団体が実施する施設整備に係る補助金の検査確認は、完了に関する書類や工事現場の写真、現場への視察などを実施している点、民間企業と同様である。しかし、全ての工事案件についてその手続を実施しているものではなく、要綱に定めた場合や、課の方針など、個別の対応によっており、一定のルール化がなされていないのが現状である。

多額の国庫補助金を投じての整備に関わらず、検査確認の精度が所管課や事業によって異なるのは、検査確認が不十分になるおそれがある。よって、「(3) 対象経費に対する検査確認の手法」で述べたチェックリストを利用すること等により、県あるいは保健福祉部として一定のルールを定めて検査確認を行うことができるよう取り組む必要があると考える。

また、工事が長期化する場合で、複数年度にわたり補助金が交付されるようなケースなど、工事の竣工前における現地調査のあり方について、検討を要する次のような事例が見受けられた。検討に当たっては、ここで取り上げた事例に限らず、保健福祉部全体として、どのような取扱いをするのかについて議論されたい。

No	名称	平成 24 年度 予算執行額
ア	医療施設耐震化臨時特例事業補助金 (①-65)	1,770,707,000 円
イ	地域医療総合支援センター設立支援事業補助金 (①-68)	335,800,000 円

ア 医療施設耐震化臨時特例事業補助金（①-65）

所管課	医療推進課
交付先	医療法人清梁会高梁中央病院外 10 件
平成 24 年度予算執行額	1,770,707,000 円

当該補助金は、医療施設における安全性の向上を図るとともに震災時における適切な医療提供体制を確保することを目的とし、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関（以下、「災害拠点病院等」という。）が実施する耐震化のための新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費に対して補助を行うものである。

平成 22 年度以降における補助金の交付実績及び見込額の状況は、次のとおりであり、平成 24 年度は、計 11 の医療機関に対して補助金を交付している。

【医療施設耐震化臨時特例事業補助金の交付状況】

(単位：千円)

病院名	所在市町村	整備区分	工期	22年度補助金実績額	23年度補助金実績額	24年度補助金実績額	25年度補助金見込額	26年度補助金見込額	27年度補助金見込額	28年度補助金見込額
岡山労災病院	岡山市	新築	H22.11～ H26.3	0	114,765	597,622				
光生病院	岡山市	補強	H23.1～ H24.6	0	97,307	27,627				
万成病院	岡山市	補強	H22.6～ H23.3	31,500						
山陽病院	岡山市	新築	H22.2～ H24.3	167,072	189,121					
備前市国民健康保険市立備前病院	備前市	新築	H22.9～ H24.6	93,595	530,375					
赤磐医師会病院	赤磐市	補強	H22.12～ H23.5	17,052	7,308					
倉敷中央病院	倉敷市	補強	H23.3～ H25.5	10,551	357,850	190,770	18,329			
しげい病院	倉敷市	新築	H23.2～ H25.7	10,480	282,203	143,856	162,365			
高梁中央病院	高梁市	新築	H22.8～ H25.2	159,855	745,991	159,856				
大杉病院	高梁市	新築	H22.10～ H23.5	195,100	48,776					
高梁市国民健康保険成羽病院	高梁市	新築	H23.2～ H24.9	0	251,788	347,708				
勝山病院	真庭市	補強	H22.10～ H23.1	55,125						
金田病院	真庭市	新築	H23.3～ H25.2	0	253,835	78,584				
中島病院	津山市	補強	H23.2～ H23.4	11,191	1,294					
新見中央病院	新見市	補強	H23.11～ H24.7		15,655	96,170				
林道倫精神科神経科病院	岡山市	新築	H24.6～ H26.3			59,046	182,060			
セントラルシティ病院	岡山市	新築	H24.9～ H25.7			33,849	304,649			
玉島中央病院	倉敷市	新築	H24.11～ H26.1			35,619	676,768			
水島第一病院	倉敷市	新築	H25.12～ H27.12				8,548	271,419	411,047	21,373
芳野病院	鏡野町	補強	H25.6～ H25.12				6,405			
計				751,521	2,896,268	1,770,707	1,359,124	271,419	411,047	21,373

a 複数年度にわたる施設整備に係る補助金の現地調査のあり方について

【医療施設耐震化臨時特例事業補助金の交付状況】で記載のとおり、当該補助金は、災害拠点病院等が実施する施設整備に対して複数年度にわたり交付される場合があるが、各年度における交付額は、補助金申請時の事業計画における出来高見込に基づき配分されている。

例えば、倉敷中央病院では、平成 22 年度から平成 25 年度までの計画となっており、各年度の出来高見込及び補助金交付額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	出来高見込	補助金交付額
平成 22 年度	1.8%	10,551
平成 23 年度	62.0%	357,850
平成 24 年度	33.0%	190,770
平成 25 年度	3.2%	18,329
計		577,500

県では、各年度末において、交付先である災害拠点病院等から実績報告書の提出を受け、履行確認の審査を行うが、当該年度が竣工前であれば、合わせて施設整備現場の写真を提出させて工事の進捗状況を確認し、工事の竣工年度においては現地調査を実施し、竣工確認を行うこととしている。

しかしながら、交付先から提出される写真のみで、工事の進捗状況を把握するには限界があり、現地へ赴き、施設整備の現場を実際に確認することと比較すると、得られる情報に大きな差異があると考えられる。

また、施設整備に対して補助金を交付する点は同じであっても、単年度で竣工を迎える施設整備については、交付に当たって現地調査による竣工確認が行われるのに対して、本件のように複数年度にわたり補助金が交付されるような場合、竣工年度まで現地調査は行われないこととなる。

従って、複数年度にわたる施設整備について、年度単位で補助金を交付する場合、工事の竣工前であっても現地調査を実施し、少なくとも、施設整備の進捗状況が事業計画から大幅に乖離していないかの確認を行うことが望まれる。

なお、竣工前に現地調査を行う対象については、補助金交付額が一定額以上のものを選定する等、重要性も勘案し、あらかじめルールを定めて実施することを含めて検討されたい。

イ 地域医療総合支援センター設立支援事業補助金 (①-68)

所管課	医療推進課
交付先	国立大学法人岡山大学
平成 24 年度予算執行額	335,800,000 円

当該補助金は、二次医療圏単位での医療機能の強化、医師確保等の取組その他の施策により地域における医療の課題の解決を図ることを目的として「岡山県地域医療再生計画」に定められた地域医療総合支援センターの設立支援に関し、国立大学法人岡山大学が行う地域医療支援センターを整備する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。なお、「岡山県地域医療総合支援センター設立支援事業補助金交付要綱」において、補助対象事業は、国立大学法人岡山大学が行う地域医療支援センターを整備する事業とする旨が示されている。

a 中間時点における現地調査

厚生省通知「医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について」（健政発第 427 号 平成 9 年 4 月 30 日）によると、「当初計画に従った建設が進行しているか否かを把握するため、(中略) 1 億円以上の国庫補助金の交付を受けた施設について、建設工事中間時点及び完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、現地調査を実施されたい。」と記載されている。

県では、延べ床面積 1,000 m²以上又は工事費 1 億円以上の案件について、現地調査による竣工検査を行うこととしており、本補助金についても、平成 24 年 8 月 10 日に竣工検査のため現地調査を行っているが、中間時点における現地調査は行われていない。

上記通知でも「可能な限り」との記載がなされていることから、中間時点における現地調査が行われていないことをもって、直ちに手続が不十分と判断することはできないが、施設整備に係る補助金は執行額が多額になり、また対象となる工事が長期に渡るケースも多い。計画に基づく工事が進行しているか否かを適時に把握することは重要であり、そのためには、直接現地へ赴き、工事監理者等の立会いのもと、工事の進捗状況を確認することは有用であるものとする。上記通知の趣旨も踏まえ、完成時点だけでなく中間時点における現地調査も積極的に行うことが望まれる。

(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方

・設備購入に係る補助金の検査のあり方（意見）

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、当該補助金を財源として備品類等の設備購入を行っている案件について検討を要する事案があった。

交付された補助金を財源に設備を購入する場合、当該設備の実在性を確認する観点からは、検査確認の際に納品書や支払確認にとどまらず、購入された現物を直接確認することが有効な手段である。

また、購入した設備は、その後一定期間使用することが可能であるため、他の目的のための転用や売却が行われていないか、交付目的に従った使用がなされているかについても定期的に確認し、結果的に交付された補助金等が不正に使用されることがないようにする必要があると考える。

なお、以下では、個別の事例について取り上げることとするが、検査のあり方の検討に当たっては、ここで取り上げた事例に限らず、保健福祉部全体として、どのような取扱いをするのかについて議論されたい。

No	名称	平成 24 年度 予算執行額
ア	地域支え合い体制づくり事業補助金（①-15）	157,741,000 円
イ	へき地医療拠点病院運営費補助金（①-60）	40,454,000 円
ウ	へき地医療の支援体制強化に係る必要な施設・設備の整備補助金（①-72）	29,781,000 円

ア 地域支え合い体制づくり事業補助金 (①-15)

所管課	長寿社会課
交付先	岡山市外 24 件
平成 24 年度予算執行額	157,741,000 円

地域支え合い体制づくり事業は、単身高齢者、高齢者のみの世帯の急増、親族間、地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が増加していることを受けて、厚生労働省が平成 22 年度より介護基盤緊急整備等臨時特例基金に積増しを行うかたちで開始された事業である。

都道府県及び市町村が主体となり、又は適当と認める団体への委託、補助又は助成により次の事業を実施する。

(地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業)

- ・住民組織や NPO 等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組等の先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援
- ・地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備
- ・認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の搜索・発見・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守り SOS ネットワーク）の構築
- ・地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援
- ・介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- ・その他地域支え合い体制の構築に資する取組への支援

(地域活動の拠点整備事業)

- ・訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- ・地域包括支援センターのサブセンター又はブランチセンターの整備
- ・高齢者等の生きがい活動、障害者の地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備

- ・家族介護者の協議会設置、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備
- ・行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援
- ・その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

(人材育成事業)

- ・行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行う事を目的とする組織（見守り活動チーム）の育成
- ・訪問介護職員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修
- ・その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

a 購入した設備、備品等の定期的な管理の必要性

県においては、市町村又は市町村の委託先が実施主体となって活動した事業に対して補助金を交付しているが、その事業の性質から、各市町村によって実施した事業内容、交付金額は大きく異なるものとなっている。

平成 24 年度における各市町村が実施した事業内容について具体的に見ていくと、一人暮らしの高齢者の集いの場になるようなコミュニティを整備するための公民館、集会所の設備（トイレ、空調設備、健康器具、厨房設備等）の購入費用支援、老人クラブへの備品購入費用支援、高齢者等への訪問活動を行うための軽乗用車購入費用支援、災害時に避難支援を必要とする方を登録した「災害時要援護者台帳」システムの整備費用支援等、と多岐に渡っており、補助金の交付金額についても奈義町の交付額が 30,408 千円となる一方で、真庭市は 388 千円の交付となっており、非常に幅のある状況になっている。

事業内容について確認したところ、事業目的に合致しないものはなかったものの、地域社会における日常的な支え合い体制は、将来に渡って継続的に維持される必要があること、また当該補助金を通じて購入された設備、備品は他への移動、転用が容易なものが多いことから、継続的に事業目的のために使用、利用されていることを必要に応じて確認する必要があると考える。

【平成 24 年度における各市町村の実施事業】

市町村	金額	実施した事業
奈義町	30,408,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養委員いきいき食生活応援事業 ・高齢者補聴システム整備事業 ・地域支え合い食文化伝承事業 ・男性高齢者いきいき生活応援事業 ・地域支え合い外出・見守り支援事業 ・地域支え合いネットワーク構築支援事業 ・高齢者緊急時等支援機材整備事業
津山市	16,918,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン整備事業 ・公民館地域活動支援整備事業 ・津山市障害者福祉センター整備事業 ・災害時要援護者支援台帳システム整備事業 ・要援護者に配慮した避難所整備事業 ・知和地区支え合い体制づくり事業
美咲町	8,500,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い体制づくり拠点整備事業 ・地域サロン推進事業 ・地域見守りネット事業 ・認知症支援対策事業 ・低栄養改善・予防推進事業 ・高齢者生きがい創造交流事業 ・避難拠点備品整備事業
美作市	9,223,000	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援システム構築事業 ・認知症支援対策事業
矢掛町	13,411,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン立ち上げ活動支援事業 ・自主防災組織活動支援事業
岡山市	11,663,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護支援サポーター養成事業 ・高齢者地域支え合い体制づくり事業

高梁市	8,239,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援システム整備事業 ・地域支え合い活動立ち上げ事業 ・運転免許不要の自立的交通手段による引き籠り防止と買い物支援活動立上げ事業
倉敷市	5,603,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ケア会議立ち上げ支援事業 ・災害時要援護者台帳システム整備事業
勝央町	3,780,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・要援護者台帳整備事業
久米南町	4,455,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・久米南町ふれあいサロン活動推進事業
笠岡市	4,300,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・シーサイドぬくぬくサロン立ち上げ事業 ・島の寄愛所開設事業
玉野市	4,032,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン立ち上げ支援事業 ・地域生活支援事業 ・生活・介護支援サポーター養成講座事業 ・傾聴ボランティア養成講座事業 ・地域交流サロン拠点施設整備事業
西粟倉村	4,001,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・地域丸ごとネットワーク化事業
吉備中央町	3,740,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い活動の拠点となる施設の整備
新見市	4,812,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいいきいきサロン事業 ・ふれあい料理教室事業 ・土橋交流センター改修事業 ・認知症にやさしいまちづくり推進事業
鏡野町	3,625,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町地域支え合い訪問活動事業 ・鏡野町ノルディック・ウォーク地域づくり事業
和気町	3,610,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者事故防止啓発事業 ・NPO 法人市民後見センターわけ設立支援事業 ・在宅生活支援強化事業
赤磐市	3,510,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者作業所のコミュニティカフェ立ち上げ支援 ・障害者作業所の配食サービス拠点整備 ・高齢者等の見守りシステムの構築

瀬戸内市	3,481,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進拠点整備事業 ・権利擁護体制環境整備事業 ・いきいきホットステーション活動支援事業
備前市	2,867,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・下り松・下り松北地区支え合いの場づくり事業 ・知り合い・ふれあい・支え合い・愛にあふれる片上のまちづくり事業 ・いきいきえびすくらぶ
新庄村	2,850,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団と連携した地域支え合い活動支援事業
浅口市	1,780,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支え合いサポーター管理運営事業 ・地域での自主的な運動定着体制づくり事業 ・高齢者支え合いサポーター養成事業
里庄町	1,545,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防早期発見事業
早島町	1,000,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・早島町介護予防拠点施設整備事業
真庭市	388,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用緊急連絡カード作成事業
合計	157,741,000 円	

イ へき地医療拠点病院運営費補助金 (①-60) (再掲)

所管課	医療推進課
交付先	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会外 5 件
平成 24 年度予算執行額	40,454,000 円

※当該補助金の概要については、「(2)ア へき地医療拠点病院運営費補助金 (①-60)」参照。

a 実績報告書の確認状況

補助事業実績報告書の具体的な検証手続について確認したところ、その記載が要綱に準拠しているか、計算に誤りがないかといった書面上の検証に留まっており、内容の根拠資料まで確認できていない状況であった。当該補助金が補助対象とする活動内容が比較的広範囲に設定されていることを考慮すると、十分な検証手続を行うためには、現地への訪問頻度を増やし、実際の医療活動、勤務状況を定期的に確認する必要があると考える。

ウ ヘき地医療の支援体制強化に係る必要な施設・設備の整備補助金 (①-72)

所管課	医療推進課
交付先	日本赤十字社岡山県支部外 3 件
平成 24 年度予算執行額	29,781,000 円

当該補助金は、日本赤十字社岡山県支部等 4 団体へ交付を行っている補助金である。補助金交付の根拠となる要綱は、「岡山県医療施設等設備整備補助金交付要綱」及び「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」である。

「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」によると、へき地診療所設備整備事業とは、平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づき実施する次の事業とされている。

- ア. 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））
の設備整備事業
- イ. 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
- （ア）市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）
- （イ）日本赤十字社
- （ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会
- （エ）全国厚生農業協同組合連合会
- （オ）社会福祉法人北海道社会事業協会
- （カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

補助基準額は 1 か所当たり 15,750 千円、補助対象経費の内容はへき地診療所として必要な医療機器購入費としている。補助基準額と補助対象経費との少ない額を算定している。これにより算定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額との少ない額に補助率を乗じて得た額の合計額が交付額で、補助率は 2 分の 1、補助の対象となる購入額の下限額は 1 品につき 250,000 円としている。いずれも「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」によるものである。

a 現地視察の必要性について

実績報告の際に、補助事業者から設備等を購入した際の契約書や領収書、購入した設備等の写真のチェックは行っているが、定期的な現地視察は実施していないことから、当該補助金により購入した設備等が交付の目的に即して適正に使用されていることを確認することが望ましい。

(6) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認し、事業の内容について聴取した結果、事業を実施するに当たって考慮すべき事案は次のとおりであった。

ア 緊急雇用創出事業補助金

(7) 概要

当該補助金は、国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により県において造成する岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として、失業者の雇用創出を図ることを目的としている。

県からの補助金交付先は全て市町村であり、市町村による事業実施に当たっては、市町村の直接実施事業の場合と、市町村から外部団体への委託する場合とがある。補助金の性質上、執行内容の大半が人件費となる。

当該補助金は産業労働部にて取りまとめ、補助金の対象事業の内容によって、保健福祉部各所管課に事務処理が任されている。交付決定、履行確認、精算手続等も各所管課が実施している。保健福祉部が担当する本補助金は次のとおりである。

【平成 24 年度 緊急雇用創出事業補助金一覧】

(単位：円)

No	名称	金額	交付先	所管課
1	緊急雇用創出事業補助金	64,468,683	倉敷市	保健福祉課
2	緊急雇用創出事業補助金	948,432	総社市	健康推進課
3	緊急雇用創出事業補助金	3,872,732	岡山市	健康推進課
4	緊急雇用創出事業補助金	3,045,000	新見市	健康推進課
5	緊急雇用創出事業補助金	16,413,643	岡山市	障害福祉課
6	緊急雇用創出事業補助金	4,006,304	倉敷市	障害福祉課
7	緊急雇用創出事業補助金	2,863,808	岡山市	子ども未来課
8	緊急雇用創出事業補助金	1,968,798	岡山市	子ども未来課
9	緊急雇用創出事業補助金	8,625,678	岡山市	子ども未来課
10	緊急雇用創出事業補助金	1,785,000	新見市	子ども未来課
11	緊急雇用創出事業補助金	3,300,000	矢掛町	子ども未来課
12	緊急雇用創出事業補助金	14,684,665	美咲町	子ども未来課
13	緊急雇用創出事業補助金	939,941	西粟倉村	長寿社会課

14	緊急雇用創出事業補助金	992,689	津山市	長寿社会課
15	緊急雇用創出事業補助金	935,443	新庄村	長寿社会課
16	緊急雇用創出事業補助金	2,311,698	西栗倉村	長寿社会課
17	緊急雇用創出事業補助金	3,595,163	岡山市	長寿社会課
18	緊急雇用創出事業補助金	1,046,618	津山市	長寿社会課
19	緊急雇用創出事業補助金	2,416,161	笠岡市	長寿社会課
20	緊急雇用創出事業補助金	2,117,289	高梁市	長寿社会課
21	緊急雇用創出事業補助金	2,160,000	矢掛町	長寿社会課
22	緊急雇用創出事業補助金	5,935,537	美咲町	長寿社会課
合計		148,433,282		

(イ) 意見

a 厚生労働省からの通知に基づく事務の徹底及びその確認について

交付先である市町村が補助金を執行するに際して、外部団体へ委託する場合があるが、緊急雇用創出という補助金の性質上、新規雇用失業者を雇い入れるために要する日数、事業実施途中での離職の可能性等の不確定な要素があることから、これに伴う人件費の変動が見込まれる。

このため、市町村が本事業の委託契約を行う場合、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とする旨、県に対して厚生労働省から通知されており、同様の内容が県から各市町村に対しても周知されているところである。

本事業実施に当たり、市町村が行った委託契約の内容を確認したところ、精算条項を設けた概算契約を採用していない事例が見受けられた。

一義的には市町村が通知の趣旨を勘案して契約を締結すべきであるが、補助金を交付している県においても、それらの契約形態について確認を行い、市町村に対し、必要に応じて適切な指導を行うべきと考える。

また、県では交付先である市町村から実績報告書入手し、各所管課が内容審査を行うことで事業実績を確認し、精算を行っている。

前述のように、交付先である市町村が補助金を執行するに際して、外部団体へ委託する場合で、概算契約を採用している場合、事業の実施に要した経費に応じて額を確定させるものであることから、

賃金台帳等のように実際の支払が確認できる書類に基づき委託費の請求額を確認するなどして額を確定すべきである。

ここで、厚労省通知によると、原則として、賃金台帳等の原本を確認すること、合理的な理由がありやむを得ない場合には、原本証明書付きの写しを確認する旨、記載されている。

実績報告書の内容審査の方法について確認したところ、交付要綱等に従った事務が行われていたものの、交付先である市町村が、厚労省通知で要求されている確認事務を実施しているかどうかを検討した記録が残されていない事例が見受けられた。

一義的には市町村が通知の趣旨を勘案して委託費の額を確定させるべきであるが、補助金を交付している県においても、それらの確認事務について検討を行い、その内容を記録として残しておくことが望ましい。また、通知に従った事務が十分に行われていない場合には、市町村に対し、必要に応じて適切な指導を行うべきと考える。

(参考) 平成 23 年 11 月 10 日付け厚生労働省通知（職地発 1110 第 1 号）

1 両基金事業の委託事業の契約形態

各都道府県の両基金事業の委託事業に係る契約については、契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約して、履行が完了した段階で額を確定させる概算契約及び契約金額が契約締結時に確定している確定契約の二つの契約形態で実施されており、会計検査院の検査では、全体の約 6 割が確定契約であるとされています。

確定契約で実施された場合、新規雇用失業者を雇い入れるために要する日数、事業実施途中での離職の可能性等の不確定な要素があることから、これに伴う人件費の変動が見込まれますが、同契約においては事業の実施途中で雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動への対応は困難となるところです。

このことから、両基金事業における委託事業の契約については、両基金事業の実施要領「第 5 の 3」のとおり各都道府県の財務規則等に基づき契約するものではありませんが、公募により雇用した新規雇用失業者を事業に従事させるという事業の性質に鑑み、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とするよう配慮願います。

2 概算契約における経費の確認

概算契約は、事業の実施に要した経費に応じて額を確定させるものであることから、賃金台帳等

のように実際の支払が確認できる書類に基づき委託費の請求額を確認するなどして額を確定すべきものでありますが、会計検査院の検査では、概算契約でありながら賃金台帳等により実際の支払額を確認しないまま額を確定している契約が約2割あるとされています。

このことから、両基金事業の委託事業において、概算契約を締結したものについては、同契約の精算時に適切な確認を実施するよう措置願います。

3 対応時期

1については、今後契約を締結する事業を対象とするものとし、既に契約を締結した事業についての対応を再考させるものではありません。

2については、原則として今後精算を行う事業を対象としますが、既に支払を完了している概算契約の事業のうち、実際の支払額を確認しないまま額を確定した契約がある場合、改めて確認を行うよう措置願います。

イ 後期高齢者保健推進事業補助金 (①-48)

(ア) 概要

所管課	健康推進課
交付先	岡山県後期高齢者医療広域連合
平成24年度予算執行額	47,166,000円

当該補助金は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）（※）が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、「高齢者医療確保法」という。）第125条第1項の規定に基づき行う健康診査の円滑かつ効果的な実施を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、「市町村が行う後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査に対して、広域連合が行う補助事業」を交付の対象としている。また、補助対象経費は、広域連合が行う補助事業を実施するために必要な経費（負担金、補助及び交付金）とされている。

すなわち、県が広域連合に対して補助金を交付し、更に、広域連合が健康診査の実施主体である市町村に対して補助等を行う、という関係となっている。

（※）一般に、広域連合とは、都道府県や市町村の事務の一部を広域にわたり、総合的または計画的に処理するため設立が地方自治法によって認められた特別地方公共団体をいう（地方自治法第

284 条第 3 項)。

後期高齢者医療制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、岡山県後期高齢者医療広域連合は、高齢者医療事務を処理するため、岡山県内の全 27 市町村を構成団体として、平成 19 年 2 月に設立された。

(イ) 意見

a 健康診査の周知徹底について

高齢者医療確保法に基づく健康診査の実施主体である市町村においては、健康診査について各後期高齢者に通知を行ったり、広報誌に掲載したりすることにより周知を行っているが、平成 24 年度における高齢者医療確保法に基づく健康診査の受診率は算定方法に相違があるものの、県が 10.58%であるのに対し、全国平均は 24.5%であり、全国的にみると県の受診率は低い水準となっている。

健康診査の効果的な実施を図る観点から、県においては、健康診査の対象である後期高齢者に対し健康診査の必要性に関して啓発を促し、更なる周知徹底を図るよう、事業実施主体である広域連合に対して、適切な指導を行う必要があると考える。

ウ 自治医科大学分担金 (②-16)

(ア) 概要

所管課	医療推進課
交付先	学校法人自治医科大学
平成 24 年度予算執行額	128,700,000 円

当該負担金は、県が学校法人自治医科大学（以下、「自治医科大学」という。）に対して、経費分担金として何定めによって交付している。

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、全国都道府県の共同によりに設立された。県からの入学者は毎年 2、3 名であり、平成 25 年 4 月 1 日現在で卒業生 77 名、在学生 14 名となっている。大学卒業後は県職員として採用後、岡山済生会総合病院又は総合病院岡山赤十字病院において 2 年間の臨床研修を受けた後、へき地医療拠点病院に派遣、3 年間へき地勤務し、1 年間の後期研修を受け、その後義務年限（卒業後 9 年間）が終了するまでへき地医療拠点病院でへき地医療に従事することとなる。

自治医科大学が公表している直近の自己点検・評価報告書（平成 19 年度）の「財務」には次のよう

に記載されており、自治医科大学では地方公共団体からの負担金収入が大学運営上重要な財源となっている。

(目標)

本学の収入の大半を占める国庫補助金及び都道府県負担金の増額確保に努める。

(現状の説明)

本学の収入は、表 1 に示すように都道府県からの負担金と国庫補助金の合計で収入全体の 6 割強を占めており、この 2 つの収入が本学にとって極めて重要な財源となっている。都道府県負担金については、地方自治体の厳しい財政状況の中において、収入の確保、経費の抑制を反映させた本学の予算案を示し、現在の負担金額を平成 7(1995)年度から確保している。

一方、国庫補助金について、私学助成は全体では横ばい、1 校当たり平均ではマイナスとなっているが、私立大学等経常費補助金の特別補助枠で本学独自の教育研究事業の採択増を目指している。

(表 1) 本学帰属収入に占める補助金の割合

(単位：百万円)

年度 区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
大学帰属収入(A)	13, 127	13, 791	13, 252	13, 273	14, 048
うち都道府県負担金(B)	5, 969	5, 969	5, 969	5, 969	5, 969
うち国庫補助金(C)	3, 133	3, 353	2, 999	2, 622	2, 711
比率(B/A)	45.5%	43.3%	45.0%	45.0%	42.5%
比率(C/A)	23.9%	24.3%	22.6%	19.8%	19.3%

(イ) 監査の結果

a 負担金に関する説明責任について

当該負担金については、学生の 6 年間の学費貸与などに充てられる（卒業後、指定公立病院への一定期間の勤務後は返還免除）ことから、へき地医療確保のための必要な経費と言える。一方、自治医科大学の卒業生が県のへき地医療にどのように貢献しているかがわからない状況である。

これについて県に対して説明を求めたところ、自治医科大学の卒業生についてはいったん県職員となり、県内へき地の医療に従事し、また、平成 25 年 6 月 1 日現在、卒業生のうち義務年限中の者を除く 60 名中 36 名が県内に勤務・開業しており、県内定着率は 6 割程度となっているとのことである。

当該負担金に関しては、大学設立の経緯から全国の地方公共団体に応分の負担が求められ、県に裁量の余地がないとは言え、同負担金が多額であることに鑑み、負担することの意義やその長期的視点に立った効果に関して、県民に対するわかりやすい説明が期待される場所である。

エ 介護給付費負担金 (②-6)

(7) 概要

所管課	長寿社会課
交付先	岡山市外 26 件
平成 24 年度予算執行額	21,898,167,191 円

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村が保険者となり、市町村内に住む 65 歳以上の者等の被保険者に、加齢による疾病等の要介護状態等に応じて保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行うものである。

保険者となる市町村が被保険者に給付する費用（以下、「介護給付費」という。）の一部を、国、県、市町村が負担することとされており、当該負担金は、その県の負担分である。

介護費用総額は、利用者が 10%を負担し、その残額（90%）の 50%ずつが公費及び保険料で賄われる。公費で賄う額については、国が 25%（施設等給付分については 20%）、都道府県が 12.5%（施設等給付分は 17.5%）、市町村が 12.5%を負担することとされており、当該負担金は県の負担分である。

介護給付費は被保険者にサービスを提供した介護サービス事業者が保険者である市町村に交付請求し、交付がなされた後、県負担分については、各市町村より県に交付申請があり、交付決定を経て市町村に支出される。

また、各介護サービス事業者が適正にサービスを提供しているか、交付請求が適切になされているか等の実地調査による指導、監査について、県では、介護保険法第 24 条及び同法第 5 章関係条文の規定並びに「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日付け老発第 1023001 号 厚生労働省老健局長通知）に基づき、「岡山県介護保険施設等指導要綱」、「岡山県介護保険施設等監査要綱」（以下、「監査要綱」という。）及び「岡山県介護保険施設等指導及び監査要領」を設け、介護サービス事業者に対し、集団指導や実地指導及び監査を実施している。

平成 24 年度の県の指導、監査の実施状況及び返還金発生状況は次のとおりである。

介護保険施設等の区分		事業所数 ※1	指導監督の状況 (実施事業所数)				返還状況※2	
			指導 実地 指導	監査		合計 (A)	件数 (B)	金額(円)
				営利 法人	一般			
居宅サービス	訪問介護	177	44	21	2	67	1	542,016
	訪問入浴介護	15	5	2		7		
	訪問看護	422	12	2		14		
	訪問リハビリテーション	323	4			4		
	居宅療養管理指導	982	4	6		10		
	通所介護事業	297	109	40	1	150	7	1,703,387
	通所リハビリテーション事業	850	15			15	1	83,880
	短期入所生活介護事業	91	34			34	1	20,520
	短期入所療養介護事業	57	17			17		
	特定施設入所者生活介護事業	31	15	4		19	1	7,119
	福祉用具貸与事業	34	13	6		19		
	特定福祉用具販売	32	11	4		15		
指定居宅介護支援事業		272	83	33		116	17	27,980,192
施設	介護老人福祉施設	69	26			26	3	-2,355,853
	老人保健施設	41	13		1	14	1	4,896
	介護療養型医療施設	18	8			8		
介護サービス 計		3,711	413	118	4	535	32	27,986,157
介護予防サービス	介護予防訪問介護	174	44	21	1	66		
	介護予防訪問入浴介護	14	5	2		7		
	介護予防訪問看護	410	12	2		14		
	介護予防訪問リハビリテーション	311	4			4		
	介護予防居宅療養管理指導	952	4	6		10		
	介護予防通所介護事業	292	106	41		147	7	575,282
	介護予防通所リハビリテーション事業	850	14			14		
	介護予防短期入所生活介護事業	85	34			34		
	介護予防短期入所療養介護事業	55	17			17		

	介護予防特定施設入所者生活介護事業	30	15	4		19	1	4,203
	介護予防福祉用具貸与事業	32	12	6		18		
	特定介護予防福祉用具販売	32	11	4		15		
	介護予防サービス 計	3,237	278	86	1	365	8	579,485
	合 計	6,948	691	204	5	900	40	28,565,642

※1 事業所数は、平成24年度末現在の指定事業所数（現存）

※2 返還金については不正請求（偽りその他不正の行為によって介護保険給付を受けた場合）とまでは認められないものも含む。

※3 実地指導、監査の他に、集団指導を1回（各サービスの種別ごとに実施したため延べ4日）実施し、1,558の事業所が参加。

(イ) 監査の結果

a 監査対象事業所の選定における国保連合会の介護給付費適正化システムのデータ利用について

概要に記載の県の指導、監査の状況のとおり、県の指導、監査の結果に一定の成果が見られると考える。

しかし、県では、指導、監査の対象とする事業所の選定について、指導対象は、定期的なローテーションや過年度の指導結果をもとに選定し、監査対象については、基本的に通報や苦情等のあった事業所を選定しており、国保連合会の介護給付費適正化システムのデータより特異的な傾向を分析し、監査や指導の対象事業所を選定するという方法は実施されていない。

厚生労働省では、介護保険制度は老後を支える基礎的な社会システムとして定着したが、介護サービスが真に所期の効果を上げているかとの観点、不適正・不正な介護サービスはないかとの観点から改善の余地があるとして、介護給付費適正化推進運動を掲げている。その中で、「不正請求、不適切な請求への対応」として、「国保連合会の適正化システムにより特異的な傾向を示している事業所に対する調査（照会）」の必要性を挙げている。

この点については、監査要綱においても、第3条（選定基準）に、監査対象選定における要確認事項として、「介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者」を挙げている。

県は、国保連合会の介護給付費適正化システムのデータから示される、居宅介護支援費の算定に係わる特定事業所集中減算と、通所サービスに係わる事業所規模及び介護報酬請求状況の2点については、毎年度、該当事業者に対し再確認のための照会を行っている。しかし、特異傾向を示す事業所には問題の兆候を示している可能性もないとはいえないため、国保連合会の介護給付費適正化システムのデ

ータをより適切に分析し、監査等の対象範囲に含めて検討することにより、介護サービス事業者への指導等をより充実させ、更にその効果を発揮されたい。

岡山県介護保険施設等監査要綱

(選定基準)

第3 監査は、次の各号に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の疑いの確認について必要があると認める場合に、県民局が実施する。ただし、特に必要が認められる場合には、長寿社会課と共同で実施することができる。

一 要確認情報

イ 通報・苦情・相談等に基づく情報

ロ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ハ 連合会・保険者からの通報情報

ニ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

ホ 介護保険法第115条の35第4項又は旧法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

二 実地指導において確認した情報

サービス事業者等について確認した指定基準違反等の疑い

三 その他報告、届出等により、必要があると認める場合

3 委託料に関する事項

保健福祉部の委託料のうち、金額的重要性に応じて監査の対象とすべき案件を選定し、質問書の送付、所管課へのヒアリング及び決裁文書等の関連資料の閲覧を実施した。

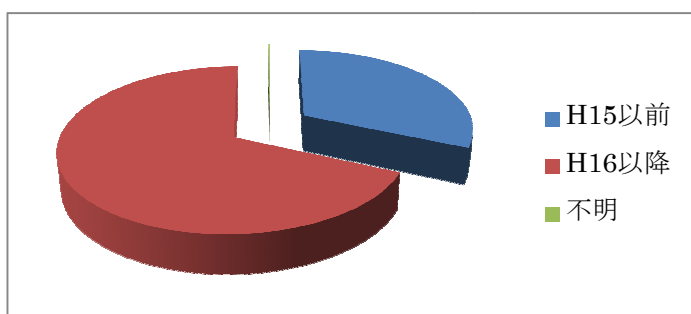
抽出した案件の件数及び金額の内訳は、次のとおりである。

区分	歳出額	歳出額のうち、監査の対象とした額		
		10百万円以上	10百万円未満	合計
委託料	297 件 1,530,180 千円	38 件 1,162,047 千円	87 件 190,681 千円	125 件 1,352,729 千円

※ 10百万円未満の案件については、3年間の金額がほぼ同額の案件等の中から任意抽出した。

※ 指定管理料は、決算書上「委託料」に含まれていることから、上表には指定管理料 151,114 千円（5件）を含めて記載している。

開始年度	件数	割合	H24 年度執行額	割合
H15 以前	40	33.3%	380,135	31.6%
H16 以降	76	63.3%	820,503	68.3%
不明	4	3.3%	976	0.1%
総計	120	100.0%	1,201,615	100.0%



委託料（指定管理料 151,114 千円（5件）は除く。）に係る契約については、平成 15 年度以前から継続している委託料 40 件、380 百万円の内、10 百万円未満の委託料は、26 件、42 百万円であった。

(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項

委託料の事業実施要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、改めるべき事案は次のとおりであった。法令、規則等について改めて確認されたい。

ア 犬ねこ引取等業務 (④-21)

(ア)概要

所管課	生活衛生課
委託先	岡山県獣医畜産事業協同組合
平成 24 年度予算執行額	62,933,000 円

当該委託業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬・ねこの引取り、保護、輸送及び収容等に関する業務であり、岡山県獣医畜産事業協同組合に対し委託している。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	増加額
委託金額	28,438	62,933	34,495

平成 24 年度の委託業務は、県全体の行財政改革の一環による現業廃止に伴い従来実施していた事業を委託により実施することとなったため、委託金額が 34,495 千円増加している。具体的には、野犬、所有者不明の犬又はねこ及び負傷動物の収容・保護・輸送・搬入の業務となっている。

(イ)指摘事項

a 委託業務の完了確認について

委託業務を完了した際に、委託業務完了届の提出はなされているが、委託業務の実績報告書が提出されていなかった。業務完了の確認手続に不備があると思われる。

業務に関する実績報告書の妥当性を確認することにより、業務完了の確認をするものと考えため、精算内容のわかる適切な内容の実績報告書を提出させるべきである。その上で、委託契約書第 9 条における業務完了の確認行為を適切に行うべきである。

委託契約書

第9条 協同組合は、委託業務が完了したときは、実績報告書を提出し、岡山県の確認を受けなければならない。

(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項

・委託料の実績確認に関する検討手続について（意見）

委託料に係る契約書、実績確認に係る資料等を確認した結果、実績確認の手続について検討を要する事案があった。その内容は次のア～クに記載している。

これらの委託実績の確認に当たっては、契約書等に定められた書類の確認はされているが、どのような書類を確認したのかがわからなかったものである。また、委託料の精算実績として記載されている額が適切かどうかについては、委託先において経理処理された額と整合しているかという点を確認することも必要であると考え、どのように確認するかは現状一定の方針などはない状況である。

各事案を解決する手法として、「第3 2 (3) 対象経費に対する検査確認の手法」において、「検査確認に当たってのチェックリストの活用（意見）」に記載の内容について検討されたい。

No	名称	平成24年度 予算執行額
ア	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）(④-7)	13,835,348円
イ	発達障害者支援センター運営事業(④-8)	23,073,935円
	発達障害者支援センター整備事業(④-11)	11,518,511円
ウ	障害児等療育支援事業(④-10)	12,403,760円
エ	動物愛護関係業務(④-22)	29,326,000円
オ	食品衛生業務委託(④-25)	15,596,870円
カ	地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業(④-30)	15,000,000円
キ	代替職員の確保による現任介護職員等研修支援事業(④-38)	54,973,053円
ク	訪問看護推進事業(④-65)	5,544,016円

ア 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）（④-7）

所管課	障害福祉課
委託先	社会福祉法人旭川荘外 2 件
平成 24 年度予算執行額	13, 835, 348 円

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

当該委託事業は、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ることを目的に、県知事により障害者就業・生活支援センターとしての指定を受けた社会福祉法人等に委託して実施する事業である。

当該事業について、次のような課題と思われる点があった。

a 実施要綱との整合性について

当該事業の実施要綱の「第 3 職員の配置」には、「センターには、生活支援を専門に担当する職員（以下、「生活支援担当職員」という。）を置くものとする。」「生活支援担当職員は、常勤の専任職員とする。」と定められ、また、同要綱の「第 5 事業の内容」には、「生活支援担当職員は、支援対象障害者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行うものとする。」と定められている。

これにより、常勤の専任職員である生活支援担当職員が支援対象障害者の相談等の支援を実施することとされている。

しかし、各事業者の収支実績報告書によると、美作圏域の事業者のみ常勤職員の給与が一部計上されているが、その他の圏域の事業者は常勤職員の給与が計上されておらず、美作圏域も含め、非常勤給与が実際経費の大半を占めていることから、支援対象障害者の家庭等や職場の訪問等は非常勤の職員が実施していると推測される。

当実施要綱は、厚生労働省が示す同実施要綱を参考に作成されており、常勤の専任職員とすることは県独自で定めているものであるが、非常勤職員が実施していれば県の要綱違反となる。しかし、県によると、今回の監査を受け、勤務実態を確認した結果、常勤・非常勤という勤務の形態と、正規職

員・非正規職員という身分の形態の記載について、委託先に十分な周知ができておらず、非正規常勤職員を「非常勤」として報告している場合があり、実際は、2センターは常勤の職員であり、1センターは常勤勤務よりも1日当たり45分勤務時間が少ない職員ということで、ほぼ常勤であるという評価をしているとのことである。

今後、さらに生活支援担当職員の実態を把握し、要綱違反になるのであれば是正する必要がある。また、事業実施の実情から常勤職員が実施することが困難である場合など、実現性に乏しい場合は、非常勤であっても別途条件を設けるなどにより生活支援担当職員の資質を維持できるのであれば、要綱の見直しも視野に検討すべきである。

b 実績状況報告書の記載内容について

県は、事業者同事業の実績報告書として様式を定め、支援の登録者の概要及び生活支援担当職員の活動状況などの記載を求めている。当該実績報告書により、事業の一定の成果を判断するために提出を求めていると考えるが、記載内容について、次の点などにおいて改善が求められると考えられる。

実績報告書の記載様式に圏内の人口及び在宅障害者数の記載欄があるが、次のとおり、備中圏域を担当する事業者の報告書において人口の記載があるのみで、それ以外はいずれも記載がなかった。県の説明によると、現実には、継続的な在宅障害者数の把握は困難であり、委託先に記載を求めることは無理があるとのことである。とすれば、少なくとも、人口の記載については徹底を図るとともに、記載困難な項目を見直し、実際に就労支援や生活支援を必要とする障害者数と関連したデータとして把握可能な項目を設けるなどの措置を講ずる必要があると考える。

	備前圏域	備中圏域	美作圏域
人口	記載なし	記載あり	記載なし
在宅障害者数	記載なし	記載なし	記載なし

また、登録抹消者について、登録抹消理由を記載する欄があるが、登録抹消者が複数人いたとしても理由をまとめて記載しており、理由毎の人数の内訳や詳細が不明である。

例えば、備中圏域では、次のとおり、登録抹消者が15人で、その理由は、結婚・転居等による離職や就労状況の変化と記載されているが、その結果は、当該事業による効果が発揮された結果による登録抹消なのかを判断できるような記載になっていない。

事業の効果を判断するためには、本来、登録抹消の理由について、理由毎の人数の内訳や理由の詳細な記載を求めるよう改善が望まれる。少なくとも、登録抹消人数のうち、このセンターを利用したことにより、支援の必要がなくなった人数と理由の詳細については、記載を求めるよう検討すべきである。

圏域	登録抹消人数	登録抹消理由
備前	4人	・地域生活ホーム異動となったため ・入所施設異動となったため
備中	15人	結婚・転居等による離職や就労状況の変化
美作	0人	—

イ 発達障害者支援センター運営事業（④-8）、発達障害者支援センター整備事業（④-11）

所管課	障害福祉課
委託先	社会福祉法人旭川荘
平成24年度予算執行額	発達障害者支援センター運営事業:23,073,935円 発達障害者支援センター整備事業:11,518,511円

発達障害者支援センターは、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下、「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。当該委託料は、当該センターの運営事業及び整備事業に対して支払われるものである。委託の根拠は、「岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要綱」第2条第1項に基づくものであり、社会福祉法人旭川荘に委託している。

当該委託業務完了時は、収支決算見込書、実施状況報告書、実績報告書を委託先から受領し、問題なければ、委託業務完了確認書を県が作成する。

現状、提出された書類による確認によっているが、当該委託業務に含めるべきでない経費が実績報告上の経費に含まれていないかを確認したり、委託先へのけん制効果を発揮したりするためには、一定の項目について領収書や帳簿を閲覧する等実績報告記載の経費内容を検証することも有効な手続で

ある。

ウ 障害児等療育支援事業 (④-10)

所管課	障害福祉課
委託先	社会福祉法人旭川荘外 6 件
平成 24 年度予算執行額	12,403,760 円

当該事業は、障害児（者）施設の有する機能を活用し、療育相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行うものであり、当該業務を社会福祉法人旭川荘等に委託している。

当該委託業務完了時は、収支決算見込書、実施状況報告書、実績報告書を委託先から受領し、問題なければ、委託業務完了確認書を県が作成する。

現状、提出された書類による確認によっているが、当該委託業務に含めるべきでない経費が実績報告上の経費に含まれていないかを確認したり、委託先へのけん制効果を発揮したりするためには、一定の項目について領収書や帳簿を閲覧する等実績報告記載の経費内容を検証することも有効な手続である。

エ 動物愛護関係業務 (④-22)

所管課	生活衛生課
委託先	公益財団法人岡山県動物愛護財団
平成 24 年度予算執行額	29,326,000 円

当該委託業務は、県民への普及啓発事業、動物に関する相談事業、愛護館・ふれあい飼育棟などの施設管理業務であり、公益財団法人岡山県動物愛護財団に委託している。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	増加額
委託金額	16,619	29,326	12,707

平成 24 年度の委託業務は、現業廃止に伴い従来実施していた事業を委託により実施することとなったため、委託金額が 12,707 千円増加している。

増加した業務は、従来より県が講師を派遣していたしつけ方教室や県が企画立案していた動物愛護フェスティバル等の業務となっている。また、従来より岡山県獣医畜産事業協同組合に委託していたふれあい飼育棟の管理業務も増加している。

当該委託契約の委託料精算書を確認したところ、委託料 29,326 千円のうち、財団管理費が 1,703 千円計上されていた。それに対し、法人全体の管理費が 1,690 千円であったので、内容を確認したところ、事業費に含まれている経費を一部財団管理費として区分しているとのことであった。

委託料の精算書と法人全体の決算書との整合性は保つべきであり、委託先に対して適切に指導されたい。

オ 食品衛生業務委託 (④-25)

所管課	生活衛生課
委託先	一般社団法人岡山県食品衛生協会
平成 24 年度予算執行額	15,596,870 円

当該委託業務は、保健所における食品衛生関係の窓口業務の一部を委託する業務であり、一般社団法人岡山県食品衛生協会（以下、「県食品衛生協会」という。）に委託している。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
委託金額	15,315	15,596

平成 24 年度の委託業務の実績は、業務費 14,875 千円、庁舎使用料 721 千円の合計 15,596 千円であった。委託業務が、県食品衛生協会の会員である 9 つの各地区にある食品衛生協会の職員が行う窓口業務であるため、県食品衛生協会としては委託費のほとんどが業務費として区分経理されている。

県としては、賃金、共済費、行政財産使用料及び庁舎管理経費の積算により、委託金額を積算しているとのことであるので、委託の精算においても、業務費の内訳を提出させ、精算報告の内容が適切であることを確認すべきであると考えます。

カ 地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業 (④-30)

所管課	医療推進課
委託先	特定非営利活動法人岡山医師研修支援機構
平成 24 年度予算執行額	15,000,000 円

当該事業は、医学生や研修医を対象に、県内の臨床研修病院の紹介や地域医療の魅力を伝えるためのセミナー等を開催することにより、県内の医療機関に就職を希望する医師と病院とのマッチングを支援するとともに、将来、地域医療に従事することとなる医学生が義務年限後も引き続き県内の地域医療に携わる最適なプログラムを策定するために、県と特定非営利活動法人岡山医師研修支援機構（以下、「機構」という。）との間で委託契約を締結したものである。

機構は、各医療施設と医育機関である大学とが対等な立場で連携していくことを基本理念として、医師の研修及びキャリアプランの支援に関する事業を行うことを目的に、平成 18 年 6 月に特定非営利活動法人としての認証を受けている。機構は主に医学生、研修医及び若手からベテランまでの幅広い範囲において医師が求めている医学・医療の研鑽を円滑かつ効率的に行えるよう、会費及び県受託収入を財源として、各医療施設の各種情報提供や国家試験、卒後臨床研修プログラムや復職・転職など様々なキャリア支援プログラムの整備・提供等を行っている。

このように機構の実施する事業は県の委託事業と同一であるから、機構の会員が受けるサービスは県の委託事業そのものといえる。

(単位：円)

県の委託事業に関する精算実績の確認方法について聴取したところ、県は機構の事業報告書入手するとともに、事業の概要、収支状況が不明なものについては県担当者が機構へ出向くなどして内容確認を行う方針とのことであった。平成 24 年度については、書類確認のみであった。

機構の決算書を閲覧した結果、右の収支計算書のとおり、機構で発生した経費は入会金・会費収入及び県委託事業収入を財源に支出されていた。したがって、委託事業に係る精算実績の確認に当たって

I 収入の部	
1 入会金・会費収入	3,740,000
機構入会金・会費収入	1,820,000
マッチングプラザ会費収入	1,920,000
2 その他収入	15,002,277
県委託事業収入	15,000,000
受取利息	2,277
当期収入合計 (a)	18,742,277
前期繰越収支差額	8,145,882
収入合計 (b)	26,888,159

は、会費収入を充当する経費の範囲と県からの委託事業の対象となる経費の範囲が機構の経理処理に当たって明確にされているかどうかについては、県による精算実績の確認に当たって検討の対象となる。

委託業務完了報告書の内容を確認したところ、事業実績報告書及び精算報告書において事業の詳細が報告されてはいるものの、経費の範囲が適切かについては、これらの書類では確認できなかった。

この点、県から機構に対してあらためて確認した結果、帳簿上、区分して経理処理されているが、機構全体で発生する共通経費をどのように委託事業に按分するかの方針については把握できなかった。

今後は、共通経費の按分方法について県は機構と協議し、精算実績の確認の際にも適切に処理されているかどうかの検討をする必要がある。

II 支出の部	
1 事業費	16,158,025
給料手当	3,130,240
広告宣伝費	1,685,390
外注費	4,256,700
研修費	3,659,888
印刷費	1,759,800
その他	1,666,007
2 管理費	1,754,785
給与手当	899,570
事務用品費	219,441
通信費	263,118
その他	372,656
当期支出合計 (c)	17,912,810
当期収支差額 (a) - (c)	829,467
次期繰越収支差額 (b) - (c)	8,975,349

キ 代替職員の確保による現任介護職員等研修支援事業 (④-38)

所管課	保健福祉課
委託先	株式会社パソナ岡山
平成24年度予算執行額	54,973,053円

当該事業は、県内の社会福祉施設及び介護サービス事業所等が、雇用する現任介護職員の資質向上を図るため、研修等を受講させる場合に、福祉・介護の分野に就職を希望する離職者等を代替職員として派遣することによって、現任介護職員の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る事業である。

これらの事業目的を達成するため、事業の実施に当たっては、現任介護職員が、事業所の策定した研修計画に基づき、所定の研修等を受講すること、代替職員として募集する対象者は、労働の意思・能力を有する求職中の失業者であること等が要件として挙げられている。

このように、本事業は、現任介護職員の資質向上が目的の 1 つとされているため、現任介護職員が研修等を受講することが要件とされている。

事業所から提出される申請書において、研修の内容や実施期間を把握することはできるが、実績報告書上、現任介護職員の研修実績の記載は求められておらず、委託先からも研修実績を証する書類等は入手していない状況である。

この点について、保健福祉課へ問い合わせたところ、委託先である株式会社パソナ岡山では、本事業の対象となった事業所から、研修実績報告書及び研修を修了（受講）したことを証する書類（研修修了証明書等）を入手しているとのことであった。

事業目的に沿った取組が行われていることを確認する観点からは、県においても実績報告書の審査に当たって研修実績を証する書類等を入手するなどし、研修実績の確認を行うことを検討されたい。

ク 訪問看護推進事業（④-65）

所管課	医療推進課
委託先	公益社団法人岡山県看護協会
平成 24 年度予算執行額	5,544,016 円

当該事業は、「看護職員確保対策事業等実施要綱」（厚生労働省医政局長通知）に基づき、県と公益社団法人岡山県看護協会（以下、「看護協会」という。）が訪問看護推進事業の実施について委託契約を締結したものである。

訪問看護推進事業は、訪問看護に関する実態調査、訪問看護ステーションと医療機関との連携促進のための会議や研修等を実施するものであり、看護協会に訪問看護推進協議会を設置し、在宅医療及び訪問看護の推進を図っている。委託料の対象経費は、協議会人件費、報償費、旅費、役務費、会場使用料である。

県が同事業に係る委託契約書第 6 条（委託事業の実績報告及び審査）に基づき、委託内容の審査を実施しているかについて検討をした。特に委託料 5,544,016 円の内、同事業を推進するために設置した「訪問看護推進協議会事務局経費」として賃金 3,389,154 円が対象経費とされていることから、その金額が実態に沿った支出であったかを確認するために、資料の提示を求めたところ、委託料の積算内訳が示されたものの賃金単価や稼働実績までは審査されていなかった。

委託事業の審査において、特に人件費の対象経費に占める割合が高い場合、人件費の基礎となるデ

一タ、例えば、勤務実績や賃金単価を確認し、それらが実態にあったものであるかどうかを確認すべきであるとする。

さらに、該当者への支払を確認できる資料などを必要に応じて提出を求めることが望ましい。

(3) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項

委託料に係る契約書、検査確認に係る資料等を確認し事業の内容について聴取した結果、事業を実施するに当たって考慮すべき事案は次のとおりであった。

ア 社会参加推進センター運営事業 (④-9)

(7) 概要

所管課	障害福祉課
委託先	財団法人岡山県身体障害者福祉連合会
平成 24 年度予算執行額	29,422,000 円 上記の他、県単独事業障害者ふれあい事業 1,650,000 円 も併せて検討する。

県は、「岡山県地域生活支援社会参加促進事業実施要綱」に基づき、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加施策を総合的かつ効果的に実施し、障害に対する県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、地域生活支援社会参加促進事業を実施している。

その事業の一部を「岡山県障害者社会参加推進センター（以下、「センター」という。）事業」として財団法人岡山県身体障害者福祉連合会（以下、「福祉連合会」という。）に委託している。センターの概要及び実施事業の内容は次のとおりである。

【センターの概要】

(設置目的)

障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を促進する。当該センターを福祉連合会に設置するものとする。

(職員)

センターには、事務局長（法人事務局長兼務）及び障害者福祉活動推進員の 2 名を配置している。

(社会参加推進協議会)

センターに社会参加推進協議会を設置し、センターの業務に関する企画、立案を行う。その構成は、身体障害者関係団体代表者、知的障害者関係団体代表者、精神障害者関係団体代表者及び県障害保健福祉所管課代表者等であり、障害種別固有の事項について協議するため、次の 3 つの部会を設けてい

る。

部会	団体等
身体障害部会	財団法人岡山県身体障害者福祉連合会 公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会 社会福祉法人岡山県視覚障害者協会 社団法人岡山県難聴者協会 公益社団法人日本オストミー協会岡山県支部 新声会 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 岡山県保健福祉部障害福祉課
知的障害部会	一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会 社団法人岡山県知的障害者福祉協会 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 岡山県保健福祉部障害福祉課
精神障害部会	岡山県精神障害者家族会連合会 岡山県保健福祉部健康推進課

【実施事業】

(単位：円)

事業名	金額
障害者社会参加推進センター運営事業	3,852,000
障害者の暮らしと権利相談事業	3,114,000
身体障害者相談員研修事業	920,000
身体障害者補助犬育成事業	1,948,000
オストメイト社会適応訓練事業	280,000
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	1,046,000
盲ろう者通訳ガイドヘルパー養成・派遣事業	4,686,000
身体障害者福祉広報活動事業	314,000
障害者福祉活動推進事業	1,882,000

パソコンボランティア養成・派遣事業	870,000
障害者ITサポートセンター運営事業	3,744,000
パソコン利用促進事業	2,658,000
重度障害者在室就労促進事業	4,108,000
計	29,422,000
障害者ふれあい事業	1,650,000
合計	31,072,000

(イ) 意見

a 委託業務完了確認について

当該委託契約の委託業務完了確認書では、当該業務の完了届出年月日及び完了確認年月日はいずれも平成25年3月31日である。一方、福祉連合会から県に提出された委託事業完了報告書を確認した結果、当該事業に係る収支決算が平成25年3月31日付で次のように報告されていた。

(単位：円)

項目	金額	摘要
受託事業収入	31,072,000	県委託金
自主事業収入	2,894,198	
民間助成等収入	620,000	
合計	34,586,198	

項目	金額	摘要
給料手当	13,404,833	職員給与
臨時雇賃金	2,520,000	相談員手当
法定福利費	2,047,202	社会保険料
工賃	707,610	在宅作業工賃
旅費交通費	1,289,370	パソコンボランティア交通費等
賃借料	843,674	会場使用料
委託費	10,961,000	再委託費
その他	2,812,509	消耗品、広報誌印刷等、手話通訳料、電話、郵送料等
合計	34,586,198	

しかし、委託費として経費計上されている 10,961 千円について、再委託先からの完了報告日を確認すると 4 月以降の日付となっていた案件があった。これについて、県に対して説明を求めたところ、事業は 3 月末までに完了していたものの完了報告の日付に錯誤があったとのことであった。

受託者に対して、整合性のある事務処理を指導されたい。

b 委託者選定手続について

当該委託事業は、センターが設置された平成 10 年度から現在に至るまで、委託先である福祉連合会が受託し、事業実施している。また、事業の一部は社会参加推進協議会の構成員や当該事業が実施可能な団体等に再委託している。

平成 24 年度における当該事業の委託先の選定に当たっては、福祉連合会と契約することを予定し、事業実施に当たり募集要件に合った受託希望者を募り、企画提案書の提出をさせるプロポーザル方式により、平成 24 年 3 月 5 日に公募を実施している。応募要件及び公募スケジュールは、次のとおりである。

【応募要件】

- ・岡山県内に主たる事務所と活動基盤をもつ法人であること。
- ・当該事業を実施するに当たって、全県レベルで身体に障害のある人の実情等に精通し、障害のある人の個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供できる体制を有していること。
- ・過去 3 年間に 3 回以上、身体に障害のある人に対する事業等について、県又は県の外郭団体との契約実績があること。
- ・過去 2 年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てに誠実に履行していること。

【公募スケジュール】

内容	期限
企画提案説明書の交付	平成 24 年 3 月 5 日 9 時～平成 24 年 3 月 15 日 16 時
参加意思確認書の提出	平成 24 年 3 月 5 日～平成 24 年 3 月 15 日 土日祝除く 9 時から 17 時まで
企画提案書の提出	平成 24 年 3 月 16 日～平成 24 年 3 月 23 日 土日祝除く 9 時から 17 時まで

なお、公募資料には「岡山県地域生活支援社会参加促進事業実施要綱」及び委託事業一覧が示されており、委託事業一覧のうち単独の事業のみ公募することも認められている。

結果的に応募者は福祉連合会以外になく、入札・契約事務審査会の審査を経て、随意契約により福祉連合会が受託することになった。

このような委託事業者の選定手続は、当該事業の場合、実施可能な団体が福祉連合会のみであることを確認するために行っていると、所管課より説明を受けた。

しかし、企画提案書の提出までに1ヶ月もなく、委託事業の一部について応募するにしても新規の団体の参入を促すためには、応募の前提や要件及び公募スケジュールについて配慮が必要と考える。

イ 小児救急医療電話相談事業（④-26）

(ア) 概要

所管課	医療推進課
委託先	公益社団法人岡山県医師会
平成24年度予算執行額	11,000,618円

当該事業は、子どもの夜間の急な発熱、けいれんなど具合が悪くなった際の保護者等の不安や症状への対応方法などについて、当番小児科医又は看護師等が電話相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行う事業であり、公益社団法人岡山県医師会（以下、「医師会」という。）への委託により実施している。

都道府県の事業として展開されているものであり、地域の実情に応じて、実施方法（相談時間、相談対応者の職種・人数）、実施内容（相談事業のほか、医療機関案内や子育て施設紹介を行うなど）は異なっているが、平成24年度の県の実施状況の概要は次のとおりである。

電話番号	＃8000 又は 086-272-9939	
実施内容	相談対応及び医療機関案内	
事業全体の相談員数	医師33人、看護師7人	
一日当たりの相談員数	平日	看護師1人
	土曜日・日曜日・祝日	医師1人
実施時間帯	平日	19時～23時
	土曜日	18時～23時

	日曜日・祝日	18時～23時
	年末年始（12/29～1/3）	18時～23時

県では、相談の質を保持、向上させるため、指標として相談実績の推移や相談内容及び相談者の満足度、対応内容等の実績を用いて効果を測定している。

小児救急の電話相談の目的は、健康に育つ権利を持った子どもとその保護者に対して安心を提供するとともに、救急受診件数の圧倒的な多さによる不均衡な需給バランスにある小児救急医療をサポートすることにある。県では、電話相談後のアンケートの回答等により利用者の満足度など事業の効果を把握している。平成24年度の当該事業の時間帯別相談件数及びその対応や満足度のアンケート実績は、次の表のとおりである。

【時間帯別相談件数】

		18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	不明等	計
平日	件数(件)	—	1,308	1,211	1,004	759	11	4,293
	割合 (%)	—	30.5%	28.2%	23.4%	17.7%	0.3%	100.0%
休日	件数	893	752	706	557	469	23	3,400
	割合	26.3%	22.1%	20.8%	16.4%	13.8%	0.7%	100.0%
総計	件数	893	2,060	1,917	1,561	1,228	34	7,693
	割合	11.6%	26.8%	24.9%	20.3%	16.0%	0.4%	100.0%

【対応状況及び満足度状況】

	対応内容	件数	割合
対 応 別	助言・指導で解決	1,902	24.7%
	昼間にかかりつけ医を受診するよう勧める	1,875	24.4%
	心配ないが何かあれば医療機関に行くよう勧める	2,061	26.8%
	医療機関に行くよう勧める	1,561	20.3%
	119番するように勧める	8	0.1%
	その他	286	3.7%
	合 計		7,693
満 足	満足した	6,344	82.5%
	どちらかといえば満足した	887	11.5%

度	どちらかといえば役立っていない	75	1.0%
	全く役に立てなかった	39	0.5%
	その他	348	4.5%
	合 計	7,693	100.0%

年間7,693件の相談があり、そのうち「満足した」と答えた人は6,344人(82.5%)、「どちらかといえば満足した」との回答と合わせると7,231人(94.0%)となっている。また、電話対応のみで受診しなかった人は5,838人(75.9%)であり、一定の効果を上げていると考える。

また、電話回線1回線による対応では、話し中により繋がり難いという利用者の要望が多数あったことから、当事業の更なる充実を図り、委託先の医師会と共同で医療機関・公益社団法人岡山県看護協会を通じて相談員の募集を行ったところ、4病院と公益社団法人岡山県看護協会の協力により新たに13人の看護師及び助産師の増員ができ、平成25年9月より電話2回線による相談を開始したところである。

しかし、現在までのところ、県の電話相談の実施時間は夜間23時までであり、深夜の電話相談は実施していない。

子どもの発熱、咳、嘔吐等は時間帯を問わず急に起こることが多く、深夜の電話相談のニーズは少なくないと考えられるため、事業の拡充方法としては、回線数増加による充実のほか、実施時間帯の拡充も検討されたい。当該事業は、全国都道府県全てで実施されているが、47都道府県のうち20府県においては、深夜から翌朝の時間帯まで実施しており、医療機関の診察外時間帯のほとんどで電話相談が受けられる体制となっている。

自治体を実施する事業は、社会的役割としての公共性と経済的な効率性との調和が求められるため、県の財政予算等の問題もあるものの、今後、利用者のニーズを十分に把握し、他府県の実施状況も勘案し、医師会や医療機関等と連携し、実施時間帯の拡充についても積極的に検討されるべきであり、この点について県に確認したところ、平成26年度の予算編成において考慮されている。

【全国都道府県のうち、深夜実施している府県及び実施時間帯】

都道府県	実施時間帯		備考
	平日（月～金）	休日（土曜日含む）	
青森	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
宮城	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
福島	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
群馬	18:00～翌朝 8:00	9:00～翌朝 8:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		18:00～翌朝 8:00	
埼玉	19:00～翌朝 7:00	9:00～翌朝 7:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		19:00～翌朝 7:00	
富山	19:00～翌朝 9:00	19:00～翌朝 9:00	
石川	18:00～翌朝 8:00	18:00～翌朝 8:00	
岐阜	18:00～翌朝 8:00	8:00～翌朝 8:00	
静岡	18:00～翌朝 8:00	18:00～翌朝 8:00	
滋賀	18:00～翌朝 8:00	9:00～翌朝 8:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		18:00～翌朝 8:00	
京都	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		15:00～翌朝 8:00	
大阪	20:00～翌朝 8:00	20:00～翌朝 8:00	
奈良	18:00～翌朝 8:00	8:00～翌朝 8:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		13:00～翌朝 8:00	
広島	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
徳島	18:00～翌朝 8:00	18:00～翌朝 8:00	
香川	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
愛媛	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
福岡	19:00～翌朝 7:00	19:00～翌朝 7:00	
長崎	19:00～翌朝 8:00	19:00～翌朝 8:00	
大分	19:00～翌朝 8:00	9:00～17:00、19:00～翌朝 8:00	「休日（土曜日含む）」欄の下段は土曜日の実施時間
		19:00～翌朝 8:00	

※ 「休日」には年末年始の休暇を含む。

（出典：厚生労働省ホームページ）

(イ)意見

a 相談対応者へのサポート

電話相談事業の相談対応者としては、小児科専門医、保健師、看護師等の看護職、保育士などが挙げられる。自治体を実施する小児救急医療電話相談事業においては、小児科医師の支援体制が確立していれば、一次的対応は看護職等でも可能とされており、県においても、小児科専門医のバックアップ体制の下、平日は看護師が一次的な相談対応を行っている。

相談事業を実施するに当たり、県は、電話相談マニュアルを整備しており、当該マニュアルには、電話相談事業の目的、体制等の概要の記載のほか、電話相談における対応方法等を指南し、相談対応者が相談事業を円滑に実施できるようサポートしているため、適切な対応であると考えているが、次の点についても考慮されたい。

・医療関連等の情報について

相談対応者が相談者に対し医療機関を紹介等するためには、紹介先の実際の状況等を把握しておく必要がある。県では、休日や平日夜間に小児科対応できる医療機関名簿を毎月更新し、相談登録者に郵送しており、相談対応者が必要に応じて適当な医療機関を紹介することができるようサポートしている。

しかし、電話相談マニュアルには、相談対応時に手元に置くべき資料の中に当該医療機関名簿が記載されていない。実際には相談対応者は当該医療機関名簿も手元に置いて相談に応じているものと考えられるが、確実に手元に置いて相談に対応するため、また、電話相談マニュアルの意義や実効性を高めるためにも、当該医療機関名簿の利用について電話相談マニュアルに記載することが望ましいと考える。

・クレーム対応について

県の電話相談マニュアルによると、クレームがあった場合は、可能な範囲で相談対応者が処理し、対応困難な場合や時間を要すると判断された場合などは、県の保健福祉部医療推進課医事班が対応する方法をとっている。

このような体制は、相談対応者が直接クレームに対応することとなるため、自らの相談対応に関するクレームを聞くことは相談対応者の心理的影響も大きく業務への支障も考えられる。クレーム対応は、電話相談者以外の第三者が行うことにより、結果として相談対応が不適切であった場合の情報収集を行うこともできるという効果もあることから、電話相談対応者が直接対応することは回避するよ

うな体制の構築について検討が必要と考える。

また、電話相談事業に関する意見・苦情は県の保健福祉部医療推進課医事班が対応するとしているものの、その連絡先電話番号や対応可能時間帯は、電話相談のホームページやポスター等には記載されておらず、相談対応者を通じてのみ利用者に知らされている。これについては、ホームページやポスター等へ記載するなど、周知の方法について検討する必要がある。

ウ 医療情報システム整備事業（④-31）、医療情報ネットワーク運用促進事業（④-32）

(ア) 概要

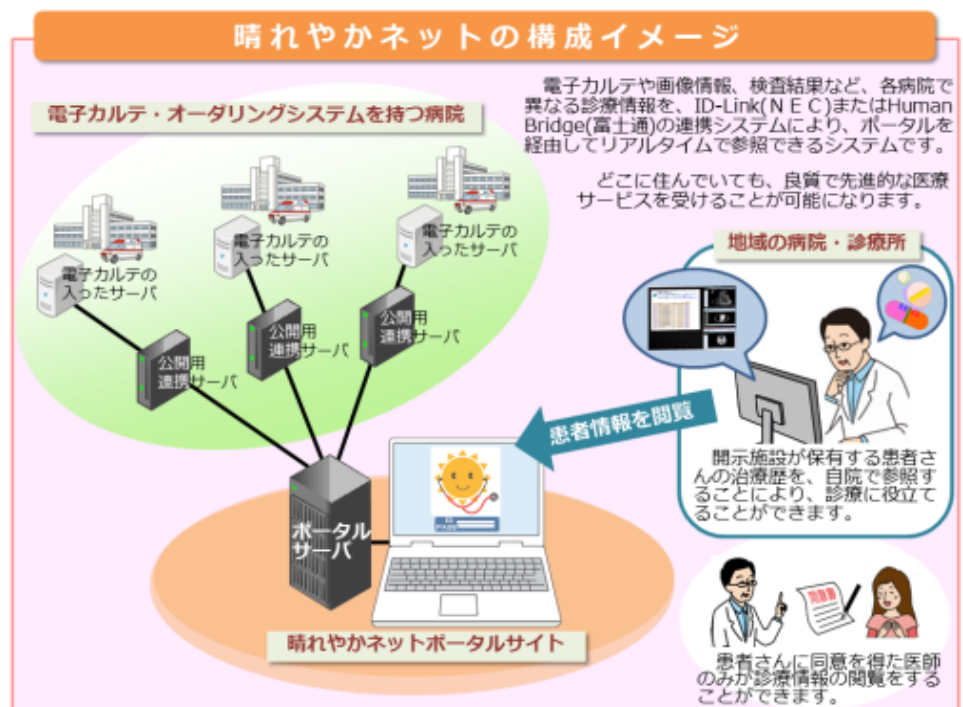
a 晴れやかネットの概要

県は、地域における限られた医療資源を有効かつ効率的に活用し、安心して医療を受けられるようにするためには、病院や診療所などの医療機関の持つ機能をより明確にし、それぞれの持つ特徴を十分に活かせるように、適切な役割分担と連携による切れ目ない医療を提供する体制の構築が求められることから、病院の電子カルテや画像等の診断情報を、かかりつけの診療所等で閲覧することができるネットワークシステムの構築

に取り組み、平成 25 年 1 月より「医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）」として運用を開始している。

平成 25 年 12 月 17 日時点で、県内で 26 の施設が診療情報を連携医療機関に公開する開示施設として、239 の施設が公開された診療情報を閲覧できる閲覧施設として登録しており、参加医療機関は順次拡大している状況にある。

当該事業は平成 22 年 1 月に公表された岡山県地域医療再生計画から検討が行われ、平成 23 年 1 月には「岡山県医療情報・遠隔医療支援システム推進検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が発足され、公益社団法人岡山県医師会（以下、「医師会」



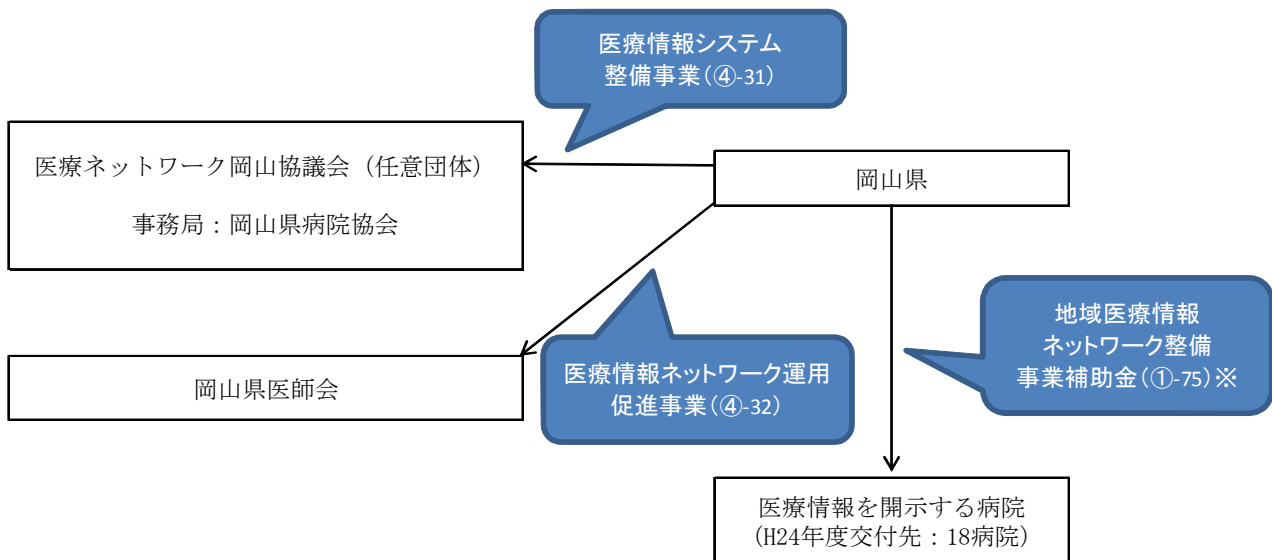
(出典：晴れやかネット事務局 HP「晴れやかネットとは」)

療再生計画から検討が行われ、平成 23 年 1 月には「岡山県医療情報・遠隔医療支援システム推進検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が発足され、公益社団法人岡山県医師会（以下、「医師会」

という。)、一般社団法人岡山県病院協会（以下、「病院協会」という。）、学識経験者を中心に全県を対象とした地域医療連携ネットワークの検討が行われてきた。

b 県予算の執行状況の流れ

平成 24 年度の晴れやかネットに係る県予算の執行状況の流れは、次のとおりである。



※「地域医療ネットワーク整備事業補助金」として、開示病院が連携システムを導入する経費を補助している（平成24年度予算執行額：289,371,000円）。

晴れやかネットに関連して、「医療情報システム整備事業」及び「医療情報ネットワーク運用促進事業」に係る委託が行われている。これらの委託料の概要は、次のとおりである。

医療情報システム整備事業（④-31）

所管課	医療推進課
委託先	一般社団法人岡山県病院協会
平成 24 年度予算執行額	177,525,271 円

医療情報システム整備事業として、病院協会に次の 3 つの業務について委託が行われている。

- ・ 地域医療連携ネットワークによる医療情報の共有化とその推進方策を協議する委員会及びワーキンググループの運営
- ・ 医療情報の共有化について医療従事者等への説明会の開催及びその周知

- ・地域医療連携ネットワークの構築に必要な事務所及び人員を確保し、委員会等により協議された内容に基づきネットワークに係るシステム設計

平成 24 年 9 月 25 日の岡山県医療情報システム推進検討委員会においてネットワークの仕様が決定されたことを受けて、「地域医療情報ネットワークの構築及び運用保守」の委託を追加して変更契約が締結されている。

医療情報ネットワーク運用促進事業（④-32）

所管課	医療推進課
委託先	公益社団法人岡山県医師会
平成 24 年度予算執行額	15,050,168 円

平成 24 年度において、医療情報ネットワーク運用促進事業として、医師会に委託を行っている。当該事業は、開示された医療情報を閲覧する病院を対象とし、医師会が会員である医師に対して、晴れやかネットの利用を促進するために、HPKI（Health Public Key Infrastructure：日医認証局）の構築・運営、講習会の開催支援、普及啓発を行うものである。

(イ)意見

a 医療情報システム整備事業（④-31）に係る再委託について

病院協会は、10 月には一般競争入札により、ネットワーク及びポータルサーバーの事業者を決定し、11 月から 12 月において参加者募集説明会の開催を経て、平成 25 年 1 月 31 日より運用を開始している。

平成 24 年度における取引の流れをみると、医療情報システム整備委託事業の委託先である病院協会は、システム、ネットワークの構築について、センターサーバ、ポータブルサーバの設置、ネットワークの構築、構築支援業務を関係業者に再委託を行っている状況が見られる。

再委託は、県においても、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」第 4 1（7）において「随意契約を行う場合は、委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないよう留意すること。また、再委託が見受けられる場合は、再委託先との直接契約を検討すること。」と言及している。

当該事業については当初からシステム、ネットワークの構築については専門の業者に委託することを予定しており、県と病院協会が締結した業務委託契約書上においても第 13 条において「乙（病院協

会)は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲(県)が認めたときは、この限りでない。」と規定して、再委託契約の締結を織り込んでいます。

また、再委託先の選定については、県も出席している検討委員会において検討、承認が行われているが、県の書面としての記録は特に保存されていない状態であり、十分な検討等がなされたのかの検証ができなかった。

再委託は、業務指示や検査確認が間接的になり、業務の質の低下、責任の不明確化等の弊害が生じるおそれがあることから、再委託の必要性につき、厳格に検証し、その記録を残す必要があると考える。

b システム更新計画に対するモニタリング

医療情報ネットワーク運用促進事業(④-32)は、晴れやかネットの利用促進、普及啓発が目的とされており、医師会では、閲覧病院の登録促進を図るため、117施設を対象とし、委託料15百万円のうち11百万円を閲覧病院の施設登録料(1施設当たり100千円)として、晴れやかネットの運営主体である医療ネットワーク岡山協議会(以下、「ネットワーク協議会」という。)へ支払っている。ネットワーク協議会では、これらを含めた239の閲覧病院及び26の開示病院(いずれも平成25年12月17日現在)より施設登録料を徴収し、将来のシステム更新費用に充てる予定としている。

晴れやかネットの将来のシステム更新計画の内容及びその財源内容について、所管課に問い合わせたところ、「運営主体となるネットワーク協議会において、更新時の保有資金を考慮し、新システムの内容を検討の上、適切に更新されると思われる。」との回答を得た。

晴れやかネットの運営はネットワーク協議会が行うこととなっているが(※)、システム更新とその財源確保は県にとって重要な事項である。また、将来のシステム更新費用の財源として、県の委託料により支払われた登録施設料が充てられている点を勘案すると、ネットワーク協議会において将来のシステム更新計画が適切に策定されているか、県においてもその状況をモニタリングし、不十分な点は指導を行うべきである。

(※)平成24年度及び平成25年度は、県が委託料として運営費を支出している(平成24年度の運営費は、医療情報システム整備事業(④-31)に含まれる)。平成26年度以降は、原則として会費等による自主運営となるが、ネットワークの普及啓発等、一部、県からネットワーク協議会への委託が予定されている。

c 資金管理に係る内部統制に対するモニタリング

ネットワーク協議会が閲覧病院及び開示病院より徴収した施設登録料は、将来のシステム更新のために使用する予定となっているため、他の目的に流用されることのないように、適切に管理を行う必要がある。

ネットワーク協議会は、平成26年度より一般財団法人へ移行する予定となっているが、県としては、ネットワーク協議会において資金管理に係る内部統制が適切に構築されていることを確認し、その後もシステム更新が着実に実施されるよう定期的な指導・モニタリングを行う必要があると考える。

エ 全国健康福祉祭参加事業（④-121）

(7) 概要

所管課	長寿社会課
委託先	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
平成24年度予算執行額	5,075,916円

全国健康福祉祭（以下、「ねんりんピック」という。）は、60歳以上の方々を中心とするスポーツ・文化、健康と福祉の総合的な祭典で、高齢者の健康保持や増進、社会参加、生きがいの高揚とともに、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に毎年秋に開催されている。

ねんりんピックに参加する選手団は各都道府県、政令指定都市で編成するため、県では、政令指定都市である岡山市を除く地域の住民を対象に選手団を編成している。当該事業の委託先は、岡山県長寿社会センターを設置している社会福祉法人岡山県社会福祉協議会となっており、3年間の委託料は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
委託料	4,241	5,089	5,075

(イ)意見

a 経費の負担割合について

県の説明によれば、当該事業は、高齢者の健康増進、生きがいつくり、社会参加及び地域交流の推進が目的であり、ねんりんピックを目標に競技を続けている人も多く認知度は高まっているとのことであった。

委託経費の対象は、全国健康福祉祭参加事業に係る実費に基づいており、県の負担割合は次のとおりとなっている。

項目	県の負担割合
往路旅費	全額
ユニフォーム代	1/3
宿泊費	1/3
開催地内乗車証	1/2
保険料	1/2

事業の認知度が高まっており、県民の福祉の増進に寄与する事業と考える。一方、当該事業に要する経費負担については、現状での県の負担割合が適切であるかの検討が必要と考える。よって、他県の状況も調査した上で、県及び参加者の経費負担の考え方について見直すことを検討されたい。

4 貸付金及び未収金に関する事項

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金 (⑤-6、⑤-12)

(ア)概要

【母子・寡婦福祉資金貸付金の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
母子・寡婦福祉資金 (貸付金)	444, 415	464, 295	423, 888
母子・寡婦福祉資金 (未収金)	69, 951	70, 871	68, 489

※ 貸付金…実際に借主に資金を貸し付けた金額のうち、償還期限が到来していないものの金額。

未収金…実際に借主に資金を貸し付けた金額のうち、償還期限が到来しているが、償還されていないものの金額。

当該貸付金は、母子家庭等・寡婦に対し、その生活の安定と向上を図ることを目的に、母子及び寡婦福祉法に基づき貸付けを行う制度である。

貸付対象者は、当資金の貸付けにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られ、償還が確実と認められる者で次に該当するものである（「配偶者のない女子」とは、配偶者と死別・離婚等をした女子をいう。）。

a 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者）…各資金

母子家庭の児童及び父母のない児童（20歳未満）…修学、修業、就職支度、就学支度資金

b 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）…各資金

40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの…各資金

貸付金の種類には、次のものがある。

貸付金の種類	内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金
修学資金	修学に必要な資金
技能習得資金	知識技能を習得するのに必要な資金 就業を容易にするために高等学校へ修学及び入学するのに必要な資金
修業資金	知識技能を習得するのに必要な資金
就職支度資金	就職に際し必要な資金
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金
生活資金	知識技能習得期間中若しくは医療介護を受けている期間中又は失業中の生活の安定を維持するのに必要な資金 配偶者のいない女子となって 7 年未満の者の自立意欲の促進と生活の安定を図るのに必要な資金及び養育費取得に係わる資金
住宅資金	住宅を建設、購入補修、保全、改築、増築するのに必要な資金
転宅資金	住居を移転するための住宅の賃借に必要な資金
就学支度資金	小学校又は中学校への入学に際し必要な資金 高等学校、高等専門学校又は専修学校（一般課程、高等課程）への入学に際し必要な資金 大学（短期大学を含む。）、専修学校（専門課程）への入学に際して必要な資金 事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するための施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金
結婚資金	婚姻に際し必要な資金

(イ) 監査の結果

a 同意書の入手について

一般に、強制徴収公債権の場合は、地方税の滞納処分の例により処分することが出来るとされている（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）ことから、滞納者に対して財産に対する質問を行ったり（国税徴収法第 141 条）、滞納者の物や住居を捜索したりすることが出来る（同法第 142 条）。他方、非強制徴収公債権や私債権の場合には強制的な質問検査権はなく、任意調査を行う必要がある。

母子・寡婦福祉資金貸付金は私債権に該当するため、償還金の滞納が生じても強制的な財産調査権限はない。このため、美作県民局では、新規貸付時に借受人及び連帯借主より、償還事務の遂行に必要なときは、資産、収入、課税等の状況について、官公署等に調査を委嘱することなどに同意する「同意書」を入手し、貸付金の償還指導を行う目的から、必要に応じて市町村に対する課税調査等を行っている。

このような同意書の入手は、借受人の財産の状況を把握する上で有用と考えられる。備前・備中県民局では、このような運用はされていなかったが、今回の監査を受け、平成26年2月5日付けの事務連絡で、備前・備中県民局に対して同意書を入手するよう通知されている。

(ウ)意見

a 新母子寡婦福祉資金システムへの移行について

県では、平成21年2月策定の「岡山県情報システム最適化計画」に基づき、コスト削減、システム利用の効率化及びシステムの高度化の3点に重点を置いた汎用機システムの再構築に取り組んでおり、この中には、母子寡婦福祉資金システムの再開発も含まれている。平成24年度にシステム開発が完了し、平成25年度から新母子寡婦福祉資金システム（以下、「新システム」という。）が導入・運用開始されている。

新システムの導入により、各担当者が直接借主の情報を入力し、リアルタイムで債権管理を行うことができるように仕様に変更され、また、厚生労働省へ毎年提出する統計調査を、新システムを用いて実施することができるよう仕様が追加されている。

平成24年度には、貸付事務を実施している県民局でも新システムの試験的な操作が可能となっており、約1年間をかけて、従来のシステムデータが適切に移行できているか、必要な仕様が備わっているか等のチェックや、現場の意見の反映が行われている。

この間に取り上げられた課題については、子ども未来課及びシステム開発を総括している県民生活部情報政策課を通じてシステム開発業者と協議が行われ、課題解決に向けた取組がなされており、子ども未来課では、「問題点/修正依頼一覧」としてこれらの課題のとりまとめ、進捗管理を行っている。

「問題点/修正依頼一覧」を閲覧したところ、取り上げられた課題の大部分は、システム開発業者の対応及び県における動作確認が完了していたが、一部の課題について、システム開発業者と協議中であり、システム対応が完了していないものが見受けられた。

【問題点・修正依頼件数】

状態	件数
対応完了	134 件
未完了	10 件
計	144 件

未完了となっている課題の内容は、主に過年度の貸付情報に係るものであり、平成 25 年度中に解消される見込みであるが、本来、これらの課題は、平成 25 年度当初の新システム運用開始までに解消すべきであったと考える。

システム対応が完了しない場合、新システムを用いた統計調査の集計が適切に行われず可能性があるとのことであるため、速やかに原因を把握し、対応することが望まれる。また、システム対応を行う際には、不具合の発生原因を十分に分析し、その他の貸付・債権管理事務への影響を及ぼす可能性がないかを含めた検討が必要である。

イ 介護福祉士等修学資金貸付金返還金 (⑤-8)

(7) 概要

【介護福祉士等修学資金貸付金返還金の推移】

(単位：千円)

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
介護福祉士等修学資金貸付金返還金 (未収金)	816	691	626

介護福祉士等修学資金貸付金返還金は、県が直接貸し付けていたものの内、平成 24 年度末時点での返済期限が到来して未回収額となっているものである。

当該未回収額 626 千円は、資力がなく約定どおり返済ができない 2 名に対するものである。1 名は少額ではあるが、条件変更後の返済計画に基づき、遅延なく分割回収されている。他の 1 名は、平成 24 年度は約束どおりの返済はされなかったが、平成 25 年度中に全額回収する予定である。

介護福祉士等修学資金貸付金は、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設の在学者で、卒業後、介護福祉士等として指定業務に従事しようとする者への修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にすることにより、県内の介護福祉士等の確保を図るものである。その貸付条件は次のとおりである。

(条件)

貸付限度額	(平成 20 年度以前) 月額 3 万 6 千円 (平成 21 年度以降) 月額 5 万円、入学準備金 20 万円 (初回のみ)、就職準備金 20 万円 (最終回のみ)
返還免除	養成施設を卒業後、1 年以内に介護福祉士等として登録し、かつ、県内の社会福祉施設等で指定業務に従事し、引き続き 7 年間 (過疎地域においては、3 年間。なお、平成 21 年度以降は、引き続き 5 年間、過疎地域においては 3 年間) 指定業務に従事した場合は修学資金の返還を免除する。

当該貸付制度については当初県が直接事業を実施していたが、平成 21 年度からは社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 (以下、「協議会」という。) が実施主体となっている。また、平成 25 年度以降は、公益財団法人岡山県福祉事業団 (以下、「事業団」という。) が同貸付事業の主体となる。

なお、債権管理は貸付けを実行した団体が引き続き行うとしていることから、県、協議会及び事業団の 3 団体がそれぞれ担当するものである。

(イ) 意見

a 県の団体に対する指導監督について

当該貸付金の貸付事務は、平成 21 年度からは協議会が行うこととなったが、引き続き県はこれまでの貸付額を管理している。平成 24 年度末現在、前述の未収金以外に県として回収すべき貸付残高は 40,284 千円 (54 名) である。

一方、県は協議会及び事業団に対して、補助金の交付事務を行い、各団体から提出される貸付計画等の承認や、必要に応じて指導・助言を行うこととなっている。

平成 21 年度以降の協議会における貸付実行額及び予定額は次のとおりである。

(単位：千円)

予定額	平成20年度 (※1)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (※2)	平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成32年度
①貸付原資	428,160	428,160	379,385	286,947	164,318	87,432	56,326	51,110
②貸付予定金額	0	39,050	89,920	118,790	76,175	25,900	800	0
③貸付事務費 予定額	0	9,725	4,216	5,656	4,317	6,000	5,000	12,960
④返還見込額	0	0	1,698	1,817	3,606	794	584	398
翌年度繰越額 (①-②-③+④)	428,160	379,385	286,947	164,318	87,432	56,326	51,110	38,548

※1 平成20年度は平成21年度からの貸付に備えその原資を県から交付している。

※2 平成24年度の貸付実績は48,890千円(33名)である。

協議会の決算書を確認すると、平成24年度末現在の介護福祉士等修学資金貸付金残高は316,813千円となっている。これに加えて、事業団において平成24年度に交付を受けた補助金289,980千円を原資に平成25年度以降貸付事業が実施されることになり、補助金を原資とした貸付事業が更に拡大する。

現状、所管課においては、毎年度2月から3月にかけて、県からの貸付原資の現状把握を貸付担当者の判断によって実施しており、有用な手続である。

交付した補助金の所期の目的が達成できるよう両団体において適切な債権管理ができていないかの確認のためにも、県として貸付金残高及び回収状況に関して、貸付担当者の判断で実施するのではなく、両団体に対して定期的に報告を求めるような体制について検討すべきと考える。

b 債権管理に関する規程類について

県では、税外滞納債権の回収の取組として債権管理マニュアルを用いて管理担当者向けの研修の実施等を行っている。「債権管理マニュアル総論」では、分割納付に関して次のように記載している。

2 債権管理適正化の取組方策(2)回収の強化②催告、交渉【分割納付】

一括納付が困難、あるいは貸付金等で月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、基本的な財産情報に加え、自動車や生命保険の加入状況等を提出させ、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の

措置をとることができる債権がある。

分割納付を認める際には、消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させること。

また、「岡山県税外滞納債権における債権放棄基準」（平成 22 年 8 月 12 日 総務部長通知）では次のように定めている。

<債権放棄基準>

1. 消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれる場合
 - (1) 徴収停止後で弁済見込みなし
 - (2) 行方不明
 - (3) 著しい生活困窮状態
2. 強制執行等の措置をとった上で、なお、明らかに回収の見込みがない債権がある場合
 - (1) 強制執行・担保不動産競売後の弁済見込みなし

これらの定めを踏まえ、各団体で滞納者が発生した場合の対応について、指導することも検討されたい。

ウ 児童保護弁償金 (⑤-13)

(ア) 概要

児童保護弁償金とは、県が児童を児童福祉施設に入所措置した場合、入所施設における措置に必要な経費について、児童福祉法の規定に基づき、措置した児童の扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するものである。

平成 24 年度末における児童保護弁償金（未収金）は、次のとおりである。

(単位：千円)

所管	金額
備前：福祉相談センター	14,452
備中：倉敷児童相談所	30,427
美作：津山児童相談所	6,081
合計	50,960

(イ)意見

a 延滞金の取扱いについて

延滞金については、条例で 14.5%と定められているが、児童保護弁償金については、従来より延滞金の算定をしていない。

これについて、県税外収入金に係る延滞金徴収条例には「知事は、納入義務者が県税外収入金を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金額を減免することができる。」と定めているが、これは、いったん延滞金額を算定した上で減免の可否を検討することであるから、延滞金の算定について検討されていないことは、条例への抵触が懸念される。

県は滞納金の徴収に当たっては、子ども未来課において、「児童保護弁償金の未納に係る対策について」(平成 24 年 4 月)として、減免、滞納処分及び滞納処分の執行停止に関する方針を検討し、入所児童の福祉を守ることが最優先であることから、強制徴収は困難との考えで滞納処分は行わない方針としている。また、延滞金については、強制徴収を行わない状況下で一切納付しない者が不利益処分を受けずに時効の成立を迎える一方で、納付した者から延滞金を徴収することは、適切ではないとの判断から延滞金は徴収していない。

これらの方針・取扱いの運用に当たっては、実務上の定めを明確にし、実効性のある実務上の対応を行うべきである。

5 基金に関する事項

平成24年度の保健福祉部の歳入額251億円の50.1%が県の自主財源や国からの補助金等の交付により造成した基金からの繰入金であり、その金額は126億円となっている。保健福祉部の過去3年間の基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

所管課	基金名	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
保健福祉課	岡山県災害救助基金	1,096,622	1,100,728	1,104,022
	岡山県社会福祉施設整備基金	2,274,821	2,162,603	1,851,444
	岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,389,461	979,699	620,044
	岡山県福祉基金	2,262,222	2,268,296	2,272,545
医療推進課	岡山県地域医療再生臨時特例基金	4,651,991	6,835,371	4,931,324
	岡山県医療施設耐震化臨時特例基金	3,435,584	2,239,818	1,300,847
健康推進課	岡山県妊婦健康診査支援基金(※2)	671,969	575,770	228,319
	岡山県地域自殺対策緊急強化基金	111,411	117,558	120,231
	岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金(※1)	1,391,564	977,096	136,843
子ども未来課	岡山県安心こども基金	2,670,568	1,359,553	2,405,523
障害福祉課	岡山県愛とふれあいの基金	185,933	188,464	190,472
	岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金(※2)	2,272,319	972,383	124,400
長寿社会課	岡山県介護保険財政安定化基金	6,130,472	6,118,494	2,107,089
	岡山県国民健康保険広域化等支援基金	362,290	362,875	363,433
	岡山県後期高齢者医療財政安定化基金	1,337,843	1,818,375	2,328,241
	岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金(※2)	5,559,618	2,256,756	1,264,128
	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(※2)	6,142,947	2,694,760	1,977,237
	岡山県地域介護活動支援等基金	0	0	1,333,921

※1 平成24年度に事業終了し、残額は国へ返還予定である。

※2 平成25年度に事業終了し、残額は国へ返還予定である。

上記のように基金残高が多額であることに鑑み、基金設置の趣旨に適った活用がなされているかについて検討した。その結果、今後、県として検討を要すると思われるものは次のとおりである。

(1) 基金の有効活用に関する事項

- ・基金の有効活用に関する検討について（意見）

次の基金については、基金設置の趣旨に基づき毎年度活用されてはいるものの、基金残高に対してその活用度が低い、あるいは、活用されていないのではないかとと思われるものがあった。それぞれの基金の設置趣旨についてあらためて確認し、活用度を高める方策について検討すべきである。

（金額：千円）

基金名	平成 23 年度末 現在高	平成 24 年度		平成 24 年度末 現在高
		増加	減少	
岡山県社会福祉施設整備基金（⑥-2）	2,162,603	128,206	439,365	1,851,444
岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（⑥-3）	979,699	324,131	683,786	620,044
岡山県福祉基金（⑥-4）	2,268,296	92,249	88,000	2,272,545

これらの内容については、次のとおりである。

ア 岡山県社会福祉施設整備基金

当該基金は、県が設置する社会福祉事業に関する施設を総合的かつ計画的に整備し、社会福祉事業の振興を図るため、条例に基づき設置された基金である。

平成 24 年度の増減は次のとおりである。

(金額：千円)

基金名	平成 23 年度末	平成 24 年度		平成 24 年度末
	現在高	増加	減少	現在高
岡山県社会福祉施設整備基金	2,162,603	128,206	439,365	1,851,444

基金の積立方針は、前年度の一般会計決算によって生じた剰余金の 1/5（62 年度まで 1/5、12 年度まで 2/11、17 年度まで 1/11、22 年度まで 1/10）相当額と基金の運用によって生じる益金を毎年度予算計上して基金の積立てを行っていたが、剰余金の積立ては平成 21 年度の決算以降、休止している（平成 24 年度の増加は岡山市からの整備費用の立替金の返還を受けたことによる。）。

当該基金は、県立の社会福祉事業に関する施設の整備に要する経費の財源として、昭和 47 年度から基金の取崩しを行っており、県立総合社会福祉センター、各種県立社会福祉施設の創設・増改築を進めている。

なお、当分の間、県以外の者が設置する第一種社会福祉事業に関する施設の整備に対して県が行う補助に要する経費の財源に充当する場合にも当該基金を活用することができるとされている。

平成 24 年度の当該基金の活用は 439 百万円であり、基金条例に基づき計画的に執行されていた。また、平成 25 年度では 313 百万円の予算を執行する予定である。

現状、県として基金の残高水準については特に定めていないため、施設整備に係る予算額についての程度確保する必要があるかを見積もり、それを上回る基金残高について取り崩して別途の活用について検討すべきであると考えている。

イ 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

当該基金は、国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化等を促進し、入所者等の安全・安心の確保を図るため、条例に基づき設置された基金である。

平成 24 年度の増減は次のとおりである。

(金額：千円)

基金名	平成 23 年度末 現在高	平成 24 年度		平成 24 年度末 現在高
		増加	減少	
岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	979,699	324,131	683,786	620,044

当該基金は平成 25 年度末をもって事業が終了となり、基金の残額は全額国に返還される予定である。平成 25 年度の執行予定額は、社会福祉施設の耐震化・スプリンクラーの整備として 312,940 千円を見込んでおり、平成 25 年度末において約 3 億円の基金が国へ返還されるものと考えられる。

当該基金事業は平成 25 年度で終了予定であるが、約 3 億円の残高が見込まれており、基金の活用が十分にされてきたのかの検証が必要と考える。

県内の社会福祉施設は 4,088 施設（定員 91,608 人及び母子生活支援施設 40 世帯）であるが、県は当該基金の設置から現在までの耐震化の状況を把握し、十分な対応ができてきているかの確認を行い、対応が不十分な施設に対しての指導が必要である。

県によれば、当該基金事業については、平成 26 年度以降も引き続き実施される可能性も高いと見込んでおり、当該基金を有効に活用できるよう県内の施設に対してあらためて周知の徹底が必要であると考えられる。

ウ 岡山県福祉基金

当該基金は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う法人が設置する社会福祉事業に関する施設の整備等の促進に必要な資金の円滑な運用を図り、もって社会福祉事業の増進に寄与するため、条例に基づき設置された基金である。

平成 24 年度の増減は次のとおりである。平成 24 年度末現在高は当該基金を活用した貸付残高 232 百万円を含んでいる。

(金額：千円)

基金名	平成 23 年度末 現在高	平成 24 年度		平成 24 年度末 現在高
		増加	減少	
岡山県福祉基金	2,268,296	92,249	88,000	2,272,545

(貸付実施主体)

公益財団法人岡山県福祉事業団へ県から資金を交付し、当該法人から貸し付ける。

(貸付対象)

- ・民間社会福祉施設の整備費及び運営費
- ・社会福祉施設を設置する社会福祉法人、特例民法法人
- ・児童福祉施設を設置する宗教法人
- ・利率 年 1.5% (ただし、災害の場合 0.5%)

(貸付限度額)

- ・貸付けの対象となる事業に必要と認められた経費から補助金及び独立行政法人福祉医療機構融資金を差し引いた残額
- ・小修理資金 200 万円
- ・運転資金 200 万円

当該基金の平成 24 年度末残高の内、貸付けで運用されているのは 232 百万円であり、残りの 20 億円は預金として県で運用されていた。また、当該年度の実基金増加額は寄付金 1 百万円及び基金の運用利息 3 百万円の合計であり、新たな融資はなかった。更に平成 25 年度において実行された融資もなく、基金が有効に活用されているとは言い難い。

また、当該基金から貸し付ける場合に適用される利率は独立行政法人福祉医療機構などと比べると高い水準にあり、当該基金を活用した貸付制度を優先的に利用するという動機づけにつながらないと考える。

県民からの寄附による基金造成であり、その意思を尊重し、施策に反映させるため、当該基金を積極的に活用できるよう、現状の貸付制度に限定せず、岡山県社会福祉施設整備基金への組入れや利率の設定方針の変更など、条例改正も視野に入れ検討すべきであると考えている。

(2) 基金事業の効果に関する事項

岡山県地域医療再生臨時特例基金及び岡山県医療施設耐震化臨時特例基金の活用状況については、次のとおりである。

(金額：千円)

基金名	平成 23 年度末 現在高	平成 24 年度		平成 24 年度末 現在高
		増加	減少	
岡山県地域医療再生臨時特例基金 (⑥-5)	6,835,371	12,186	1,916,233	4,931,324
岡山県医療施設耐震化臨時特例基金 (⑥-6)	2,239,818	3,939	942,910	1,300,847

(7) 概要

岡山県地域医療再生臨時特例基金は、国が県に交付する地域医療再生臨時特例交付金により、岡山県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域における医療課題の解決を図るため、条例に基づき設置された基金である。

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金は、国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため、条例に基づき設置された基金である。

県では、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、国の交付金で設置した「地域医療再生基金」を活用して、地域医療再生に取り組んでいる。地域医療再生計画の概要は次のとおりである。

	岡山県地域医療再生計画	第2次地域医療再生計画	第3次地域医療再生計画
策定年月	平成22年1月	平成23年12月	平成25年8月
計画概要	二次医療圏単位での医療課題を解決するための施策を定めた計画	県全域を対象とした医療課題を解決するための施策を定めた計画	第1次、第2次計画策定時以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うための計画
計画期間	平成22年度～平成25年度	平成23年度～平成25年度	平成25年度～平成27年度
対象地域	県北部（2計画） ①高梁・新見及び真庭版 ②津山・英田版	県全域	県全域
交付額	50億円（25億円×2計画）	約33億円	約10億円

平成22年1月策定の岡山県地域医療再生計画では、岡山県北部の地域を対象にしたものであり、その後県全域を対象に地域医療再生計画が策定されている。

第3次岡山県地域医療再生計画の概要は次のとおりとなっており、医師確保、在宅医療の推進及び災害対策に区分できるものとなっている。

（単位：千円）

	事業名	総事業費	基金負担分	県	事業者（市町村含む）
1	医師確保対策事業	227,685	227,100	585	—
	うち今回拡充分	161,100	161,100	—	—
2	在宅医療の推進事業	573,664	472,724	100,940	—
	うち今回拡充分	468,488	468,488	—	—
3	災害対策事業	619,380	297,714	—	321,666
	うち今回拡充分	617,297	295,631	—	321,666

平成24年度における医療施設耐震化臨時特例事業と地域医療再生計画に基づく補助事業をまとめたものが次の表である。特徴として、病院の施設整備事業が多く、いわゆるソフト事業とハード事業の両方を扱う計画であることがわかる。

(平成 24 年度 医療施設耐震化臨時特例事業及び地域医療再生計画に基づく補助事業)

(単位：千円)

名称	当初予算額	交付先	交付状況	備考
医療施設耐震化臨時特例事業補助金 (①-65)	2,338,344	(医) 清梁会高梁中央病院外 10 件	1,770,707	施設整備 事業
産科オープン病院化支援事業補助金	8,172	(財) 津山慈風会	4,086	
医療施設等機能強化事業設備整備補助 金 (①-66)	1,141,460	(公財) 大原記念倉敷中央医 療機構外 9 件	346,398	設備整備 事業
医療施設等機能強化事業施設整備補助 金 (①-67)	426,701	(財) 津山慈風会外 4 件	139,165	施設整備 事業
地域医療総合支援センター設立支援事 業補助金 (①-68)	398,481	(大) 岡山大学	335,800	施設整備 事業
女性医師等就労環境改善事業補助金	45,000	(財) 津山慈風会外 2 件	9,090	
市町村医師等確保支援事業補助金	15,000	高梁市外 1 件	3,959	
自治体病院の再編・ネットワーク化事業 補助金	602,850	(社) 赤磐医師会	1,581	施設整備 事業
岡山県看護研修センター機能強化の施 設設備整備補助金	500	(公社) 岡山県看護協会	390	設備整備 事業
低侵襲治療センター整備事業補助金 (① -69)	56,200	(大) 岡山大学	53,372	設備整備 事業
二次救急医療機関設備整備事業費補助 金 (①-70)	260,249	(独) 労働者健康福祉機構岡 山労災病院外 5 件	311,026	施設整備 事業・設備 整備事業
医療施設等設備整備費補助金 (①-71)	15,000	笠岡市外 2 件	16,038	設備整備 事業

地域災害拠点病院設備整備事業費補助金	12,233	(独) 国立病院機構岡山医療センター	3,727	設備整備事業
へき地医療の支援体制強化に係る必要な施設・設備の整備補助金 (①-72)	80,058	日本赤十字社岡山県支部外 3 件	29,781	施設整備事業・設備整備事業
地域医療情報ネットワーク整備事業補助金 (①-75)	40,000	日本赤十字社岡山県支部外 17 件	289,371	設備整備事業
遠隔画像診断ネットワーク整備事業補助金	0	(医) 社団思誠会外 5 件	9,135	
救急医療適正利用普及啓発事業補助金	0	倉敷市外 6 件	5,720	
院内がん登録導入支援事業費補助金	4,953	(一財) 倉敷成人病センター外 2 件	544	
県北圏域における重症心身障害児(者)レスパイト病床整備補助金	15,000	(財) 津山慈風会	9,293	
災害医療連携体制強化設備整備事業補助金 (①-76)	120,000	(財) 津山慈風会外 3 件	24,620	設備整備事業
障害児(者) 総合療育医療センターの整備補助 (①-77)	413,200	(福) 旭川荘	128,000	施設整備事業

(イ) 意見

a 保健医療圏の医師数について

県では、医師確保が重要な課題の 1 つであり、そのために種々の施策をとってきている。

国が実施している調査によれば、保健医療圏別の医師数及び人口 10 万人当たりの医師数の推移は次のとおりであり、医師数は増加しているものの、県北部地域では増加していない状況である。

(単位：人)

	H18/12/31	H20/12/31	H22/12/31	H24/12/31
県南東部	2,758 (301.0)	2,941 (320.6)	2,986 (324.0)	3,066 (332.8)
県南西部	1,866 (261.1)	1,835 (256.7)	1,982 (277.5)	2,010 (281.9)
高梁・新見	114 (154.5)	106 (147.5)	106 (154.0)	103 (154.2)
真庭	85 (163.1)	81 (159.0)	78 (156.2)	76 (156.3)
津山・英田	340 (172.3)	354 (182.6)	352 (184.7)	363 (194.2)
合計	5,163 (264.2)	5,317 (272.9)	5,504 (282.9)	5,618 (290.2)
全国	277,927 (217.5)	286,699 (224.5)	295,049 (230.4)	303,268 (237.8)

※ () は、人口 10 万人当たりの医師数

県としては、平成 22 年 1 月に岡山県地域医療再生計画を策定し、地域の医師確保等の医療課題解決のために 50 億円規模の予算を計画していた。当該計画では、医療機能情報報告（医療法・薬事法に基づき、県が医療機関から報告された情報）により、医師数を算出している。この数値を前提として、医師数の状況や、計画期間における達成状況について確認したところ、次のような状況であった。

【県北医療圏（高梁・新見、真庭、津山・英田）における医師数（精神科単科病院を除く）の状況】

圏 域 名	岡山県「医療機能情報報告」 (H21.10.1 現在) : A			岡山県「医療機能情報報告」 (H25.10.1 現在) : B			増減 (B - A)		
	常 勤	非常勤 (常勤換算)	計	常 勤	非常勤 (常勤換算)	計	常 勤	非常勤 (常勤換算)	計
高梁・新見圏域	42	23.6	65.6	40	34.6	74.6	-2	11.0	9.0
真庭圏域	41	25.7	66.7	37	22.1	59.1	-4	-3.6	-7.6
津山 ・ 英田圏域	159	47.8	206.8	177	44.2	221.2	18	-3.6	14.4
県北3圏域合計	242	97.1	339.1	254	100.9	354.9	12	3.8	15.8

※ 医療機能情報報告（医療法・薬事法に基づき、岡山県が医療機関から報告された情報）により、県北地域の医師数を算出。

【県北地域に係る医師確保に関する計画の達成状況】

（計画実施地域：高梁・新見医療圏及び真庭医療圏）

計画終了時の目標		年度ごとの達成状況			
		22年度末	23年度末	24年度末	25年度末(見込)
圏域内の病院の医師数(132.2人) の概ね2割程度の増加(158.6人)	達成状況	130.8人	129.7人	129.7人	133.7人

計画終了時の目標は、医師26.4人の増加に対して、1.5人の増加となった。

（計画実施地域：津山・英田医療圏）

計画終了時の目標		年度ごとの達成状況			
		22年度末	23年度末	24年度末	25年度末(見込)
圏域内の病院の医師数(206.8人) の概ね1割の増加(227.5人)	達成状況	205.2人	203.4人	220.0人	221.2人

計画終了時の目標は、医師20.7人の増加に対して、14.4人の増加となった。

計画と実績とを対比すると、高梁・新見医療圏及び真庭医療圏に関しては、当初予定していた医師確保の計画目標を大きく下回る結果となっており、国の調査と同様、必ずしも、医師確保に十分つながっていない現状である。したがって、県の医師確保について、今後も努力されたい。

なお、長期的な効果としては、平成 24 年度における補助事業を見ても分かるように、地域医療再生計画は病院の施設整備事業が多く、地域医療再生計画に基づく事業の効果は直接的、かつ、即効果が表れるものではないものと考えられる。平成 25 年度以降の基金の活用計画は次のとおりであるが、今後は、地域医療再生計画上の目標数値を具体的に掲げ、長期的に医師確保、在宅医療の推進等の効果を測定していくことが重要である。

(平成 25 年 11 月 27 日現在)

【岡山県地域医療再生臨時特例基金】

国が定めた運営要領に基づいて策定された計画により、平成 25 年度以降の活用が予定されている。なお、平成 25 年度において当該基金について 1,046,379 千円の追加交付があった。

(計画)

平成 25 年度 3,203,414 千円

(平成 25 年 9 月 30 日時点執行済額 331,242 千円、

医療従事者確保対策、医療提供体制の整備等)

平成 26 年度 1,975,810 千円

平成 27 年度 811,815 千円 合計 5,991,039 千円

【岡山県医療施設耐震化臨時特例基金】

国が定めた運営要領に基づいて策定された計画により、平成 25 年度以降の活用が予定されている。なお、平成 25 年度において当該基金について 718,792 千円の追加交付があった。

(計画)

平成 25 年度 1,317,812 千円

(平成 25 年 9 月 30 日時点執行済額 18,329 千円、病院等への補助金)

平成 26 年度 271,419 千円

平成 27 年度 411,047 千円

平成 28 年度 21,373 千円 合計 2,021,651 千円

6 保健福祉部が所管する公の施設の指定管理者に係る事項

指定管理者制度が導入されている保健福祉部所管の公の施設について、指定管理者に対する指導監督等の状況についての監査結果は次のとおりである。

ア 県の指定管理者制度

県では、公の施設について、サービス水準の向上や管理の効率性の観点から、地方自治法に基づく指定管理者制度の導入を進めている。

平成 25 年 4 月 1 日現在、69 施設において当該制度が導入されており、保健福祉部における指定管理者制度導入施設は、次のとおりである。

	施設名	指定管理者	平成 24 年度指定管理料 (指定期間)	所管課
①	岡山県南部健康づくりセンター	公益財団法人岡山県健康づくり財団	108,313,500 円 (H22.4.1~H25.3.31)	健康推進課
②	岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設	社会福祉法人健康の森学園	5,589,260 円 (H21.4.1~H26.3.31)	障害福祉課
③	岡山県視覚障害者センター	社会福祉法人岡山県視覚障害者協会	28,427,000 円 (H21.4.1~H26.3.31)	障害福祉課
④	岡山県聴覚障害者センター	公益社団法人聴覚障害者福祉協会	22,089,000 円 (H21.4.1~H26.3.31)	障害福祉課

イ 指定管理者制度運用の手引き

県は、「指定管理者制度運用の手引き」（以下、「手引き」という。）を作成し、適正な管理運営の確保に向けて取り組んでいる。

手引きには、「指定管理者に対する指導監督等」として、「指定管理者に対する指導監督」及び「利用者アンケート調査の実施」について、次のような事項が記載されている。

【指定管理者に対する指導監督】

① 事業報告書の提出（地方自治法第244条の2第7項）

指定管理者は、毎年度事業終了後、事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととされている。県では、「指定管理者の指定の申請等に関する規則」において、毎年度終了後30日以内に次の項目を記載した報告書を提出しなければならないこととしている。

また、事業報告書の内容については、毎年、県議会委員会に対して、その概要を報告することとしている。

ア 管理体制の状況

イ 利用等の許可の状況

ウ 維持管理の業務の実施の状況

エ 利用料金の収入及び減免の状況

オ 管理に関し知事が必要と認める事項

② 立入調査の実施等（地方自治法第244条の2第10項）

地方公共団体は、指定管理者に対して、報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示を行うことができることとされており、事業報告書の提出に加え、定期的な立入調査の実施、月例報告の徴取など、各施設の状況等に応じた指導監督を行うこととする。

③ 適正な経理処理の確保

指定管理業務に係る経理については、他の業務に係るものと明確に区分することとした上で、各施設の収支規模等を踏まえ、必要に応じ、詳細な収支報告書の作成や当該収支報告書と帳簿類との突き合わせを行うなど、適正な経理処理の確保に努めることとする。

【利用者アンケート調査の実施】

上記の法定の指導監督に加え、各施設の利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、次の区分により利用者アンケート調査を実施することとする。なお、当該アンケート調査は、原則として、各指定管理者が実施することとし、協定書においても、具体的に規定することとする。

(ア) 保健福祉部に対して、これらの事項が実施されているかについて、関係資料の閲覧や質問等により確認した。

a 指定管理者に対する指導監督についてはどのような手法によっているかを確認するため、以下のア～カのいずれであるかについて説明を求めた。

- | |
|--|
| ア. 立入調査の実施（頻度及び手法）
イ. 月例報告（どのような報告形態か）
ウ. 事業報告書（決算書含む）の入手
エ. ア～ウの組み合わせ（具体的に記載）
オ. 特に実施していない（理由を記載）
カ. その他（具体的に記載） |
|--|

(回答結果)

岡山県南部健康づくりセンター (健康推進課)	エ 毎月終了後、利用者数、収支状況等について記載した月例報告の提出を求めるとともに、年度終了後、月例報告内容に加えて詳細な利用許可状況や収支決算内容、自主企画事業等を記載した年間の実績報告の提出を求めている。
岡山県健康の森学園就労継続支援 事業所及び障害者支援施設 (障害福祉課)	ウ 平成 22 年 4 月 1 日付けで締結した包括協定書に基づき、毎年度、事業報告書を提出させており、指定管理に係る業務の実施状況や収支の状況について、確認を行っている。
岡山県視覚障害者センター (障害福祉課)	ウ 包括協定に基づき、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書の提出を受け、管理体制、利用許可の状況、各業務の実施状況、収支の状況について点検を行っている。
岡山県聴覚障害者センター (障害福祉課)	ウ 包括協定に基づき、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書の提出を受け、管理体制、利用許可の状況、各業務の実施状況、収支の状況について点検を行っている。

b 毎年の実績報告に関して所管課としてどのような確認を実施されているか、また、決算書との整合性や稼働実績などの検討内容について説明を求めた。

・決算書との整合性の確認

(回答結果)

岡山県南部健康づくりセンター (健康推進課)	指定管理者の決算書は「損益ベース」で作成されるが、指定管理施設の収支報告は県の決算方式にあわせて単式簿記のいわゆる「収支ベース」での提出を求めているため、書類上、両者の整合性をチェックすることは困難である。
岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 (障害福祉課)	事業会計区分、収入区分ごとに対前年比較や、必要に応じて、指定管理者への聞き取りなどにより確認を行う。
岡山県視覚障害者センター (障害福祉課)	前年度実績との比較検討を行うとともに、必要に応じて聞き取りの実施、根拠資料の確認を行っている。
岡山県聴覚障害者センター (障害福祉課)	前年度実績との比較検討を行うとともに、必要に応じて聞き取りの実施、根拠資料の確認を行っている。

・稼働実績の確認

(回答結果)

岡山県南部健康づくりセンター (健康推進課)	実績報告書の中で、「稼働実績(利用者数等)×利用料金単価」が利用料金収入額と整合することを確認している。
岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 (障害福祉課)	事業報告書のデータの月別推移や対前年比較、必要に応じて、指定管理者への聞き取りなどにより確認を行う。
岡山県視覚障害者センター (障害福祉課)	前年度実績との比較検討を行うとともに、必要に応じて聞き取りの実施、根拠資料の確認を行っている。
岡山県聴覚障害者センター (障害福祉課)	前年度実績との比較検討を行うとともに、必要に応じて聞き取りの実施、根拠資料の確認を行っている。

(イ) 立入調査について

全ての指定管理者より、県から求められている事業報告書等の資料は提出され、手引きにおいて記載が求められている事項についても報告されており、指摘すべき事項はない。また、利用者アンケート調査の実施も全ての施設において実施されていた。

保健福祉部所管の 4 施設の全てにおいて事業報告書（決算書を含む）を入手し、その内容について確認されている。このうち、岡山県南部健康づくりセンターに関しては立入調査及び月例報告もあわせて実施している。

手引きでは、「事業報告書の提出に加え、定期的な立入調査の実施、月例報告の徴取など、各施設の状況等に応じた指導監督を行うこととする。」と記載されている。各所管課が施設の状況等を踏まえ、立入調査等を実施するかについて判断するものと思われるが、現状を把握し、事業報告書の記載内容が実態を示しているかどうかという観点から、指定管理期間中に一度は立入調査を行うことが望ましいと考える。

(ウ) 事業報告書の内容確認について

県における決算書を含む事業報告書の内容確認については、指定管理業務の状況を確認するのみならず、指定管理者において指定管理業務に係る経理処理の適正性が確保されているかも検討する必要がある。

これについては、所管課が行う作業は前記のとおりであるが、指定管理者が指定管理業務以外の事業を複数実施している場合には、「指定管理業務が区分経理されているか」「決算書の数値と県への報告内容とが整合しているか」などの確認が必要である。

保健福祉部所管の 4 施設のうち、岡山県南部健康づくりセンターに関する事業報告書について確認したところ、指定管理者である公益財団法人岡山県健康づくり財団（以下、「健康づくり財団」という。）は、平成 24 年度時点では、一般会計及び複数の特別会計を設定しており、県への事業報告が適切かを確認するためには、会計区分との対応関係や事業報告書に記載の数値がどのように集計されたのかについては確認すべき点と思われる。特に、健康づくり財団の一般会計には指定管理業務以外の事業に係る収支も含まれており、明確に区分し、処理されているかについては聴取したところ、所管課では、手引きに基づき、質問などにより確認していた。

なお、指定管理業務に係る健康づくり財団の会計区分及び事業報告書において報告された指定管理業務に係る収支は次のとおりである。

【会計区分及びその区分に対応する指定管理業務】

南部健康づくりセンター特別会計	一般会計
(1) 健康増進事業 ・ヘルスチェック、メディカルチェック ・施設フリー使用 ・健康実践講座 (2) 教育、研修 ・講師派遣（市町村、企業等へ） ・実習生受入・健康教育 (3) 調査研究 ・実践プログラム開発 (4) スポーツ医科学 （競技力向上を目的とした体力測定等）	(5) 人間ドック (6) 機器解放（CT、MRI）

【管理に係る収支の状況】

（単位：千円）

収入額		支出額	
県管理運営費	108,314	人件費	234,718
		健康増進部門	89,634
		人間ドック部門	145,084
利用料金収入	288,544	施設管理費	115,286
健康増進部門	50,850		
人間ドック部門	237,694		
事業収入	1,981	事業実施経費	63,937
健康増進部門	1,981	健康増進部門	5,042
		人間ドック部門	58,895
その他	14,362	その他	32,545
		健康増進部門	8,012
		人間ドック部門	24,533
合計（①）	413,201	合計（②）	446,486
収支差額（①-②）	△ 33,285		

（平成24年度事業報告書より抜粋）

このような経理処理に関する確認に係る検証手続については、相当の労力と時間を要する。県による検証手続の実施に当たっては、指定管理者に対して決算書との整合性や経費の集計方法などについて追加の資料を求めるなどは有用な手段である。

ウ 管理運営業務の実施状況の点検について

手引きによれば、指定管理者制度導入施設については、県は、施設の設置者として、地方自治法に基づく指導監督権の行使等を通じて、適正な管理運営の確保を図るとともに、毎年度終了後に、事業計画書や協定書に基づき管理運営業務が適正に実施されたかどうか、その実施状況を点検し、あわせて、その結果を公表することで、より透明性の高い制度運営の実現を図ることとしている。

また、点検結果は、県民等に対する説明責任が十分果たせるように客観性を持った内容となるよう努めることが明記されている。点検に当たっては、次のような「実施状況の点検の視点」を参考に実施することとしている。

【実施状況の点検の視点】

(管理運営状況)

- 適切な施設管理の履行
- 法令等の遵守状況
- 安全性の確保
- 財産の適切な管理

(導入効果)

- 利用状況
- 収支状況
- サービス向上

【指定管理者による実施状況の点検】

実施状況の点検は、指定管理者自らが、管理業務の実施状況の整理・分析を行った上で、自らの管理業務の現状や課題をしっかりと認識するため、まずは、「自己点検」を実施することとする。各指定管理者は、事業報告書の内容などをもとに、毎年度の管理運営業務の実施状況を、所定のシート（参考資料P26～27）で整理し、事業報告書とともに、県に提出することとする。この際、指定管理者は、管理運営業務の実施状況について自己点検を行い、次のいずれかに区分することとする。

[実施状況の区分]

- A: 予定していた業務水準を上回った。
- B: 予定していた業務水準を概ね実施した。
- C: 予定していた業務水準の一部が実施できなかった。
- D: 予定していた業務水準を下回った。

【県による実施状況の点検】

各施設の所管部局は、指定管理者による実施状況の自己点検の結果を踏まえ、事業報告書や立入調査の結果などに基づき、管理運営業務の実施状況について点検を行い、上記(1)の「実施状況の区分」のいずれかに区分することとする。

なお、県による実施状況の点検に当たっては、必要に応じて、当該施設の選定委員会のメンバーなど、外部有識者からの意見聴取を行うこととする。

[点検を行う際の参考資料等]

実施状況を区分するに当たっては、次の資料等を参考にすることとする。

- ア 事業報告書
- イ 各施設の所管課が実施した立入調査や月例報告の結果
- ウ 指定管理者からのヒヤリングの結果（必要に応じて実施）
- エ 利用者アンケート調査の結果
- オ 外部有識者の意見（必要に応じて実施）

(7) 保健福祉部においてこれらの事項が実施されているかについて、質問等により確認した。

a 実施状況の点検に当たって「予定されている水準」の達成状況を評価しているが、これについて、県と指定管理者との間で十分協議され、具体的な数値等が合意されているか説明を求めた。

(回答結果)

岡山県南部健康づくりセンター (健康推進課)	数値目標は設定していないが、指定管理業務の中で特に期待する事項等があれば、双方協議の場で伝え、積極的取組を促している。
岡山県健康の森学園就労継続支援 事業所及び障害者支援施設 (障害福祉課)	点検においては、当課が、施設設置者としての立場から、管理運営業務が適正に実施されたかどうかを評価することとしている。 公の施設として予定していた内容が実施できたという状況であれば、B評価としているところである。
岡山県視覚障害者センター (障害福祉課)	点検シート作成のための具体的な基準を取り決めているわけではないが、業務仕様書の内容（奉仕員の養成数等）が実施できているか、また過去の利用者数や貸出数の推移等を踏まえて評価している。
岡山県聴覚障害者センター (障害福祉課)	点検シート作成のための具体的な基準を取り決めているわけではないが、業務仕様書の内容（手話通訳者、要約筆記者等の養成数等）が実施できているか、また過去の利用者数や貸出数の推移等を踏まえて評価している。

b 点検評価に当たっては、必要に応じ外部有識者等による意見聴取を行うとされているが、過去において実施されたかどうかについて確認した。

(回答結果)

岡山県南部健康づくりセンター (健康推進課)	常設の諮問機関等はないため、毎年の定例的な業務実績について新たに外部有識者に委嘱して諮問するほどの必要性はないと考えている。 今後も、定例的な運営については実施する予定はないが、当該施設の指定管理の在り方について抜本的な見直しを検討すべき場合や、指定管理期間の終了時期（次期指定期間の開始時期）等に、必要に応じて実施する場合がありますと考えている。
岡山県健康の森学園就労継続支援 事業所及び障害者支援施設	外部有識者等による点検の実績はないが、平素から利用者の家族等から提案や意見を聞けるよう配慮するとともに、家族会が組織され、施設と家族会が定期的に

(障害福祉課)	懇談会等が開催されている。また、アンケート調査を実施するなどの方法により施設の運営に対する意見等を聴取しており、これらの結果を可能な限り運営に生かすこととしている。
岡山県視覚障害者センター (障害福祉課)	利用者（視覚に障害のある当事者）のニーズの把握のためアンケートを実施し、管理運営の参考としているほか、年4回の図書選定委員会、点訳・朗読ボランティアや利用者との意見交換会を通して利用者及び関係団体の意見を聞き取り、点字・録音図書の貸出業務や情報提供業務の改善につなげている。
岡山県聴覚障害者センター (障害福祉課)	利用者（聴覚に障害のある当事者）のニーズの把握のためアンケートを実施し、管理運営の参考としているほか、聴覚障害者団体から選出された7名の委員で構成する運営委員会（年6回）、聴覚障害者団体、支援者団体等計16団体の代表で構成する運営委員会（年1回）を開催し、委員の意見を踏まえて業務の改善に努めている。

(イ) 指定管理業務の点検評価について

指定管理者による自己点検に対する所管課による評価を通じ、業務水準の達成度合を確認しているが、客観的な点検評価のためには定量的な評価基準なども可能な範囲で設定することが望まれる。

また、外部有識者からの意見聴取の実施に関しては、所管課からの回答のとおりである。各施設とも利用者アンケート結果を踏まえた取組を行っているが、客観的な点検評価のためには、指定管理期間中に一度は県以外の第三者による評価の実施も取り入れることは、さらに適切な公の施設の管理運営のためにも有用である。

第4 県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見

1 扶助費-生活保護費に関する事項

(1) 生活保護の概要

ア 制度概要

生活保護制度は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

イ 日本国憲法第25条

憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定する。生活保護制度は、まさにこの憲法第25条の生存権を具体化し、これを現実的な権利として認めた制度である。

生活保護法（以下、「法」という。）第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定し、このことを明確にしている。

ロ 生活保護の基本原則

生活保護の基本原則として、次の規定がなされており、生活保護法の解釈及び運用は、すべてこの原則に基づいてされなければならない（法第5条）。

- ・国は生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しなければならない（法第1条）。
- ・すべての国民は、生活保護法で定める要件を満たす限り、この生活保護制度を、無差別平等に受けることができる（法第2条）。
- ・生活保護により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない（法第3条）。

- ・生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条）。

法第4条の規定は、保護の補足性原理と呼ばれ、生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活が出来ない場合の社会保障制度であるから、生活に困窮する者がその能力に応じて最善の努力をしたり、採りうる手段を講じたが、その結果として最低限度の生活が出来ない場合に初めて保護することが原則とされている。具体的な内容は、次のとおりである。

a 資産活用

生活に直接必要がなく、処分できる資産がある場合にはそれらを売却して生活費に充てる必要がある。また、現金・預金は生活費に充てる必要があり、それらを費消した段階で生活保護を受けることが出来る（但し、申請時の現金・預金のうち、最低生活費の2分の1まではそのまま保有を認められる）。

土地・家屋のうちで、自らが居住するものについては、原則的に保有を認められるが、処分した場合の金額が著しく大きいなどの場合は処分して生活費に充てる必要がある。なお、自動車については原則として保有は認められないが、障害者が通院のために必要な場合、山間へき地に居住する者が通院・通勤・通学などで利用するような場合には例外的に保有が認められる。

なお、家具、冷蔵庫、エアコンなどの一般的な家財道具は、それを使用して生活すること自体が「最低限度の生活」と考えられるので、そのまま保有することは認められる。

b 能力活用

働くことができる者は、その能力に応じて働くことが求められる。但し、体をこわしてまで無理に働くということまで求められているわけではない。しかし、稼働能力がある者は働く場を探す努力をする必要がある。

c 他法活用の優先

生活保護制度は、公的救済制度の中でも最後の救済制度であるので（「最後のセーフティネット」と呼ばれる）、他の法律や制度の利用ができるのであればそれらの制度を優先して利用する必要がある。

d 扶養義務履行の優先

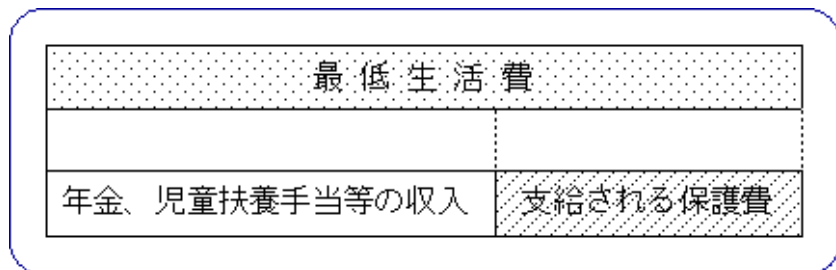
親子、兄弟姉妹など、民法に規定された扶養義務者などからの援助が受けられる場合には、その援助を優先する。扶養義務者の援助を受けてもなお最低限度の生活が出来ない場合にはじめて生活保護を利用できる。

イ 生活保護費の種類

生活保護費は、その経費の性格によって次の8つに分類される。

生活扶助（法第12条）	生活に必要な衣料・食料や光熱水費に対する給付。第1類と第2類があり、第1類は個人に関わる費用で、飲食物費や被服費など個人単位で費消する生活費で世帯員それぞれの年齢層毎に決められた額が合算される。第2類は光熱水費など世帯全体に関わる経費で世帯員の数により決まる。
教育扶助（法第13条）	義務教育を受けるための費用で、学用品や給食費等。生活保護を受けながら高校へ進学することは可能であるが、その場合には教育扶助ではなく生業扶助となる。
住宅扶助（法第14条）	賃貸住宅の家賃や転居費用・敷金等。住宅扶助は必要な実費が支給されるが、都道府県などの地域ごとに住宅事情などを考慮して厚生労働大臣がその限度額を定める。
医療扶助（法第15条）	病院の診療費、薬剤費などの医療費や眼鏡・コルセット等。鍼灸・マッサージの施術も支給の対象となる。
介護扶助（法第15条の2）	介護保険サービスの自己負担分。介護保険に加入できない場合には、同じサービスが全額介護扶助として支給される。
出産扶助（法第16条）	出産のために必要な費用。
生業扶助（法第17条）	生業のために必要な資金・設備費用、技能修得費、就職のために必要な支度費。高等学校での修学費用は生業扶助に含まれる。その場合の支給内容は、入学準備金、基本額、教材代、通学交通費などがある。
葬祭扶助（法第18条）	死亡診断書料、運搬料、火葬料、納骨その他葬祭のために必要なものの費用。

実際に支給される保護費の算定に当たっては、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入の比較が行われ、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

(出典：厚生労働省 HP)

ウ 生活保護の実施機関

生活保護を決定し、かつ、実施する機関は、都道府県知事、市長（東京都の特別区区長も含む。）及び福祉事務所を管理する町村長である（法第 19 条第 1 項）。そして、都道府県及び市には必ず福祉事務所の設置義務がある（社会福祉法第 14 条第 1 項）。福祉事務所とは、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法のいわゆる福祉六法を司る社会福祉の第一線機関である（同条第 6 項）。そして、都道府県知事等は、その管理に属する福祉事務所長に保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を委任することができる（法第 19 条第 4 項）。

県の場合、全 27 市町村のうち、15 市（※1）及び美咲町、西栗倉村、新庄村（※2）については、それぞれ各市町村に設置された福祉事務所が生活保護の実施機関となっている。

（※1）岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市の 15 市。

（※2）町村においては福祉事務所の設置義務はないが、条例で定めることにより設置することができる（社会福祉法第 14 条第 3 項）。これに基づき、美咲町、西栗倉村、新庄村は、福祉事務所を任意設置している。

そして、3 県民局（備前、備中、美作）に設置された県直轄の福祉事務所においては、福祉事務所が設置されていない残りの 9 町を所管する形となっている。各県民局では、健康福祉部福祉振興課障害福祉・保護班が生活保護事務を担当している（県民局の組織体制は、「第 2 1 (2) 県民局、保健所の行政機構図」を参照）。

各県民局が所管する範囲、保護世帯数及び担当ケースワーカー数は、次のとおりである。

(平成 25 年 6 月 1 日現在)

	所管する範囲	被保護世帯数	ケースワーカー数
備前県民局	和気町、吉備中央町	178 世帯	3 名
備中県民局	早島町、里庄町、矢掛町	130 世帯	3 名
美作県民局	鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町	189 世帯	5 名

※ 美作県民局のケースワーカー5名のうち、3名は障害福祉業務と兼務。



エ 生活保護費の執行状況

県における扶助別執行状況の推移は、次のとおりである。

【扶助別執行状況の推移】

(単位：千円)

	備前県民局			備中県民局			美作県民局		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24
生活扶助	112,244	110,526	107,780	80,020	75,872	72,164	93,429	95,565	101,473
教育扶助	5,067	4,631	3,971	2,075	1,654	1,932	1,458	1,393	2,259
住宅扶助	16,122	18,913	18,898	21,804	21,799	21,828	19,100	18,699	20,680
介護扶助	5,392	5,790	5,545	3,883	4,281	4,665	8,478	10,531	18,425
(内、県民局執行分)	333	647	191	210	406	11	5	44	82
(内、本庁執行分)	5,059	5,142	5,354	3,673	3,875	4,654	8,473	10,487	18,342
医療扶助	238,595	208,208	207,939	179,281	187,967	144,087	177,078	176,236	207,197
(内、県民局執行分)	1,771	2,196	1,871	2,760	2,539	2,566	1,397	1,781	2,316
(内、本庁執行分)	236,824	206,011	206,067	176,521	185,428	141,520	175,681	174,455	204,881
出産扶助	9	423	0	270	0	0	0	0	0
生業扶助	504	2,021	2,095	955	1,698	933	1,259	1,365	1,193
葬祭扶助	648	1,102	828	309	684	319	829	182	716
計	378,585	351,618	347,059	288,600	293,958	245,932	301,634	303,974	351,947
(内、県民局執行分)	136,701	140,464	135,637	108,406	104,654	99,758	117,480	119,032	128,723
(内、本庁執行分)	241,883	211,154	211,421	180,194	189,304	146,174	184,154	184,942	223,223

	岡山県 合計		
	H22	H23	H24
生活扶助	285,694	281,964	281,418
教育扶助	8,600	7,679	8,163
住宅扶助	57,026	59,413	61,408
介護扶助	17,754	20,603	28,636
(内、県民局執行分)	549	1,098	285
(内、本庁執行分)	17,205	19,505	28,351
医療扶助	594,955	572,412	559,224
(内、県民局執行分)	5,928	6,517	6,754
(内、本庁執行分)	589,026	565,895	552,469
出産扶助	280	423	0
生業扶助	2,720	5,086	4,222
葬祭扶助	1,787	1,968	1,865
計	968,819	949,552	944,939
(内、県民局執行分)	362,588	364,151	364,118
(内、本庁執行分)	606,231	585,400	580,820

※ 「本庁執行分」と「県民局執行分」の区分について

医療扶助、介護扶助の大部分は、医療機関や介護サービス事務所等において、診療行為や介護サービス等の現物給付によって行われる。保護費は、支払基金又は国民健康保険団体連合会を通じて医療機関や介護サービス事務所等へ支払われるが、これらの支払を県では本庁で一括して行っている（上表では、「本庁執行分」として記載）。

それ以外の部分（医療扶助、介護扶助に該当するもののうち、被保護者へ直接支給される部分）については、県民局が執行する形となっている（上表では、「県民局執行分」として記載）。なお、支給手続の流れは、「(2)イ 保護費の支給手続について」参照。

平成 24 年度の生活保護費 944,939 千円のうち、医療扶助が 559,224 千円と全体の 59.2%を占めている。次に生活扶助が 281,418 千円（全体の 29.8%）であり、これら 2 つの扶助が生活保護費の主要な項目となっている。

平成 22 年度から平成 24 年度の推移をみると、住宅扶助、介護扶助は若干の増加傾向にあるものの、医療扶助が減少傾向にあり、全体の生活保護費としては減少傾向となっている。

オ 岡山県の生活保護の状況

県下の各市町村の福祉事務所を含めた県全体の市町村別保護状況（平成 25 年 3 月分、速報値）は、次のとおりである。

【市町村別保護状況】

（単位：人、世帯、％）

市町村名	市町村別人口	保護世帯数	保護人員	保護率
和気町	15,557	98	156	1.00
吉備中央町	12,941	89	120	0.93
備前局小計	28,498	187	276	0.97
早島町	12,240	38	55	0.45
里庄町	11,125	33	44	0.40
矢掛町	15,497	55	76	0.49
備中局小計	38,862	126	175	0.45
鏡野町	14,207	78	107	0.75
勝央町	11,517	61	85	0.74
奈義町	6,266	18	21	0.34
久米南町	5,406	36	42	0.78
美作局小計	37,396	193	255	0.68
県民局計	104,756	506	706	0.67
岡山市	701,629	9,581	13,543	1.93
倉敷市	481,723	4,899	7,167	1.49
津山市	106,908	769	905	0.85
玉野市	64,826	620	878	1.35
笠岡市	53,608	344	431	0.80
井原市	44,472	163	221	0.50
総社市	67,648	325	464	0.69
高梁市	34,170	225	309	0.90
新見市	33,574	217	271	0.81
備前市	38,627	176	238	0.62
瀬戸内市	39,203	96	127	0.32
赤磐市	44,982	128	171	0.38
真庭市	50,200	256	357	0.71
美作市	31,052	230	321	1.03
浅口市	36,744	102	126	0.34
市部合計	1,829,366	18,131	25,529	1.40
西粟倉村	1,570	3	3	0.19
美咲町	16,102	101	130	0.81
新庄村	1,017	6	7	0.69
岡山県計	1,952,811	18,747	26,375	1.35

※1 市町村別人口は平成 24 年 3 月 31 日住民基本台帳年報及び外国人登録状況であり、「生活保護速報」（厚生労働省社会・援護局保護課編）の保護率算出の人口とは異なる。

※2 保護世帯数・保護人員には停止を含む。

平成 25 年 3 月分の県民局における保護率は、それぞれ備前 0.97%、備中 0.45%、美作 0.68%であり、3 局の平均は 0.67%となっている。県全体での保護率の平均 1.35%と比較すると、県民局が所管する地域の保護率は相当程度低い水準であることが分かる。

また、全国平均保護率は 1.70%（平成 25 年 7 月時点。厚生労働省 HP）であることを鑑みると、岡山県は総じて保護率の水準が低いといえる。

【都道府県・指定都市・中核市別保護率（平成 25 年 7 月時点）】

○全国平均保護率：1.70%（1.05%）

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.42 (1.96)
北海道	3.15 (2.20)
高知県	2.82 (1.91)
福岡県	2.61 (1.75)
沖縄県	2.40 (1.43)
京都府	2.38 (1.73)
青森県	2.31 (1.45)
長崎県	2.22 (1.35)
東京都	2.21 (1.41)
鹿児島県	1.91 (1.30)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.40 (0.37)
滋賀県	0.39 (0.55)
山梨県	0.35 (0.35)
群馬県	0.31 (0.40)
石川県	0.25 (0.41)
山形県	0.23 (0.40)
岐阜県	0.21 (0.29)
長野県	0.21 (0.29)
福井県	0.19 (0.25)
富山県	0.13 (0.21)

○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	3.66 (3.51)
札幌市	3.62 (2.90)
京都市	3.23 (2.42)
神戸市	3.16 (2.47)
堺市	3.08 (2.12)
福岡市	2.91 (1.76)
北九州市	2.49 (1.90)
広島市	2.39 (1.96)
川崎市	2.28 (1.67)
熊本市	2.24 (1.37)
名古屋市	2.16 (1.09)
千葉市	1.96 (1.00)
横浜市	1.90 (1.22)
岡山市	1.90 (1.42)
相模原市	1.86 (0.81)
仙台市	1.62 (0.90)
さいたま市	1.61 (0.68)
新潟市	1.42 (1.09)
静岡市	1.22 (0.60)
浜松市	0.91 (0.45)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
四国市	4.00 (-)
東大阪市	3.17 (-)
足尾市	3.08 (-)
旭川市	3.01 (2.84)
高知市	2.89 (2.71)
那覇市	3.00 (-)
長崎市	3.14 (1.78)
青森市	2.53 (-)
豊中市	2.61 (-)
鹿児島市	2.53 (1.70)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.08 (-)
柏市	0.98 (-)
那珂市	0.95 (0.66)
金沢市	0.90 (0.51)
高崎市	0.83 (-)
長野市	0.80 (0.33)
豊後市	0.66 (0.36)
豊田市	0.59 (0.29)
岡崎市	0.57 (0.29)
富山市	0.42 (0.29)

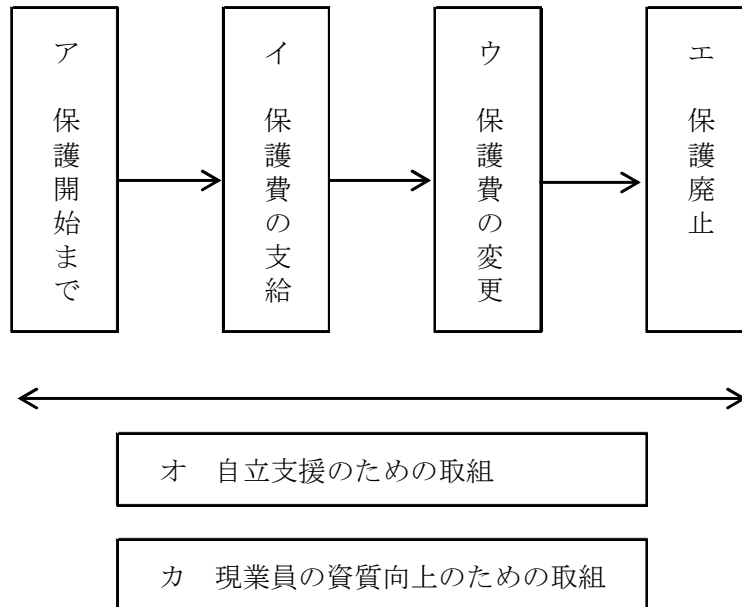
注1：指定都市及び中核市数値は再掲

注2：括弧内は10年前前(平成15年度)の保護率

(出典：厚生労働省 HP 「生活保護制度の概要等について」)

(2) 生活保護に係る事務手続の概要

生活保護に係る事務手続について、以下の流れに沿ってその概要を記載する。



ア 保護開始までの手続について

(ア) 事前相談

生活保護に関する相談を希望する者は、多くの場合、近隣の民生委員や居住地を所管する町役場へ問い合わせることとなるため、町役場から県民局へ連絡が入り、面接が実施される。また、面接には町役場職員も同席するのが通常となっている。

面接が行われると、ケースワーカーが面接記録票に面接内容を記載し、上席者へ回付、決裁を得る。相談対応が不十分と判断された場合には、再度相談者と面接を行い、必要事項の確認を行う。

面接記録票は、家族構成や扶養義務者、財産の状況、他法関係の状況、面接員の所見等の所定の確認事項を記載する様式となっている。なお、案件ごとに相談内容が異なるため、任意の様式で記録される場合もある。

(イ) 保護申請

面接の結果、保護の申請に至らない場合もあるが、申請の意思がある者については、県民局に対して保護申請書及び保護の要否判定に必要な書類（資産申告書、収入申告書等）を提出する。

平成 24 年度における申請、取下げ、却下及び保護開始の件数は、下記のとおりである。

(単位：世帯数)

所管	申 請	取下げ	却 下	開 始
備前県民局	49	5	6	38
備中県民局	35	2	1	29
美作県民局	51	7	3	40
計	135	14	10	107

※ それぞれ平成 24 年度に発生した世帯数をカウントしている。申請から開始まで一定の時間を要することから、申請件数と、取下げ、却下及び保護開始の合計件数とは必ずしも一致しない。

申請者の意思による取下げが 14 世帯、保護要件を満たさない等の理由から却下としたものが 10 世帯発生しており、新たに保護開始したのは 107 世帯となっている。

(ウ) 申請受理後の資力調査

保護開始に当たっては、資産申告書、収入申告書等の提出を義務付け、要保護者の資力を把握するが、県民局においても、次に挙げる資力調査を実施する。

- ・年金事務所に対する年金調査
- ・生命保険会社に対する生命保険調査
- ・金融機関に対する預貯金調査
- ・法務局に対する不動産調査
- ・町役場に対する固定資産税等課税調査 等

(エ) 保護の要否判定

面談及び資力調査等の内容を踏まえて、新規調査書を作成し、ケース診断会議において保護の要否が検討される。ケース診断会議は、新規の保護申請があった場合には必ず開催され、その他検討すべき課題が生じた場合等に不定期で開催される。

保護の要否判定は、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額（就労収入、年金等）を比較した要否判定書と、法第 4 条に定める要件（保護の補足性）を総合的に勘案して決定される。

【生活保護法 抜粋】

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

イ 保護費の支給手続について

(7) 保護費の支給方法

保護費の支給方法には、大きく分けて「a 県民局執行」、「b 本庁執行」の2つのパターンが存在する。各種扶助との関係は、次のとおりである。

	a 県民局執行	b 本庁執行
生活扶助	○	-
教育扶助	○	-
住宅扶助	○	-
医療扶助	○	○ (※)
介護扶助	○	○ (※)
出産扶助	○	-
生業扶助	○	-
葬祭扶助	○	-

※ 医療扶助及び介護扶助のうち、診療行為や介護サービス等の現物給付による場合

a 県民局執行の場合

医療扶助、介護扶助のうち、診療行為や介護サービス等の現物給付以外の場合は、県民局より執行される。被保護者に対して金銭を支給する場合、いったん県民局から町役場へ送金し、町役場にて現金支給又は振込を行う（県民局から被保護者への直接振込が行われる場合もある）。施設入居者等については、県民局から入居施設へ直接振込を行う。

現金支給の場合、県民局が作成した生活保護支給内訳書が町役場へ送付され、現金支給時に本人から受領印をもらう。その後、当該明細書が県民局へ送付され、県民局にて保護費支給額との照合を行う。

b 本庁執行の場合

医療扶助、介護扶助の大部分は、医療機関や介護サービス事務所等において、診療行為や介護サービス等の現物給付によって行われる。

医療扶助、介護扶助（現物給付）の場合、レセプト請求に基づき、本庁（障害福祉課）から支払基金又は国民健康保険団体連合会を通じて医療機関又は介護サービス事務所等へ支払が行われる。

(イ) 支払方法別の件数

前述のように、生活保護費の支給は現金支給又は振込により行われるが、これらを支払方法別に示すと次のとおりとなる。

【保護費の支払方法別件数】

(平成 25 年 6 月現在)

支払方法		支払先	備前県民局	備中県民局	美作県民局
町役場支給	現金支給	個人	136 件	68 件	96 件
	振込	個人	0 件	34 件	35 件
県民局支給	振込	個人	9 件	5 件	19 件
	振込	施設等	6 件	4 件	21 件
小計			151 件	111 件	171 件
本庁執行分（現物給付）のみ（※）			27 件	19 件	18 件
計			178 件	130 件	189 件

※ 被保護者が医療扶助等の現物給付のみ受給している場合で、町役場又は県民局からの直接の保護費支給はない件数。

各県民局とも、町役場から被保護者へ直接現金支給する 경우가、最も多い件数となっている。

県では、いずれの県民局においても被保護者へ直接の現金支給は行わず、町役場を介在する仕組みとなっているため、職員による不正が行われるリスクについては、一定の牽制効果が働いているものと考えられる。

ウ 保護費の変更手続について

保護費の変更が必要となる状況が発生した場合、原則として被保護者からの変更申請書に基づきその事実を把握する。また、定期的に収入申告書を提出させて、収入状況の把握を行っている。

その他、ケースワーカーによる居宅訪問、年1回の課税調査、被保護者からの相談や関係機関（町役場、児童相談所等）からの情報によって、保護費の変更が必要となる状況を把握している。

変更申請書及び収入申告書等の内容に基づき、保護費の変更が必要であると判断されれば、生活保護システムにて変更後の保護費を算定し、保護費の決定について上席者の決裁を得る。

エ 保護廃止等の手続について

(ア) 保護要件の確認

保護要件が継続して充足されているかについては、「ウ 保護費の変更手続について」と同様、被保護者からの申請の他、ケースワーカーによる居宅訪問、収入申告書の提出、年1回の課税調査等によって状況の変化を把握することで確認する。その結果、保護要件を充足しない場合には、保護廃止となる。

また、被保護者本人の意思により、保護を辞退する場合もある。

(イ) 保護廃止の状況

各県民局で作成している保護廃止ケースの一覧表等より、平成24年度の保護廃止ケースをその要因別に分類した結果は、次のとおりである。

【要因別保護廃止件数】

廃止理由	備前県民局	備中県民局	美作県民局	計
就労による収入増加	13件	3件	8件	24件
その他の収入増加	5件	3件	4件	12件
本人死亡	5件	7件	5件	17件
施設入所	0件	2件	5件	7件
転出（ケース移管）	4件	5件	2件	11件
その他	2件	3件	4件	9件
計	29件	23件	28件	80件

廃止理由の「その他の収入増加」には、社会保障給付金の増加や仕送り等の増加が含まれ、「その他」には、指導指示違反、失踪、親類縁者による引取り等が含まれる。

保護廃止 80 件のうち、「就労による収入増加」を理由とした保護廃止は 24 件（全体の 30.0%）となっている。一言で「就労による収入増加」と言っても、そのプロセスは案件ごとに様々であり、その成果を測ることは容易ではないが、ケースワーカーを始めとした自立支援のための取組が少なからず影響しているものと推察される。このことは制度目的である自立助成の一定の成果と言えると考える。

オ 自立支援の取組について

被保護者の自立支援の取組としては、ケースワーカーによる居宅訪問や面談を通じた支援・指導が継続的に行われているところであるが、これに加え、平成 23 年度より、生活保護受給者等就労自立促進事業（平成 24 年度までは「福祉から就労」支援事業）が実施されている。

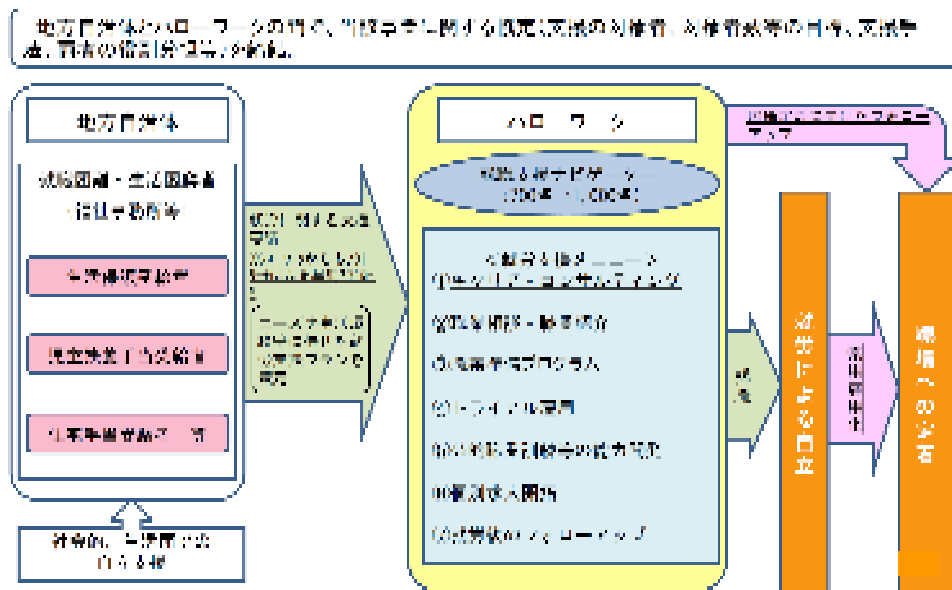
県とハローワークと町役場との間で就労支援に関する協定を締結し、ハローワークの就職支援ナビゲーターと福祉事務所が連携して被保護者の就労支援を行うものであり、就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込まれる被保護者等を対象とし、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせんその他の支援指導を行っている。

本事業における平成 24 年度の就労支援の状況は、次のとおりである。

【平成 24 年度 就労支援の状況】

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
支援対象者数	11 名	2 名	2 名
就労自立した人数	8 名	1 名	0 名
うち、保護廃止	5 名	1 名	0 名

【事業の概要】



(出典：厚生労働省 HP「生活保護制度の状況等について」)

カ 現業員の資質向上のための取組

現業員の資質向上は、生活保護事務を遂行していく上で必要不可欠な要素である。県では、現業員（ケースワーカー等）の能力向上のため、次のような取組（国や県が行う研修制度への参加、情報共有の機会の提供等）を実施している。

（研修制度）

- ・ 新任現業職員研修会
- ・ 生活保護担当ケースワーカー全国研修会
- ・ 福祉事務所現業職員（初任者・中堅）研修会
- ・ 社会福祉主事資格認定通信課程受講制度

（情報共有）

- ・ 生活保護担当課長係長会議
- ・ 県三局生活保護担当者会議（平成 25 年度から開始）

(3) 生活保護法の改正について

生活保護法の一部を改正する法律が、平成 25 年 10 月 15 日に第 185 回臨時国会に法案提出され、同年 12 月 6 日に成立した。改正生活保護法は、一部を除いて、平成 26 年 7 月 1 日より施行予定となっている。改正法の施行後は、生活保護に係る事務内容も、現行の取扱いから一部変更されることが想定される。

改正の趣旨は、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずることとされる。主な改正内容は、次のとおりである。

ア 就労による自立の促進

- ・就労自立給付金の創設

イ 健康・生活面等に着眼した支援

- ・受給者の健康管理を支援する取組を実施
- ・本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施

ウ 不正・不適正受給対策の強化等

- ・調査権限の拡大や罰則の引上げ等
- ・第三者行為求償権の創設

エ 医療扶助の適正化

- ・指定医療機関制度の見直し等
- ・後発医薬品の使用促進

ア 就労による自立の促進

(就労自立給付金の創設)

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。

このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。【施行期日：平成 26 年 7 月 1 日】

イ 健康・生活面等に着目した支援

受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。【施行期日：平成 26 年 1 月 1 日】

受給者が、自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況の適切な把握に努めることにあわせて、受給者の取組がより効果的なものとなるよう、次のような健康・生活面等に着目した支援を行う。

・受給者の健康管理を支援する取組を実施

平成 25 年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化する。

福祉事務所の調査権限を強化して健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援をより効果的に行えるようにする。

・本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施

福祉事務所が本人の自立支援の観点から必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求めることも可能となる。

ウ 不正・不適正受給対策の強化等

（調査権限の拡大や罰則の引上げ等）

生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。

【施行期日：平成 26 年 7 月 1 日】

- ・福祉事務所の調査権限の拡大

「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加する（保護受給期間中の事項に限る。）。

福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける。

- ・罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。

不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする。

- ・不正受給に係る返還金の保護費との相殺

確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護費と調整することを可能とする

- ・扶養義務者に対する報告の求め

福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な範囲で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする（要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。）。

（第三者行為求償権の創設）

保護の補足性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、いったん医療扶助が行われれば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在する。

このため、今般の法改正では、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設する。【施行期日：平成26年7月1日】

エ 医療扶助の適正化

(指定医療機関制度の見直し等)

多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。【施行期日：平成 26 年 7 月 1 日】

(後発医薬品の使用促進)

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。【施行期日：平成 26 年 1 月 1 日】

医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。

(出典：厚生労働省 HP「生活保護法改正法の概要」)

(4) 指摘事項及び意見

ア 保護開始までの手続について

(ア) 面接の実施者について（意見）

保護申請前に行われる面接の実施者について、県民局により次のような相違が見受けられた。

【事前相談の実施者】

備前県民局	備中県民局	美作県民局
査察指導員（班長）及び担当ケースワーカーの2名。	担当ケースワーカー。査察指導員（班長）は必要に応じて参加。	担当ケースワーカー。査察指導員（班長）は必要に応じて参加。

※ いずれの県民局においても、町役場職員が面接に同席する。

備前県民局では、担当ケースワーカーに加え、査察指導員（班長）の面談への参加を原則とする運用がなされている。査察指導員の参加がより適切な面接実施に資する場合もあることは否定できないが、社会福祉法第17条において、「第15条第1項第1号（査察指導員）及び第2号（現業員）の所員は、それぞれ同条第3項（現業の指導監督）又は第4項（面接・調査・指導）に規定する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されており、査察指導員が面接相談に当たることを原則とすることは、同法に抵触するおそれがある。

同法の趣旨を勘案し、面接実施者の取扱いについて再検討されたい。

(イ) 面接記録票の決裁者について（意見）

面接の結果、そのまま保護の申請手続に入る場合であれば、より詳細な内容を記載した新規調査書が作成され、ケース診断会議において最終的に部長決裁が行われるため、面接記録票の作成は省略される場合もあるが、申請に至らない場合であっても、面接記録票は上席者の決裁を受け、記載内容や対応方針に不十分な点がないか等の検討がなされる。

面接記録票の決裁者について、県民局により次のような相違が見受けられた。

【面接記録票の決裁者】

備前県民局	備中県民局	美作県民局
課長	部長	課長

備中県民局においては、課長に加え、部長決裁まで得ることとしている。

面接記録票の決裁者について、明文化された規定等はないが、「平成 25 年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について」において、次のように記載されている。

(2) 漏給及び濫給の防止

ア 面接相談について

(中略)

特に、査察指導員及び所長等幹部職員に対し、相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接記録票を回付させること…(中略)…について徹底をお願いする。

「所長等幹部職員」がどの職位までを指すのかは明確でなく、その解釈は福祉事務所の判断に委ねられているものと考えられるが、保護申請前に行われる面接相談は、いわば生活保護制度のスタート地点であり、面接内容やそれに対する対応・判断は、非常に重要な部分であることから、可能な限り上位の役職者まで回付し、内容を確認することが望ましい。

(ウ) 預貯金調査及び生命保険調査について (意見)

保護申請を受理した後、保護開始に当たって、法第 29 条に基づく資力調査が行われる。

(調査の囑託及び報告の請求)

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

預貯金調査及び生命保険調査の実施方針について確認した結果、次の点は、各県民局に共通する事項として挙げられる。

- ・調査する金融機関、生命保険会社（以下、「金融機関等」という。）の範囲は、本人の現在の居住地等から判断し、周辺に支店のある金融機関等に対して行うことを基本としている。
ただし、調査範囲は、地域性も影響するため県民局によって異なる。

- ・全支店照会に対応している金融機関等については、全支店照会を実施する。
- ・他都市からの転入者である場合等は、従前の勤務地や居住地周辺に預金口座等を保有している可能性が高いことから、過去の生活歴等から個別に判断し、調査範囲を拡大する方針としている。

一方、最低限調査する金融機関等の取扱いについて、次のような相違が見受けられた。

【預貯金調査及び生命保険調査の調査範囲】

備前県民局	備中県民局	美作県民局
調査対象について明確な定めはない。	所管する地域を3つに区分し、それぞれについて最低限調査する金融機関等の範囲を定めている。	調査対象について明確な定めはない。

備中県民局では、所管する地域を3つに区分し、それぞれについて金融機関等の一覧を作成して最低限調査する対象範囲を定めている。

備前・美作県民局においても、担当者の判断や担当者の交代により照会対象の範囲にばらつきが生じることを防ぐため、地域ごとに、あらかじめ一定の範囲を定めた上で、経済活動の広域化や情報化に応じて、適時その範囲を見直すことを検討されたい。また、国の生活保護法施行事務監査実施要綱では、「保護申請前に転居してきた者については、前住居地の関係先照会が行われているか。」が着眼点とされているが、この取扱いについても県民局、現業員毎に差異が見られたため、例えば、転居から1年以内の者については、前住居地を所管する福祉事務所が行う資産照会先について調査する、といった統一的な基準を策定して実施することが望ましい。

(エ) 資力調査の実施状況について（指摘事項）

各県民局における資力調査の実施状況を確認した結果、岡山県外での勤務歴がある転入者について、前居住地周辺の金融機関等の調査が行われていない事例が見受けられた。

「(ウ) 預貯金調査及び生命保険調査について（意見）」で記載のとおり、県民局では、他都市からの転入者である場合等は、過去の生活歴等から個別に判断し、調査範囲を拡大する方針を採っているため、当該方針を徹底されたい。

(オ) ケース診断会議の参加者について（意見）

ケース診断会議の参加者は、部長、課長、班長、担当ケースワーカーが必須となっており、この点はいずれの県民局においても共通していたが、これに加えて、担当「以外」のケースワーカーが参加するか否かに関して、県民局により取扱いの相違が見受けられた。

ケース診断会議の参加者の状況は、次のとおりである。

参加者		備前県民局	備中県民局	美作県民局
部長、課長、班長		○	○	○
ケースワーカー	担当	○	○	○
	担当以外	新任ケースワーカーのみ○	全て○	× (平成25年度からは全て○)

※ 「○」：参加する 「×」：参加しない

備中県民局では、自分が担当するケース以外の事例に触れることで、指導方針や新たな視点を学んだり、情報共有の機会とすることを目的とし、担当以外ケースワーカーも会議へ参加する方針を採用しているが、備前県民局では、担当以外のケースワーカーが新任である場合に会議へ参加する方針としている。

このこと自体は新任ケースワーカーの学習の機会として有用と考えられるが、経験豊かなケースワーカーの意見等を取り入れて議論することもまた有意義であり、忙しい中ケースワーカーの負担増となる可能性はあるものの、それ以上の効果が期待されると考えられるため、ケース診断会議には可能な限り全てのケースワーカーの参加を原則とすることを検討されたい。

イ ケースワーカーによる定期訪問について

生活保護制度の目的を果たすためには、被保護者の生活実態等を継続的に把握し、それぞれの世帯の状況に応じた支援・指導を行うことが必要不可欠である。そして生活実態等の把握を行う上で、ケースワーカーの実施する居宅訪問は、非常に重要な意味を持つ。

県民局では、岡山県生活保護事務処理指針6.「ケース分類及び現業活動基準」に基づき、被保護者の生活状況、就労状況、健康状態等によって、ケースごとの援助方針を策定するとともに、それぞれのケースをA～Eの5段階に分類し、これらの分類に応じて年間の訪問回数を定めている。

この分類は、保護開始時にケース診断会議により決定され、被保護者の状況の変化に応じて見直しがなされる。

【ケース分類と訪問回数】

区分	主な判定基準	訪問回数
A	○濃厚な支援を行うべき課題やニーズを有している世帯 ○常時実態を把握する必要がある世帯 ○重点的な指導を要する世帯	年間 12 回以上
B	○A ケースを除き、継続的支援が必要な課題やニーズを有している世帯 ○生活実態の継続的把握に加え、折々の助言や指導を要する世帯	年間 6 回以上
C	○ABDC ケースを除き、日常生活が概ね安定し、積極的な訪問調査や特段の助言指導を要しない世帯	年間 4 回以上
D	○E ケースを除き、日常生活が安定し、生活状況に変動が予想されない世帯	年間 2 回以上
E	○長期入院又は入所ケースで、当面、地域生活移行等の特段の支援を要しない世帯 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入居する世帯で日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯	年間 1 回以上

(出典：岡山県生活保護事務処理指針より抜粋)

各ケース分類に基づいた訪問回数や時期等を記載した訪問計画表を作成し、訪問実績を訪問計画表に記載していくことで記録する運用となっている。訪問実績は、その日付とともに、居宅訪問した場合は「○」、居宅訪問したが不在であった場合は「×」、被保護者が町役場等に出向いたタイミングに面談した場合は「◎」等と記載するルールになっている（ケースワーカーによって、若干記載方法が異なる）。

なお、被保護者が県民局や町役場、ハローワーク等に訪れた際に、ケースワーカーが面会して生活状況等の把握を行う場合があり、それ自体は意義のあることであるが、訪問計画表に基づく定期訪問は、あくまで居宅訪問を指している。これは、被保護者の生活実態の変化等を把握するためには、生活現場を直接確認することが有効であり、面会のみでは限界があると考えられるためである。

(7) 定期訪問の実績について（指摘事項）

平成 24 年度の訪問計画表を閲覧し、定期訪問の実績を確認したところ、次のような事例が見受けられた。

所管	内容
備前県民局	<ul style="list-style-type: none">・ 区分 A であるが、居宅訪問 1 回（居宅したが不在 1 回あり）・ 区分 B であるが、居宅訪問 1 回（居宅外面談 2 回あり）・ 区分 C であるが、居宅訪問ゼロ 等
備中県民局	<ul style="list-style-type: none">・ 区分 B であるが、居宅訪問ゼロ（居宅外面談 3 回あり）・ 区分 D であるが、居宅訪問 1 回（居宅したが不在 1 回あり）・ 区分 E であるが、居宅訪問ゼロ 等
美作県民局	<ul style="list-style-type: none">・ 区分 A であるが、居宅訪問 2 回・ 区分 B であるが、居宅訪問 3 回・ 区分 E であるが、居宅訪問ゼロ 等

このように、訪問計画表に基づく定期訪問が実施出来ていない事例が散見された。

必要な訪問が実施されない状況においては、被保護者の生活実態等の変化を把握する機会を逸してしまい、適切な支援・指導が実施されなくなる、あるいは対応できたとしても適時に実施されない可能性が高くなると考えられる。

年間の訪問回数がゼロとなっている案件を含め、本来実施すべき訪問が十分になされていない案件については、必要な定期訪問を着実に実施する必要がある。一方で、限られた人員数により業務を遂行しなければならない状況を鑑み、被保護者の状況に照らして過度の訪問回数が計画されていないか、ケース分類が適切な区分となっているかについても、改めて再点検する必要があると考える。

(イ) 訪問計画の進捗管理について（意見）

当初設定した訪問の時期よりその実施が遅れている場合であっても、現在の訪問計画表の様式ではその理由等を記載することとなっておらず、上席者は、個別のケースファイルの閲覧又は各ケースワーカーに確認しないと把握することが出来ない状況となっている。

また、頻繁に訪問している案件であればケースファイルを閲覧することでその理由や内容も把握することができるが、逆に、定期訪問が十分に実施できていない状況は、ケースファイルにもその理由まで記録されていないことが通常であると考えられる。

このため、定期訪問が計画より遅延しているなど一定の場合には、上席者による進捗管理や課題把握を行うに当たって有用であると考えられるため、訪問計画表にその理由を明記しておく必要があると考える。

(ウ) ケース分類の判定理由の記載について（意見）

5段階のケース分類は、保護開始時にケース診断会議により決定され、被保護者の状況の変化に応じて見直しが行なわれる。

しかしながら、いずれの県民局においても、新規調査書等のケース診断会議に付議される検討資料には、AからEのどの区分に分類したかについての判定結果は記載されているが、その判定に至った理由が記載されていない事例が散見された。

前記の【ケース分類と訪問回数】では、各分類ごとに主な判定基準（例：区分Aであれば、「濃厚な支援を行うべき課題やニーズを有している世帯」、「常時実態を把握する必要がある世帯」等）が示されており、当該世帯がどの項目に該当するのか、また、なぜその項目に該当すると判断したのか、といった判定過程を記録しておくことは、今後の具体的な支援・指導方針に役立つ他、ケース分類を見直す際や担当者が交代する際にも有用な情報になると考えられる。このため、ケース分類の決定や見直しを行う際には、その判定理由を記載するよう明確化しておくことを検討されたい。

ウ 組織的な就労支援の充実について（意見）

備中県民局では、平成25年度より部長、課長、査察指導員（班長）、各ケースワーカー及び就労支援員が参加する「稼働能力判定会議」を開催し、就労支援員による就労支援対象者の選定（4月）、3か月毎のモニタリング・評価、支援内容の見直し等（8月、11月、2月）、組織的に就労支援に取り組む体制の整備を行っている。

就労支援施策の充実や、ケースワーカー同士の情報共有を図る観点からも有用であると考えられるため、備前・美作県民局においても参考とし、組織的な就労支援の更なる充実を図られたい。

エ 保護廃止後の資産処分のモニタリングについて（意見）

保護申請の時点で資力を有しているにも関わらず、急迫の事由がある事により保護を開始した時は、その後、受け取った保護費を速やかに返還しなければならない（法第 63 条返還金）。

（費用返還義務）

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

法第 63 条は、売却処分するまで時間を要する不動産を保有している場合や、一定期間後に満期を迎える保険に加入している場合等、資産の流動化に時間を要する場合においても適用されることがあるが、資産を売却処分等する前に何らかの事由により保護廃止となった場合、保護廃止となった者に対しては調査権限がないため、原則としてその後の調査やモニタリング等を行われていない。

金融機関への照会等を実施することは困難ではあるが、不動産であれば定期的に法務局への登記確認を行う等、該当者については可能な範囲で、その後の収入状況をモニタリングしていくことが必要であると考ええる。

オ レセプト内容のチェックについて（意見）

被保護者が医療機関等を受診（現物給付）する場合、事前申請が必要となるため、いずれの県民局でも、申請段階において、医療機関の受診頻度が不合理なものでないか等のチェック機能は働いていると言える。

「(2)イ 保護費の支給手続について」で記載のとおり、医療扶助、介護扶助（現物給付）については、本庁（障害福祉課）にてレセプト請求に基づく支払が行われる。当該レセプトの内容は、平成 23 年に導入された「生活保護等版レセプト管理システム」を利用して、県民局の端末から電子データとして閲覧することができ、レセプト内容に不合理なものがないかの事後的なチェックを行うことができる。レセプトのチェックは、被保護者に対して適切な指導・助言を行う観点から有用であり、医療扶助、介護扶助の不正受給の防止にも効果的と考える。

生活保護等版レセプト管理システムの機能(抜粋)

点検機能

① 同一レセプトに於いて、処方・点検内容が重複する。

重複点検
複数月にわたるレセプトをグループ化して、範囲変更等を点検。

重複点検
あらかじめ設定した条件に基づいて、重複している処方箋のあるレセプトを抽出し、重複処方等の有無等を点検。

資格点検
生活保護受給者システムとデータを連携し、生活保護受給者以外のレセプトが検出されていないかを点検。

統計・分析機能

② 処方箋の傾向が顕著な処方箋に於いて、不正な処方箋の割合を算出することが可能。

処方箋分析
指定した処方箋の処方内容を抽出し、処方した薬剤や、上位を占める薬剤の割合を把握。

処方箋分析
処方箋抽出したレセプト件数、処方費、処方薬数を集計。

主治別処方箋分析
任意の年からの8年間の処方箋数、処方費、1件当たりの日数、1件当たりの処方費、1人当たりの処方費別に割合を算出。

医師種別別分析
医師種別ごとに処方費を集計し、指定した病名の年数や処方費などを表示。

任意条件分析
条件検索対象の期間を任意に選択し、統計分析結果を表示。

(出典：厚生労働省 HP「生活保護制度の状況等について」)

備前、備中県民局では、複数の医療機関を受診している者がいないか、一定の高額医薬品を重複して処方されている者がいないか、といった視点で、レセプト管理システムを用いたチェックを取り入れているが、美作県民局では、レセプト内容の事後的なチェックは特段実施されていない状況であった。

なお、一定のチェックを実施している備前、備中県民局においても、実施頻度やチェック方法は、局あるいは実施者により様々で、統一した運用ルールは設定されていない状況であった。

厚生労働省が発行している「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」によると、長期外来患者や頻回受診者を抽出するための手順等、レセプト管理システムを用いた多様な視点による分析・チェック手法が示されている。レセプトチェックをより効果的・効率的に運用するため、当該マニュアルの内容も踏まえ、チェック頻度や抽出条件等、一定の運用ルールを策定する必要がある。

また、あらかじめ設定した基準に従い定期的に抽出を行うような場合、県民局が個別に実施するよりも、本庁にて一括して抽出・分析等を行った方が効率的となるケースも想定される。このようなケ

ースでは、本庁での抽出結果に関して、県民局へ内容の照会を行うといった手法も考えられるため、運用ルールの策定に当たっては、本庁と県民局の協議の上、検討されたい。

2 未収金に関する事項

(1) 生活保護費返還金 (⑤-15)

ア 概要

生活保護費返還金の3年間の未収金残高の推移は次のとおりである。

【生活保護費返還金の未収金残高の推移】 (単位：千円)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生活保護費返還金 (未収金)	11,852	15,174	14,542

生活保護制度は、生活困窮者に対して生活保護費を支給し、最低限の生活を保障する制度である。生活保護費は原則として月単位で計算され、月のはじめに前渡しするが、労働により得た収入の増加や臨時的な収入があったときなど、保護費を過大に支払った場合に、徴収を行うものが、生活保護費返還金である（生活保護費の概要については、「1 扶助費-生活保護費に関する事項」参照）。

生活保護費返還金には、その発生要因により次の2種類に区分される。

(ア) 法第 63 条返還金

法第 63 条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

返還額は、原則として、その受けた保護費の全額とすべきであるが、全額を返還額とすることが自立を著しく阻害すると認められる場合、一定額を控除して差し支えないとされている。

(イ) 法第 78 条徴収金

法第 78 条では、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」としている。

返還額は、不正により受給した保護費の全額を対象とすべきであり、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はない。

イ 指摘事項

(ア) 返還金滞納の督促及び催告の未実施

備中県民局において、平成 24 年度に実施された生活保護費返還金の不納欠損状況を確認した結果、法第 63 条を適用した返還金について、督促等の納付指導を実施した形跡が認められずに発生日後 5 年の時効経過により全額不納欠損となっている事例があった。

<督促等の実施の形跡のない事例> (備中県民局)

被保護者	発生日	返還額 (円)	発生理由	時効の完成日
A 及びその 配偶者	平成 19 年 12 月 20 日	546,482	就労収入の未申告	平成 24 年 12 月 20 日
C	平成 19 年 12 月 22 日	599,006	就労収入の未申告	平成 24 年 12 月 22 日

※ いずれも事後の課税調査にて判明した収入未申告による収入の認定であるが、当時、生活に追われ、申告を故意にではなく失念していた、と謝罪の申し立てがなされ、県の指示に従いすみやかに修正申告を行ったことから、法第 63 条の規定により収入認定されている。

履行期限（納期限）までに履行（納付）しない場合、期日を指定して督促しなければならないところ、これらの返還金に対し、督促状の送付がなされた記録等も残っていない。

返還額が決定された時点で、結果的に過支給となった保護費は、既に費消されており、回収が困難であることも多いため、これらの事例もその可能性があると考えられるが、その場合でも、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置をとるべきである。しかし、これらのいずれの事例も分納誓約の協議等を行った形跡はなく、時効までの 5 年の間、納付指導等を行った形跡も残されていない状態であった。

分納誓約を締結し、少しずつでも返還している被保護者も少なからず存在しており、督促等の実施状況に不公平が生じていると判断される。

全ての返還金について、県の債権管理マニュアルに基づいた債権管理を行い、回収努力を行うべきであり、その経過については、適切に記録しておくべきである。

ウ 意見

(ア) 就労支援の積極的な取組について

課税調査等により就労収入が認められた場合、就労能力があることが十分に考えられるため、積極的に就労支援の取組や指導を行うべきであるが、前記「イ (ア) 返還金滞納の督促及び催告の未実施」で記載した事例では、いずれもその後の就労はない状況である。

実際に就労があるなど、就労可能な状況であると判断されるような場合は、より積極的に就労支援や指導等を実施されたい。

(イ) 収入の申告・届出の指導指示の強化について

課税調査等により返還金が発生した場合、徴収額決定時には既に回収が困難になっている場合も多く、収入の申告・届出の指導指示が重要である。また、「(4)イ(イ)訪問計画の進捗管理について」の項で意見を述べたとおりケースワーカーの活動実態がケース記録回覧を契機としなければ上席者に把握されていないという実態からすると、受給者から定期的に収入申告書を徴取し、収入状況に変動がなくとも、その旨の記録を逐次回覧するなどすることで双方の問題点を同時に解決することも可能と思われるので、検討されたい。

収入未申告等の場合や保護開始後に資産収入等があった場合、法第 63 条に基づく返還又は第 78 条に基づく徴収が行われる。

しかし、法第 63 条の適用の場合、返還額は本来返還すべき全額から一定額を控除することが認められているが、法第 78 条の適用の場合、その裁量の余地はなく保護に要した費用の全てが徴収額となるため、いずれが適用されるかは、被保護者の生活にとって重大である。よって、その取扱いには十分留意する必要があるが、収入の増加について、その申告や届出によって生活保護費の支給額が減額されることになるため、被保護者の就労意欲等を阻害するおそれがあるため、それを防止することも重要である。

このためには、自ら収入の申告や届出による場合と生活保護支給後に課税調査等により判明し、法第 78 条の適用になった場合との取扱いの相違点を被保護者に十分説明する必要がある。例えば、申告及び届出をした就労収入からは、交通費等の必要経費や収入に応じて定められた基礎控除額を控除して収入認定されることについて、生活保護開始時及び生活保護費支給期間中においても十分に説明し、適時適切な収入申告を促す必要がある。

この点、県では、その周知徹底のため、「働きによる収入があったときは、必ず届出をしてください」と題したちらしを作成し、被保護者に配布しており、一定の取組は認められるものの、毎年度、課税

調査等により未申告の就労収入が発見されている。当該基礎控除額は平成 25 年 8 月の改正により増加しており、就労のインセンティブがより働くよう図られている。

また、平成 26 年度からの法改正では、不正受給による法第 78 条の適用を受けた場合は、罰則の引上げや返還金に上乗せして徴収できるようになるとともに、確実な徴収を図る観点から不正受給に係る返還金を保護費と相殺することも可能となり、被保護者にとって自らの収入申告・届出による収入認定の場合と、法第 78 条の適用を受けた場合の取扱いの格差が大きくなっている。このような改正も踏まえ、収入の申告・届出の指導指示を徹底する必要があると考える。

第5 総括

近年、福祉制度改正が頻繁に行われており、福祉行政に係る法律、規則等も毎年のように改定されており、法体系は極めて複雑である。県は、それを踏まえた具体的な計画を「夢づくりプラン」として策定し、具体的施策として実行している。監査に当たっては、監査対象部局の予算規模も相当多額であることから、金額的重要性などを考慮して手続を実施した結果は前記のとおりである。

これらを踏まえ、総括的に所見を述べる。

1 事務手続の透明性の確保について

補助金等及び委託料などの完了確認に当たっては、補助要綱や契約に定められている書類を提出させ確認を行っている。

しかし、必要に応じて行うこととされている事業実施団体の帳簿類や関係資料の確認まではされていない事案や、それらの資料等を確認しているとの説明を受けたものの、「誰が、何を、どのように確認したのか」について記載された書類がないために確認ができなかった事案が大半であった。

これについては、前記のとおり、実施事業の内容に応じたチェックリストを用いて確認するなどの事務手続の透明性の確保が望まれる。

2 補助金等及び委託料の終期設定について

県では平成 15 年度以前から交付されている補助金等や委託料については、いったん終期を設定し、その必要性を検討すべきである。

特に、少額の補助金等や随意契約による委託料については、定額で長期にわたって支出されているものが多く、支出する意義も薄らいでいる可能性がある。

県は、平成 25 年度において有識者による事業点検が実施されている点も踏まえ、全ての補助金等及び委託料に関して、公益性の観点から必要な支出かを改めて確認されたい。

3 福祉行政に係る計画の目標設定と PDCA について

平成 24 年度は第 3 次おかやま夢づくりプランの計画実施期間の初年度であった。また、新しい行政評価システムによる施策・事務事業評価の結果が平成 25 年 8 月に公表され、県の新たな PDCA の取組が開始されたところである。

一方、県がこれまで制度に基づき実施してきた計画や県独自に取り組んできた計画などについては、夢づくりプラン実現のための個別計画として、今後も計画の進捗状況を確認していく必要がある。

この点、夢づくりプラン策定時の目標設定と過去設定した目標との整合性を確認しながら、適宜県民に対するわかりやすい説明に努める必要がある。

4 県の市町村に対する関与について

県から交付した補助金が市町村を通じ、事業者へ交付されるような場合において、各市町村では定められた規則等に基づき検査確認が実施されるため、県が関与することはない。市町村からは要綱上定められた様式による書面が提出され、県はそれを審査する。

県が行う検査確認は、例えば一定の金額を超える施設整備案件では現地調査等を行い確認するように、県から市町村を通じて事業者に対して交付する施設整備補助金の場合には、その検査確認は、対象施設の写真や工事業者からの工事完了通知などを市町村から提出させている案件もあったが、国からの通知などで県の関与が明確になっている場合を除き、県での審査は書面のみである。

しかし、検査手続の形骸化防止のために、県が実施するのと同等の事務が市町村において実施されているかについて、県は市町村から報告させるなどの手法について検討されたい。

以上

【参考資料】 監査対象一覧

1 補助金

補助金（10 百万円以上）							（単位：円）
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	交付先	交付の根拠	所管課	開始年度	
①-1	社会福祉事業助成費補助金	10,692,000	(福)岡山県社会福祉協議会	岡山県社会福祉事業助成費補助金交付要綱	保健福祉課	昭和 51 年度	
①-2	潜在的有資格者等養成支援事業費補助金	18,443,263	(学)川崎学園外 4 件	岡山県潜在的有資格者等養成支援事業費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 21 年度	
①-3	キャリア形成訪問指導事業費補助金	15,267,579	(学)ベル学園外 11 件	岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 21 年度	
①-4	日常生活自立支援事業補助金	66,583,000	(福)岡山県社会福祉協議会	岡山県社会福祉事業助成費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 11 年度	
①-5	介護福祉士等修学資金貸付事業補助金	289,980,000	(公財)岡山県福祉事業団	岡山県介護福祉士等修学資金(都道府県が適当と認める団体実施分) 補助金交付要綱	保健福祉課	平成 24 年度	
①-6	福祉・介護人材参入促進事業費補助金	16,066,089	(福)旭川荘外 11 件	福祉・介護人材参入促進事業費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 21 年度	
①-7	地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金	16,850,640	岡山県民生委員児童委員協議会	地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金交付要綱	保健福祉課	平成 4 年度	
①-8	社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	428,149,720	(独)福祉医療機構	岡山県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱	保健福祉課	昭和 36 年度	
①-9	岡山県福祉事業団育成強化費補助金	11,575,448	(公財)岡山県福祉事業団	岡山県福祉事業団育成強化費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 13 年度	
①-10	戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金	11,000,000	(一財)岡山県遺族連盟	戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金交付要綱	保健福祉課	平成 9 年度	
①-11	保健所建設事業費補助金	55,457,925	岡山市外 1 件	岡山市・倉敷市の保健所政令市移行に係る協定書	保健福祉課	平成 7 年度	
①-12	緊急雇用創出事業補助金	64,468,683	倉敷市	緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱	保健福祉課	平成 21 年度	

①-13	施設開設準備等特別対策事業費補助金	505,756,000	岡山市外 22 件	岡山県施設開設準備等特別対策事業費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度
①-14	介護基盤緊急整備等補助金(地域密着型施設整備)	359,000,000	井原市外 5 件	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度
①-15	地域支え合い体制づくり事業補助金	157,741,000	岡山市外 24 件	岡山県地域支え合い体制づくり事業費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 23 年度
①-16	岡山県老人福祉費(在宅)補助金	13,976,000	(福)岡山県社会福祉協議会	岡山県老人福祉費(在宅)補助金交付要綱	長寿社会課	平成 3 年度
①-17	軽費老人ホーム運営費補助金	575,639,000	(福)日本原荘外 28 件	軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱	長寿社会課	昭和 47 年度
①-18	介護基盤緊急整備等補助金(地域密着型施設整備)	1,823,200,000	岡山市外 4 件	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度
①-19	介護基盤緊急整備等補助金(スプリンクラー整備)	13,341,000	岡山市外 3 件	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金交付要綱、岡山県老人福祉施設等スプリンクラー整備費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度
①-20	介護基盤緊急整備等補助金(防災補強等支援事業)	16,841,000	岡山市	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度
①-21	社会福祉施設等整備費補助金	783,770,000	(福)鶯園外 5 件	岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	長寿社会課	昭和 55 年度
①-22	食鳥検査促進事業費補助金	15,000,000	(公財)岡山県健康づくり財団	岡山県食鳥検査促進事業費補助金交付要綱	生活衛生課	平成 5 年度
①-23	岡山県生活衛生営業指導費補助金	19,884,480	(公財)岡山県生活衛生営業指導センター	岡山県生活衛生営業指導費補助金交付要綱	生活衛生課	平成 13 年度
①-24	セーフティネット支援対策等事業費補助金	37,919,000	(福)岡山県社会福祉協議会	岡山県セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 19 年度
①-25	住まい対策拡充等支援事業補助金	201,371,000	岡山市外 18 件	岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金(住まい対策拡充等支援事業分)交付要綱	障害福祉課	平成 22 年度

①-26	岡山県地域生活支援事業費補助金	281,439,000	岡山市外 26 件	岡山県地域生活支援事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 18 年度
①-27	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金（新体系定着支援事業）	19,975,000	(福)ももどの学園外 4 件	岡山県障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 19 年度
①-28	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金（市町村実施分）	286,161,000	岡山市外 26 件	岡山県障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 19 年度
①-29	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金（開設準備経費補助金）	22,303,000	(福)ももたろう会外 30 件	岡山県障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 19 年度
①-30	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業）	373,581,000	(福)旭川荘外 108 件	岡山県障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 18 年度
①-31	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金（福祉・介護人材の処遇改善事業助成金）	95,007,209	(福)クムレ外 15 件	岡山県障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 21 年度
①-32	障害者福祉施設等整備費補助金	226,328,000	(福)久米福祉会外 7 件	岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	障害福祉課	昭和 55 年度
①-33	発達障害者支援体制整備事業費補助金	19,213,000	瀬戸内市外 9 件	岡山県発達障害者支援体制整備事業費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 18 年度
①-34	緊急雇用創出事業補助金	16,413,643	岡山市	緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱	障害福祉課	平成 24 年度
①-35	社会福祉施設等耐震化等整備費補助金	339,225,000	(福)津山社会福祉事業会	岡山県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金交付要綱	障害福祉課	平成 21 年度
①-36	障害者福祉施設等整備費補助金	204,315,000	(福)江原恵明会外 1 件	岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	障害福祉課	昭和 55 年度
①-37	放課後児童健全育成事業費補助金	436,077,000	津山市外 21 件	岡山県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 19 年度
①-38	児童厚生施設整備費補助金	14,000,000	瀬戸内市	岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱	子ども未来課	昭和 55 年度
①-39	安心子ども基金特別対策事業費補助金（全ての子ども・家庭への支援関係）	129,603,000	岡山市外 18 件	岡山県安心子ども基金特別対策事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 21 年度

①-40	安心こども基金特別対策事業費補助金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）	16,367,000	岡山市外 26 件	岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 21 年度
①-41	母子家庭高等技能訓練促進費給付金事業補助金	64,935,000	岡山市外 6 件	岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 21 年度
①-42	安心こども基金特別対策事業費補助金（児童虐待防止対策緊急強化事業）	17,087,000	岡山市外 13 件	岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 21 年度
①-43	学童地域支援事業費補助金	21,510,000	玉野市外 9 件	岡山県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 19 年度
①-44	放課後児童クラブ障害児受入サポート事業	11,304,000	津山市外 4 件	岡山県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 19 年度
①-45	児童家庭支援センター運営事業費補助金	12,660,000	(福)クムレ	岡山県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 22 年度
①-46	緊急雇用創出事業補助金	14,684,665	美咲町	緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱	子ども未来課	平成 23 年度
①-47	安心こども基金特別対策事業費補助金（保育所緊急整備）	619,333,000	岡山市外 2 件	岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成 21 年度
①-48	後期高齢者保健推進事業補助金	47,166,000	岡山県後期高齢者医療広域連合	岡山県後期高齢者保健推進事業補助金交付要綱	健康推進課	平成 21 年度
①-49	妊婦健康診査臨時特例事業費補助金	348,091,000	岡山市外 26 件	岡山県妊婦健康診査臨時特例事業費補助金交付要綱	健康推進課	平成 20 年度
①-50	岡山県予防疫種事故対策費補助金	11,204,850	岡山市外 1 件	岡山県予防疫種事故対策費補助金交付要綱	健康推進課	昭和 52 年度
①-51	岡山県感染症指定医療機関運営費補助金	21,564,000	岡山市外 2 件	岡山県感染症指定医療機関運営費補助金交付要綱	健康推進課	平成 11 年度
①-52	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例補助金	842,077,000	岡山市外 26 件	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例補助金交付要綱	健康推進課	平成 22 年度
①-53	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備補助金	28,475,000	(財)津山慈風会外 11 件	岡山県保健衛生施設設備整備費補助金交付要綱	健康推進課	平成 20 年度
①-54	地域自殺対策緊急強化事業費補助金	16,029,674	岡山市外 11 件	岡山県地域自殺対策緊急強化事業費補助金交付要綱	健康推進課	平成 21 年度

①-55	精神障害者の地域生活を支える訪問・通所型医療中核拠点設置事業補助金	11,606,000	(地独)岡山県精神科医療センター	岡山県医療施設等施設整備費補助金交付要綱	健康推進課	平成24年度
①-56	療養病床転換助成事業補助金	20,150,000	(医)恵和会外1件	岡山県病床転換事業費補助金交付要綱	医療推進課	平成20年度
①-57	岡山県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	45,000,000	(福)恩賜財団済生会支部岡山県済生会外4件	岡山県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱	医療推進課	平成14年度
①-58	救命救急センター運営費補助金	309,008,000	日本赤十字社岡山県支部外2件	岡山県救命救急センター運営費補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-59	ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金	211,765,000	(学)川崎学園	岡山県ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金交付要綱	医療推進課	平成13年度
①-60	へき地医療拠点病院運営費補助金	40,454,000	(福)恩賜財団済生会支部岡山県済生会外5件	岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱	医療推進課	平成13年度
①-61	へき地診療所設備整備補助金	12,945,000	新見市外2件	岡山県医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医療推進課	昭和62年度
①-62	産科医等育成確保支援事業補助金	26,298,000	(医)社団明和会外27件	岡山県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱	医療推進課	平成21年度
①-63	小児救急医療拠点病院補助金	37,301,000	(財)津山慈風会	岡山県小児救急医療拠点病院整備事業費補助金交付要綱	医療推進課	平成20年度
①-64	救急勤務医支援事業補助金	20,159,000	(福)恩賜財団済生会支部岡山県済生会外18件	岡山県救急勤務医支援事業費補助金交付要綱	医療推進課	平成21年度
①-65	医療施設耐震化臨時特例事業補助金	1,770,707,000	(医)清梁会高梁中央病院外10件	岡山県医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療推進課	平成22年度
①-66	医療施設等機能強化事業設備整備補助金	346,398,000	(公財)大原記念倉敷中央医療機構外9件	岡山県医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-67	医療施設等機能強化事業施設整備補助金	139,165,000	(財)津山慈風会外4件	岡山県医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-68	地域医療総合支援センター設立支援事業補助金	335,800,000	(大)岡山大学	岡山県地域医療総合支援センター設立支援事業補助金交付要綱	医療推進課	平成22年度

①-69	低侵襲治療センター整備 事業補助金	53,372,000	(大) 岡山大学	低侵襲治療センター整備事 業補助金交付要綱	医療推進課	平成 23 年度
①-70	二次救急医療機関設備整 備事業費補助金	311,026,000	(独) 労働者健康 福祉機構岡山労 災病院外 5 件	岡山県医療施設等設備整備 補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-71	医療施設等設備整備費補 助金	16,038,000	笠岡市外 2 件	岡山県医療施設等設備整備 補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-72	へき地医療の支援体制強 化に係る必要な施設・設 備の整備補助金	29,781,000	日本赤十字社岡 山県支部外 3 件	岡山県医療施設等設備整備 補助金交付要綱	医療推進課	平成 22 年度
①-73	周産期医療対策事業等補 助金	104,913,000	(公財) 大原記念 倉敷中央医療機 構外 3 件	岡山県周産期医療対策事業 等補助金交付要綱	医療推進課	平成 12 年度
①-74	がん診療施設施設整備事 業補助金	30,650,000	(公財) 大原記念 倉敷中央医療機 構	岡山県医療施設等設備整備 費補助金交付要綱	医療推進課	平成 7 年度以前 (開始時期不明)
①-75	地域医療情報ネットワー ク整備事業補助金	289,371,000	日本赤十字社岡 山県支部外 17 件	岡山県医療施設等設備整備 費補助金交付要綱	医療推進課	平成 24 年度
①-76	災害医療連携体制強化設 備整備事業補助金	24,620,000	(財) 津山慈風会 外 3 件	岡山県医療施設等設備整備 費補助金	医療推進課	平成 24 年度
①-77	障害児(者)総合療育セ ンター整備事業補助金	128,000,000	(福) 旭川荘	岡山県医療施設等施設整備 補助金交付要綱	医療推進課	平成 24 年度
①-78	院内保育事業運営費補助 金	94,471,000	(医) 生萌会さわ だレディスクリ ニック外 32 件	岡山県院内保育事業運営費 補助金交付要綱	医療推進課	平成 7 年度
①-79	看護師等養成所運営費補 助金	230,518,000	岡山赤十字看護 専門学校外 12 件	岡山県看護師等養成所運営 費補助金交付要綱	医療推進課	平成 5 年度
①-80	新人看護職員研修事業費 補助金	20,132,000	(医) 仁風会倉敷 仁風ホスピタル 外 31 件	岡山県新人看護職員研修事 業費補助金交付要綱	医療推進課	平成 22 年度
補助金 (10 百万円未満)						(単位: 円)
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	交付先	交付の根拠	所管課	開始年度
①-81	岡山県献血推進活動費補 助金	800,000	岡山県愛育委員 連合会	岡山県献血推進活動費補助 金交付要綱	医薬安全課	平成 14 年度

①-82a	コメディカル研修費補助金	800,000	(公社)岡山県診療放射線技師会外7件	岡山県コメディカル研修費補助金交付要綱	医療推進課	平成13年度
①-82b	ともしび会運営費補助金	100,000	ともしび会	岡山県ともしび会運営費補助金交付要綱	医療推進課	平成13年度
①-83	瀬戸内海巡回診療船「済生丸」運営費補助金	5,500,000	(福)恩賜財団済生会支部岡山県済生会	特別へき地巡回診療船運営費補助金交付要綱	医療推進課	不明
①-84	岡山県愛育委員活動推進事業費補助金	4,875,000	岡山県愛育委員連合会	岡山県愛育・栄養委員活動推進事業費補助金交付要綱	健康推進課	平成13年度
①-85	岡山県栄養委員活動推進事業費補助金	1,220,000	岡山県栄養改善協議会	岡山県愛育・栄養委員活動推進事業費補助金交付要綱	健康推進課	平成13年度
①-86	岡山県精神保健福祉活動推進事業費補助金	100,000	(一社)岡山県精神保健福祉協会	岡山県精神保健福祉課活動推進事業費補助金交付要綱	健康推進課	平成14年度
①-87	精神科病院入院患者社会復帰促進事業補助金	50,000	(特非)おかやま入居支援センター	岡山県精神科病院入院患者社会復帰促進事業補助金交付要綱	健康推進課	昭和62年度
①-88	こんにちは!「ももっこステーション」事業費補助金	250,000	備前プレパークの会	こんにちは!「ももっこステーション」事業費補助金交付要綱	子ども未来課	平成24年度
①-89	パパ育休取ろうね助成金	1,200,000	オカネツ工業(株)外11件	おかやま子育て応援宣言企業パパ育休取ろうね助成金支給要綱	子ども未来課	平成21年度
①-90	子育て夢づくり応援キャンペーン事業補助金	2,000,000	はぐくみ岡山実行委員会	岡山県子育て夢づくり応援キャンペーン事業補助金交付要綱	子ども未来課	平成14年度
①-91	入所施設児童等福祉対策費補助金	7,539,500	(福)旭川荘外43件	入所施設児童等福祉対策費補助金交付要綱	子ども未来課	昭和48年度
①-92	保育所職員資質向上対策費補助金	125,000	岡山県保育協議会保育会	岡山県保育所職員資質向上対策費補助金交付要綱	子ども未来課	平成12年度
①-93	母子寡婦家庭向上対策費補助金	250,000	(一財)岡山県母子寡婦福祉連合会	岡山県母子寡婦家庭向上対策費補助金交付要綱	子ども未来課	平成13年度
①-94	身体障害者更生援護事業費補助金	1,000,000	(財)岡山県身体障害者福祉連合	岡山県身体障害者更生援護事業費補助金交付要綱	障害福祉課	昭和50年度

			会外 4 件			
①-95	知的障害者更生援護事業費補助金	400,000	(一社)岡山県手をつなぐ育成会外 1 件	岡山県知的障害者更生援護事業費補助金交付要綱	障害福祉課	不明
①-96	岡山県広域の水道水質検査施設整備費補助金	7,000,000	岡山県広域水道企業団	岡山県広域の水道水質検査施設整備費補助金交付要綱	生活衛生課	平成 22 年度
①-97	公衆浴場経営安定補助金	3,300,000	倉敷市外 3 件	岡山県公衆浴場経営安定補助金交付要綱	生活衛生課	昭和 52 年度
①-98	公衆浴場設備改善補助金	637,070	倉敷市	岡山県公衆浴場設備改善補助金交付要綱	生活衛生課	昭和 48 年度
①-99	医療費適正化推進事業補助金	1,604,000	岡山県後期高齢者医療広域連合	岡山県後期高齢者医療費適正化推進事業補助金交付要綱	長寿社会課	平成 20 年度
①-100	県老人クラブ連合会事業費補助金	750,000	(公財)岡山県老人クラブ連合会	岡山県老人クラブ連合会事業費補助金交付要綱	長寿社会課	昭和 52 年度

2 負担金

負担金 (10 百万円以上)							(単位: 円)
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	交付先	交付の根拠	所管課	開始年度	
②-1	社会福祉協議会育成強化費	27,000,000	(福)岡山県社会福祉協議会	伺定め	保健福祉課	昭和 49 年度	
②-2	岡山県障害者自立支援給付費等負担金	6,483,058,387	岡山市外 26 件	岡山県障害者自立支援給付費等負担金交付要綱	障害福祉課	平成 18 年度	
②-3	後期高齢者医療給付費県費負担金	18,508,887,103	岡山県後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律	長寿社会課	平成 20 年度	
②-4	後期高齢者医療制度基盤安定事業県費負担金	3,173,005,009	岡山市外 26 件	高齢者の医療の確保に関する法律	長寿社会課	平成 20 年度	
②-5	後期高齢者医療高額医療費県費負担金	926,995,965	岡山県後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律	長寿社会課	平成 20 年度	
②-6	介護給付費負担金	21,898,167,191	岡山市外 26 件	介護保険法	長寿社会課	平成 12 年度	
②-7	国民健康保険高額医療費事業負担金	972,306,967	岡山市外 26 件	岡山県国民健康保険高額医療費共同事業負担金交付要綱	長寿社会課	昭和 63 年度	

②-8	国民健康保険基盤安定事業負担金	4,566,071,889	岡山市外 26 件	岡山県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	長寿社会課	平成 2 年度
②-9	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	176,766,000	岡山市外 26 件	岡山県国民健康保険特定健康診査保健指導負担金交付要綱	健康推進課	平成 20 年度
②-10	児童保護措置費負担金	2,435,739,272	岡山市外 87 件	児童福祉法	子ども未来課	昭和 23 年度
②-11	保育所運営費県費負担金	1,163,188,003	津山市外 19 件	児童福祉法	子ども未来課	昭和 51 年度
②-12	居住地不明分負担金	156,015,725	津山市外 13 件	生活保護法第 7 3 条	障害福祉課	昭和 25 年度
②-13	岡山県精神科医療センター運営費負担金	688,296,000	(地独)岡山県精神科医療センター	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター運営費負担金交付要綱	健康推進課	不明
②-14	ダム管理費県負担金	322,968,674	岡山県広域水道企業団	岡山県広域水道企業団の経費に対する出資金の出資割合及び負担金の負担割合について(協議書)	生活衛生課	平成 17 年度
②-15	企業償還金利息相当負担金	92,041,568	岡山県広域水道企業団	岡山県広域水道企業団の経費に対する出資金の出資割合及び負担金の負担割合について(協議書)	生活衛生課	昭和 59 年度
②-16	自治医科大学分担金	128,700,000	(学)自治医科大学	伺定め	医療推進課	昭和 47 年度
負担金 (10 百万円未満)						(単位:円)
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	交付先	交付の根拠	所管課	開始年度
②-17	いのちの電話協会維持委員会費負担金	200,000	(福)岡山いのちの電話協会	伺定め	健康推進課	平成元年度
②-18	吉備高原車いすふれあいロードレース大会負担金	2,700,000	吉備高原車いすふれあいロードレース大会組織委員会	伺定め	障害福祉課	昭和 63 年度
②-19	内外情勢調査会費負担金	189,000	(一社)内外情勢調査会	伺定め	保健福祉課	昭和 48 年度
②-20	戦跡慰霊巡拝参加負担金	480,000	(一財)岡山県遺族連盟	伺定め	保健福祉課	平成 24 年度

3 交付金

交付金 (10 百万円以上)							(単位: 円)
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	交付先	交付の根拠	所管課	開始年度	
③-1	心身障害者扶養共済制度 特別調整費	132,824,000	(独)福祉医療機 構	心身障害者扶養保険約款	障害福祉課	平成 7 年度	
③-2	心身障害者扶養共済制度 費交付金	226,377,900	(独)福祉医療機 構外 680 件	在宅心身障害児(者)福祉 対策費補助金交付要綱	障害福祉課	昭和 45 年度	
③-3	地域支援事業県交付金	614,181,513	岡山市外 26 件	介護保険法	長寿社会課	平成 18 年度	
③-4	介護職員処遇改善交付金	499,137,170	岡山県国民健康 保険団体連合会 外 6 件	岡山県介護職員処遇改善交 付金交付要綱	長寿社会課	平成 21 年度	
③-5	岡山県介護保険財政安定 化基金交付金	1,332,999,991	岡山市外 26 件	岡山県介護保険財政安定化 基金条例	長寿社会課	平成 24 年度	
③-6	国民健康保険調整交付金	8,512,226,000	岡山市外 26 件	岡山県国民健康保険調整交 付金交付条例	長寿社会課	平成 17 年度	
③-7	児童手当・子ども手当交 付金	4,984,793,403	岡山市外 26 件	児童手当法、平成 22 年度等 における子ども手当の支給 に関する法律、平成 23 年度 における子ども手当の支給 等に関する特別措置法	子ども未来課	昭和 47 年度	
③-8	岡山県児童健全育成交付 金	11,499,000	津山市外 17 件	岡山県児童健全育成交付金 交付要綱	子ども未来課	平成 17 年度	
③-9	保健所設置市委譲事務等 交付金	31,196,000	岡山市外 1 件	岡山県保健所設置市委譲事 務等交付金交付要綱	保健福祉課	平成 6 年度	

4 委託料

委託料 (10 百万円以上)						(単位: 円)
No	名称	平成 24 年度 予算執行額	委託先	所管課	開始年度	
④-1	福祉人材確保重点事業	32,379,000	(福)岡山県社会福祉協議会	保健福祉課	平成 4 年度	
④-2	福祉・介護人材マッチング機能強化事業	32,150,553	(福)岡山県社会福祉協議会	保健福祉課	平成 21 年度	
④-3	地域生活定着促進事業	24,000,000	(福)岡山県社会福祉協議会	保健福祉課	平成 22 年度	
④-4	健康の森環境管理等業務	13,563,585	新見市森林組合	健康推進課	平成 6 年度	

④-5	聴覚障害者センター管理運営事業（※）	11,547,000	（公社）岡山県聴覚障害者福祉協会	障害福祉課	平成17年度
④-6	アウトリーチ推進事業	11,961,800	（一財）江原積善会外1件	健康推進課	平成23年度
④-7	障害者就業・生活支援センター事業	13,835,348	（福）旭川荘外2件	障害福祉課	平成16年度
④-8	発達障害者支援センター運営事業	23,073,935	（福）旭川荘	障害福祉課	平成14年度
④-9	社会参加推進センター運営事業	29,422,000	（財）岡山県身体障害者福祉連合会	障害福祉課	平成3年度
④-10	障害児等療育支援事業	12,403,760	（福）旭川荘外6件	障害福祉課	平成18年度
④-11	発達障害者支援センター整備事業	11,518,511	（福）旭川荘	障害福祉課	平成20年度
④-12	訪問介護支援事業	10,962,509	（公社）岡山県医師会	長寿社会課	平成23年度
④-13	視覚障害者センター管理（※）	24,193,000	（福）岡山県視覚障害者協会	障害福祉課	昭和60年度
④-14	ひとり親家庭の在宅就業支援事業	137,446,566	（株）パソナテック	子ども未来課	平成23年度
④-15	原爆被爆者健康診断	18,127,701	県内各医療機関	保健福祉課	昭和57年度
④-16	生活習慣病登録・評価事業費	16,950,000	（大）岡山大学	医療推進課	平成4年度
④-17	先天性代謝異常等検査事業費	33,531,680	（公財）岡山県健康づくり財団外1件	健康推進課	昭和52年度
④-18	健康増進施設推進費（※）	108,313,500	（公財）岡山県健康づくり財団	健康推進課	平成9年度
④-19	難病対策の推進に関する窓口業務	19,137,810	岡山市外1件	医薬安全課	平成6年度
④-20	難病相談・支援センター事業	21,857,908	（公財）岡山県健康づくり財団	医薬安全課	平成16年度
④-21	犬ねこ引取等業務	62,933,000	岡山県獣医師畜産事業協同組合	生活衛生課	昭和49年度
④-22	動物愛護関係業務	29,326,000	（公財）岡山県動物愛護財団	生活衛生課	平成8年度
④-23	精神科病院群輪番体制整備事業	16,604,990	岡山県精神科病院協会	健康推進課	平成10年度
④-24	精神障害者相談業務	20,321,004	（特非）岡山県精神障害者家族会連合会	健康推進課	平成18年度
④-25	食品衛生業務委託	15,596,870	（一社）岡山県食品衛生協会	生活衛生課	平成6年度
④-26	小児救急医療電話相談事業	11,000,618	（公社）岡山県医師会	医療推進課	平成16年度
④-27	地域医療実践研究事業	18,000,000	（大）岡山大学	医療推進課	平成22年度
④-28	看護師等就労促進事業（ナースセンター事業Ⅱ）	23,912,779	（公社）岡山県看護協会	医療推進課	平成22年度
④-29	女性医師キャリアセンター運営事業	20,000,000	（大）岡山大学	医療推進課	平成22年度
④-30	地域医療従事医師育成最適プログラム策定事業	15,000,000	（特非）岡山医師研修支援機構	医療推進課	平成22年度
④-31	医療情報システム整備事業	177,525,271	（一社）岡山県病院協会	医療推進課	平成22年度
④-32	医療情報ネットワーク運用促進事業	15,050,168	（公社）岡山県医師会	医療推進課	平成24年度
④-33	緩和ケアの普及促進事業	13,701,160	（大）岡山大学	医療推進課	平成24年度
④-34	生活習慣病医療連携推進業務	14,417,408	（大）岡山大学	健康推進課	平成24年度

④-35	へき地医療支援機構運営費	10,299,000	(福)恩賜財団済生会	医療推進課	平成14年度
④-36	地域医療支援センター運営委託事業	20,496,860	(福)恩賜財団済生会外1件	医療推進課	平成24年度
④-37	看護婦等就労促進事業費(ナースセンター事業)	16,513,622	(公社)岡山県看護協会	医療推進課	昭和50年度
④-38	代替職員の確保による現任介護職員等研修支援事業	54,973,053	(株)パソナ岡山	保健福祉課	平成21年度
委託料(10百万円未満)					(単位:円)
No	名称	平成24年度 予算執行額	委託先	所管課	開始年度
④-39	在宅重症難病患者一時入院事業	4,406,120	(独)国立病院機構南岡山医療センター外11件	医薬安全課	平成22年度
④-40	神経難病患者在宅医療支援事業	300,000	山陽地区神経難病ネットワーク協議会	医薬安全課	平成14年度
④-41	難病医療連絡協議会運営業務	5,680,000	岡山県難病医療連絡協議会	医薬安全課	平成10年度
④-42	難病患者・家族の定期相談・交流会事業	630,000	岡山県難病団体連絡協議会	医薬安全課	平成5年度
④-43	登録販売者試験会場設営業務	699,300	(株)山陽新聞事業社	医薬安全課	平成20年度
④-44	登録販売者試験実施業務	1,511,979	(株)オービス	医薬安全課	平成20年度
④-45	「いのちのリレーを考える講演会」事業	330,000	(公財)岡山県臓器バンク	医薬安全課	平成2年度
④-46	覚醒剤等薬物相談窓口事業	26,000	岡山市外1件	医薬安全課	平成6年度
④-47	臓器移植コーディネーター設置事業	7,260,000	(公財)岡山県臓器バンク	医薬安全課	平成10年度
④-48	ナースキャリアアップ推進事業	1,800,173	(公社)岡山県看護協会	医療推進課	平成7年度
④-49	医療救護要員研修事業	500,000	総合病院岡山赤十字病院	医療推進課	平成9年度
④-50	緩和ケア推進事業	1,387,501	(公社)岡山県医師会	医療推進課	平成21年度
④-51	在宅医療の推進のための実地研修事業	2,279,833	(公社)岡山県医師会	医療推進課	平成12年度
④-52	在宅医療連携拠点事業	7,219,989	(一社)御津医師会	医療推進課	平成24年度
④-53	歯科医療安全管理体制推進特別事業	715,999	(一社)岡山県歯科医師会	医療推進課	平成23年度
④-54	実習指導講習会	2,237,112	(公社)岡山県看護協会	医療推進課	平成20年度
④-55	周産期医療対策推進事業費	124,950	(公財)大原記念倉敷中央医療機構	医療推進課	不明

④-56	就労・非就労助産師への実践教育プログラム	3,000,000	(大)岡山大学	医療推進課	平成23年度
④-57	女性医師復職支援事業	2,999,724	(公社)岡山県医師会	医療推進課	平成20年度
④-58	小児救急院内研修事業	856,256	総合病院岡山赤十字病院外2件	医療推進課	平成23年度
④-59	小児救急地域医師研修事業	1,359,750	(公社)岡山県医師会	医療推進課	平成22年度
④-60	新人助産師合同研修事業	2,017,134	(公社)岡山県医師会	医療推進課	平成24年度
④-61	人口動態磁気データ解析	472,500	(株)オービス	医療推進課	不明
④-62	先端医療を活用したリハビリテーション推進事業	945,000	(学)川崎学園	医療推進課	平成23年度
④-63	多様な勤務形態導入研修事業	823,883	(公社)岡山県看護協会	医療推進課	平成23年度
④-64	訪問看護従事者研修会	434,000	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	医療推進課	平成7年度
④-65	訪問看護推進事業	5,544,016	(公社)岡山県看護協会	医療推進課	平成23年度
④-66	訪問薬剤指導を行う薬剤師の養成	4,210,321	(一社)岡山県薬剤師会	医療推進課	平成24年度
④-67	勤務医業務負担軽減事業	7,173,206	(福)恩賜財団済生会外5件	医療推進課	平成23年度
④-68	1201運動推進事業	1,486,800	(社)岡山県歯科衛生士会	健康推進課	平成19年度
④-69	8020健康長寿社会づくり推進事業	1,628,135	(一社)岡山県歯科医師会外1件	健康推進課	平成23年度
④-70	家族支援事業	500,000	(特非)岡山県精神障害者家族会連合会	健康推進課	平成20年度
④-71	肝炎治療特別促進事業窓口業務委託	3,316,800	岡山市外1件	健康推進課	平成20年度
④-72	肝疾患診療従事者研修事業	500,000	(公社)岡山県医師会	健康推進課	平成19年度
④-73	緊急肝炎ウイルス検査事業	889,402	(公社)岡山県医師会	健康推進課	平成20年度
④-74	高次脳機能障害支援普及事業	6,931,984	(福)旭川荘外1件	健康推進課	平成14年度
④-75	在宅歯科医療連携室整備事業	3,760,103	(一社)岡山県歯科医師会	健康推進課	平成22年度
④-76	障害者を地域で支える体制作りモデル事業	7,178,276	(特非)岡山県精神障害者家族会連合会	健康推進課	平成22年度
④-77	精神科救急情報センター事業	7,898,223	(地独)岡山県精神科医療センター	健康推進課	平成10年度

④-78	精神保健福祉セミナー	500,000	(一社)岡山県精神保健福祉協会	健康推進課	平成13年度以前 (開始時期不明)
④-79	不妊専門相談センター事業	5,239,416	(大)岡山大学	健康推進課	平成16年度
④-80	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業	967,139	(公社)岡山県医師会	健康推進課	平成20年度
④-81	ピアサポーター養成研修事業	552,329	(副)あすなろ福祉会	健康推進課	平成24年度
④-82	ひきこもり社会適応支援事業	1,576,640	KHJ岡山きびの会外3件	健康推進課	平成15年度
④-83	栄養成分表示の店登録事業	1,120,840	(公社)岡山県栄養士会	健康推進課	平成15年度
④-84	給食施設指導強化事業費	480,000	岡山県給食協議会外1件	健康推進課	昭和61年度
④-85	健康・栄養調査業務	360,272	(株)エスアールエル	健康推進課	平成元年度
④-86	健康づくり施設利用支援送迎事業	179,000	(公財)岡山県健康づくり財団	健康推進課	平成24年度
④-87	県民健康調査分析等事業	9,541,280	(株)ビザビコミュニケーションズ	健康推進課	平成24年度
④-88	子どもの健やか発達支援事業	322,000	(福)旭川荘	健康推進課	昭和59年度
④-89	自殺予防啓発テレビスポット等放送	6,884,850	(株)山陽放送サービス外1件	健康推進課	平成21年度
④-90	職域に対する相談支援事業	1,967,237	総社商工会議所外2件	健康推進課	平成22年度
④-91	食の安全・食育推進計画策定業務	8,568,000	(株)サーベイリサーチセンター	健康推進課	平成24年度
④-92	精神障害者ピアサポータースキルアップ事業	5,203,542	スピーカーズビューロー岡山	健康推進課	平成23年度
④-93	精神障害者試験外泊事業	229,878	(特非)岡山県精神障害者家族会連合会	健康推進課	平成20年度
④-94	精神障害者社会適応訓練事業	721,070	倉敷市	健康推進課	昭和62年度
④-95	精神障害者入居支援事業	5,094,278	(特非)おかやま入居支援センター	健康推進課	平成21年度
④-96	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	1,373,000	岡山県愛育委員連合会	健康推進課	平成19年度
④-97	電話相談支援事業	2,063,000	(福)岡山いのちの電話協会	健康推進課	平成21年度
④-98	糖尿病予防戦略事業	416,250	岡山県栄養改善協議会	健康推進課	平成23年度
④-99	特定健診・がん検診受診率向上事業	442,827	岡山県国民健康保険団体連合	健康推進課	平成21年度

			会		
④-100	普及啓発事業（広報事業）	378,000	山陽映画(株)	健康推進課	平成14年度
④-101	児童福祉司任用資格取得指定講習会	1,236,165	岡山ソーシャルワーカー協会	子ども未来課	平成20年度
④-102	放課後児童健全育成事業	250,000	岡山県学童保育連絡協議会	子ども未来課	平成19年度
④-103	里親里子交歓会事業	198,835	(財)岡山県里親会	子ども未来課	不明
④-104	ひとり親福祉協力員研修会	180,000	(一財)岡山県母子寡婦福祉連 合会	子ども未来課	不明
④-105	おかやま子育てカレッジ全国発信事業	2,286,900	(株)オフィスダン	子ども未来課	平成24年度
④-106	ひとり親家庭支援センター事業	3,324,313	(公財)岡山県愛染会	子ども未来課	平成20年度
④-107	結婚応援セミナー開催業務	215,000	(有)チアーズ	子ども未来課	平成24年度
④-108	子育て応援企業調査確認業務	147,000	岡山県中小企業団体中央会	子ども未来課	平成20年度
④-109	地域子育て支援拠点エンパワメント事業	1,200,000	おかやま地域子育て支援拠点 ネットワーク	子ども未来課	平成20年度
④-110	販路開拓員等設置事業	6,690,600	(特非)岡山県社会就労センタ ー協議会	障害福祉課	平成20年度
④-111	要約筆記奉仕員養成事業（※）	1,472,000	(公社)岡山県聴覚障害者福祉 協会	障害福祉課	昭和56年度
④-112	健康の森学園就労継続支援事業所及び障 害者支援施設管理運営費（※）	5,589,260	(福)健康の森学園	障害福祉課	平成3年度
④-113	国民生活金融公庫推薦事務委託	100,000	(公財)岡山県生活衛生営業指 導センター	生活衛生課	平成13年度
④-114	食品衛生指導員による巡回指導委託	1,282,050	(社)岡山県食品衛生協会	生活衛生課	昭和35年度
④-115	食品衛生推進員活動事業委託	311,808	(社)岡山県食品衛生協会	生活衛生課	平成8年度
④-116	食品衛生責任者再教育	761,250	(社)岡山県食品衛生協会	生活衛生課	昭和54年度
④-117	第2次岡山県食の安全・安心推進計画策 定事業	257,657	(学)中国学園外1件	生活衛生課	平成24年度
④-118	主任介護支援専門員研修事業	2,728,239	岡山ソーシャルワーカー協会	長寿社会課	平成21年度
④-119	法的相談窓口設置事業	829,039	(公財)リーガル・エイド岡山	長寿社会課	平成19年度
④-120	レシピポイント検効率化推進モデル事業	138,082	国民健康保険団体連合会	長寿社会課	平成24年度

④-121	全国健康福祉祭参加事業	5,075,916	(福)岡山県社会福祉協議会	長寿社会課	平成 18 年度
④-122	「岡山の塔」維持管理	301,350	(公財)沖縄県平和祈念財団	保健福祉課	昭和 50 年度
④-123	岡山県福祉基金貸付事業	221,025	(公財)岡山県福祉事業団	保健福祉課	昭和 49 年度
④-124	災害ボランティア研修委託	170,000	(福)岡山県社会福祉協議会	保健福祉課	平成 17 年度
④-125	中国等帰国者自立促進研修事業	500,000	岡山県帰国者友の会	保健福祉課	昭和 58 年度

※は指定管理料であるが、決算書上「委託料」に含まれていることから、便宜上、本項目に記載している。

5 貸付金及び未収金

貸付金 (単位：千円)			
No	名称	平成 24 年度末 現在高	所管課
⑤-1	介護福祉士等修学資金貸付金	40,284	保健福祉課
⑤-2	医師養成確保奨学資金貸付金	151,200	医療推進課
⑤-3	看護学生奨学資金貸付金	404,997	医療推進課
⑤-4	岡山広域水道企業団貸付金	4,343,818	生活衛生課
⑤-5	岡山県母子金庫資金貸付金	0	子ども未来課
⑤-6	母子・寡婦福祉資金貸付金	423,888	子ども未来課
⑤-7	介護保険財政安定化基金貸付金	37,598	長寿社会課
未収金 (単位：千円)			
No	名称	平成 24 年度末 現在高	所管課
⑤-8	介護福祉士等修学資金貸付金返還金	626	保健福祉課
⑤-9	被爆者健康管理手当返還金	765	保健福祉課

⑤-10	看護学生奨学資金貸付金返還金	6,256	医療推進課
⑤-11	養育費弁償金	20	医薬安全課
⑤-12	母子・寡婦福祉資金貸付金	68,489	子ども未来課
⑤-13	児童保護弁償金	50,960	子ども未来課
⑤-14	児童扶養手当返納金	5,459	子ども未来課
⑤-15	生活保護費返還金	14,542	障害福祉課
⑤-16	心身障害者扶養共済制度掛金	3,012	障害福祉課
⑤-17	障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金返還金	3,043	障害福祉課
⑤-18	経過の福祉手当返還金	0	障害福祉課
⑤-19	介護職員処遇改善交付金返還金	31	長寿社会課

6 基金

基金 (単位：千円)			
No	名称	平成24年度末 現在高	所管課
⑥-1	岡山県災害救助基金	1,104,022	保健福祉課
⑥-2	岡山県社会福祉施設整備基金	1,851,444	保健福祉課
⑥-3	岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	620,044	保健福祉課
⑥-4	岡山県福祉基金	2,272,545	保健福祉課
⑥-5	岡山県地域医療再生臨時特例基金	4,931,324	医療推進課
⑥-6	岡山県医療施設耐震化臨時特例基金	1,300,847	医療推進課

⑥-7	岡山県妊婦健康診査支援基金	228,319	健康推進課
⑥-8	岡山県地域自殺対策緊急強化基金	120,231	健康推進課
⑥-9	岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金	136,843	健康推進課
⑥-10	岡山県安心こども基金	2,405,523	子ども未来課
⑥-11	岡山県愛とふれあいの基金	190,472	障害福祉課
⑥-12	岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金	124,400	障害福祉課
⑥-13	岡山県介護保険財政安定化基金	2,107,089	長寿社会課
⑥-14	岡山県国民健康保険広域化等支援基金	363,433	長寿社会課
⑥-15	岡山県後期高齢者医療財政安定化基金	2,328,241	長寿社会課
⑥-16	岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金	1,264,128	長寿社会課
⑥-17	岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	1,977,237	長寿社会課
⑥-18	岡山県地域介護活動支援等基金	1,333,921	長寿社会課